離島等供給約款変更届出書

令和５年５月19日

沖 縄 電 力 株 式 会 社

離島等供給約款変更届出書

沖電送送統発第３号
令和５年５月19日

経済産業大臣　西村　康稔　殿

沖縄県浦添市牧港五丁目２番１号
沖　縄　電　力　株　式　会　社
代表取締役社長
社長執行役員　本永　浩之

電気事業法第21条第１項の規定により，次のとおり離島等供給約款を変更したいので届け出ます。

変　更　の　内　容	別紙　離島等供給約款のとおりであります。
実　施　期　日	令和５年６月１日

別　紙

離 島 等 供 給 約 款

[低高圧用]

令和５年６月１日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

離 島 等 供 給 約 款 ［低高圧用］

目　　次

Ⅰ　総　　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1　適　　用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　離島等供給約款の届出および変更・・・・・・・・・・・・・・・1

3　定　　義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

4　単位および端数処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

5　実 施 細 目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

Ⅱ　契 約 の 申 込 み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

6　需給契約の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

7　需給契約の成立および契約期間・・・・・・・・・・・・・・・・6

8　需 要 場 所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

9　需給契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

10　供 給 の 開 始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

11　供 給 の 単 位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

12　承 諾 の 限 界・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

13　需給契約書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

Ⅲ　契約種別および料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

14　契 約 種 別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

15　定 額 電 灯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

16　従 量 電 灯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

17　時間帯別電灯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

18　Ｅｅらいふ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

19　臨 時 電 灯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

20　公 衆 街 路 灯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

21　業 務 用 電 力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

22　業務用電力Ⅱ型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
23　業務用季節別時間帯別電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
24　業務用ウィークエンド電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
25　低　圧　電　力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
26　高　圧　電　力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
27　季節別時間帯別電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
28　臨　時　電　力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
29　農 事 用 電 力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
30　自家発補給電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
31　予　備　電　力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84

Ⅳ　料金の算定および支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
32　料金の適用開始の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
33　検　　針　　日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
34　料金の算定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
35　使用電力量等の計量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
36　料 金 の 算 定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
37　日　割　計　算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
38　料金の支払義務および支払期日・・・・・・・・・・・・・・・・94
39　料金その他の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
40　延　滞　利　息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
41　保　　証　　金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・98

Ⅴ　使用および供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
42　適正契約の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
43　契 約 超 過 金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
44　力 率 の 保 持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
45　需要場所への立入りによる業務の実施・・・・・・・・・・・・100
46　電気の使用にともなうお客さまの協力・・・・・・・・・・・・101

47　供給の停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
48　供給停止の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
49　供給停止期間中の料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
50　違　約　金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
51　供給の中止または使用の制限もしくは中止・・・・・・・・・・104
52　制限または中止の料金割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
53　損害賠償の免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
54　設備の賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107

Ⅵ　契約の変更および終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
55　需給契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
56　名義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
57　需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
58　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および
　　工事費の精算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
59　解　約　等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
60　需給契約消滅後の債権債務関係・・・・・・・・・・・・・・・・112

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担・・・・・・・・・・・・・113
61　供給方法，工事および施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
62　工事費負担金等の申受けおよび精算・・・・・・・・・・・・・・113

Ⅷ　保　　安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
63　保安の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
64　調　　査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
65　調査に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・・115
66　保安に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・・115
67　検査または工事の受託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116
68　自家用電気工作物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116

附　　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118

別　　表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・145

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

(1) 当社が，低圧もしくは高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款[低高圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。

(2) この離島約款は，次の離島に適用いたします。

沖縄県：粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，多良間島，水納島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地），波照間島，与那国島

２　離島等供給約款の届出および変更

(1) この離島約款は，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款[低高圧用]によります。

３　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(3) 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置

を含みます。）をいいます。

(4) 小　型　機　器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 付　帯　電　灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯

(7) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を１次側電圧とする変圧器およびその２次側に施設される変圧器をいいます。

(9) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(10) 契　約　電　力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 最大需要電力

需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

⑿ 夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

⒀ そ　の　他　季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

⒁ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

⒂ 貿　易　統　計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

⒃ 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

４　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨

五入いたします。

(2) 契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力または臨時電力については，25（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。

(3) 使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧で供給する場合の30分ごとの使用電力量の単位は，最小位までといたします。

(4) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

５　実　施　細　目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

６　需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約主開閉器，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ　当社が，需給契約の締結に必要な事項のうち，当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項について，当該配電事業者に提供すること。

ハ　当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。

(3) 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または

当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(6) 高圧で電気の供給を受けるお客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，自家発補給電力の申込みをしていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8　需　要　場　所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

9　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１

需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

(1) １需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力，自家発補給電力のうちの１契約種別，予備電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯またはＥｅらいふと低圧電力とをあわせて契約する場合

(3) 次の場合で，２以上のお客さまが共用する受電設備によって電気の供給を受けることを希望され，当社が一括して電気を供給する場合

イ　コンビナート等の工場群

次のいずれにも該当する場合

(ｲ) それぞれのお客さまの需要場所が近接していること。

(ﾛ) それぞれのお客さまが，同一の資本系列に属していること，または相互に電気設備上もしくは製造工程上密接な協力関係にあること。

(ﾊ) それぞれのお客さまの需要電力の最大値が500キロワット以上であること。

(ﾆ) お客さまの代表者が，当社との間の料金の支払いおよび保安の責任を一括して負い，かつ，当社との協議等を行なうこと。

ロ　中小企業工場団地等

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成 16 年政令第 182 号）第３条第１項第２号イもしくはロ，第３号または第４号に規定する事業を行なう事業協同組合，事業協同小組合もしくはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会であって，独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）第 15 条第１項第３号もしくは第４号の業務に係る資金の貸付けを受けたものまたはこれらに準ずるもの（以下これらを総称して「組合」といいます。）が，中小企業工場団地等において，その組合員（所属員を含みます。）のために受電設備を施設する場合で，次のいずれにも該当するとき。

(ｲ) さく，へい，道路等によって団地と外部とが明確に区分され，かつ，組合または組合員（所属員を含みます。）以外の者の工場等が団地内に存在しないこと。

(ﾛ) 需給契約の当事者が組合であること。

(ﾊ) 組合の内部における電気料金の負担の基準がその定款または規約に明確に定められており，かつ，その基準にもとづき算定される各組合員（所属員を含みます。）の電気料金の負担額の合計が当社に対する組合の料金支払額と一致するものと認められること。

(ﾆ) 高圧電力の適用範囲に該当すること。

10 供給の開始

(1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

(2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期

日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

当社は，次のいずれかに該当する場合には，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

(1) 原則として契約電力が500キロワット以上の場合

(2) 特別の事情があり，お客さままたは当社が必要とする場合

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	
	時間帯別電灯	
	Ｅｅらいふ	
	臨時電灯	Ａ
		Ｂ
	公衆街路灯	Ａ
		Ｂ
電灯電力併用需要	業務用電力	
	業務用電力Ⅱ型	
	業務用季節別時間帯別電力	
	業務用ウィークエンド電力	
電力需要	低圧電力	
	高圧電力	Ａ
		Ｂ
	季節別時間帯別電力	Ａ
		Ｂ
	臨時電力	
	農事用電力	
	自家発補給電力	Ａ
		Ｂ
	予備電力	

15 定　額　電　灯

(1) 適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表

３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　需 要 家 料 金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	66円00銭

ロ　電　灯　料　金

(ｲ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	170円71銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	294円09銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	540円91銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	787円70銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,281円28銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,281円28銭

(ﾛ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	463円29銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	859円60銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	859円60銭

16　従　量　電　灯

(1) 適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定〔託送約款等に定めるところによります。〕によって総容量を定めます。）に別表６（契約電力等の算定方法）(1)ロを適用して算定される値が50キロワット未満であること。

ロ　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，イにより算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ハ　定額電灯を適用できないこと。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イおよびハに該当し，かつ，ロの値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまた

は交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の10キロワット時まで	640円75銭
電力量料金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	40円07銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	45円61銭
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	47円59銭

17　時間帯別電灯

(1) 適　用　範　囲

従量電灯の適用範囲に該当し，(3)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 時 間 帯 区 分

この契約種別において，時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼　間　時　間

毎日午前７時から午後11時までの時間をいいます。

ロ　夜　間　時　間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促

進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが 35（使用電力量等の計量）(6)ロにより別表８（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合または夜間蓄熱式機器および別表９（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）のうち別表 10（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合の料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から，ハによって算定された５時間通電機器割引額またはニによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき	925 円 10 銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　昼　間　時　間

最初の90キロワット時までの１キロワット時につき	43円63銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの１キロワット時につき	50円06銭
230キロワット時をこえる１キロワット時につき	52円35銭

(ﾛ)　夜　間　時　間

１キロワット時につき	29 円 53 銭

ハ　５時間通電機器割引額

５時間通電機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の５時間通電機器割引額は，半額といたします。

５時間通電機器の総容量（入力）１キロワットにつき	220 円 00 銭

なお，５時間通電機器の総容量（入力）の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ニ　通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，半額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）１キロワットにつき	165 円 00 銭

なお，通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ホ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハまたはニによって算定された５時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	462 円 55 銭

(5) そ　の　他

イ　昼間時間における料金適用上の電力量区分，５時間通電機器割引額，通電制御型夜間蓄熱式機器割引額および最低月額料金の日割計算は，別表７（日割計算の基本算式）によるものといたします。

なお，５時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の５時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，日割計算をいたします。

ロ　通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ　当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ニ　(4)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については，(4)ニは適用いたしま

せん。

ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯に準ずるものといたします。

18　Ｅｅらいふ

(1) 適　用　範　囲

従量電灯の適用範囲に該当する需要で，次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

イ　夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用する需要で，夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が原則として１キロワット以上であること。

ロ　(3)に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

なお，昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 時 間 帯 区 分

この契約種別において，時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼間時間（デイタイム）

毎日午前10時から午後５時までの時間をいいます。ただし，(6)に定める日の該当する時間を除きます。

ロ　生活時間（リビングタイム）

毎日午前７時から午後11時までの時間をいいます。ただし，昼間時間を除きます。

ハ　夜間時間（ナイトタイム）

昼間時間および生活時間以外の時間をいいます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが 35（使用電力量等の計量）(6)ロにより夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器のうち通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から，ハによって算定された５時間通電機器割引額またはニによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき	1,717円10銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間（デイタイム）

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	57円28銭	53円79銭

(ﾛ) 生活時間（リビングタイム）

１キロワット時につき	44円55銭

(ﾊ) 夜間時間（ナイトタイム）

１キロワット時につき	29円53銭

ハ　５時間通電機器割引額

５時間通電機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の５時間通電機器割引額は，半額といたします。

５時間通電機器の総容量（入力）１キロワットにつき	220円00銭

なお，５時間通電機器の総容量（入力）の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ニ　通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型

夜間蓄熱式機器割引額は，半額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力） １キロワットにつき	165円00銭

なお，通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ホ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハまたはニによって算定された５時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	858円55銭

(5)　Ｅｅプラン（全電化住宅割引）

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で，当社との協議がととのった場合の料金は，(4)によって料金として算定された金額からイによって算定されたＥｅプラン割引額を差し引いたものといたします。ただし，(4)によって料金として算定された金額から別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金およびイによって算定されたＥｅプラン割引額を差し引いてえた金額が(4)ホの最低月額料金を下回る場合の料金は，(4)ホの最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお，この場合，すべての熱源とは，給湯設備，厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

イ　Ｅｅプラン割引額

Ｅｅプラン割引額は，１月につき次によって算定された金額といたしま

す。ただし，次によって算定された金額がロに定めるＥｅプラン割引上限額を上回る場合のＥｅプラン割引額は，ロに定めるＥｅプラン割引上限額といたします。

Ｅｅプラン割引額 ＝ 割引対象額 × 10パーセント

なお，この場合，割引対象額とは，(4)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

ロ　Ｅｅプラン割引上限額

１契約につき	3,300円00銭

ハ　全電化需要およびＥｅプラン（全電化住宅割引）にかかわる取扱い

(ｲ) 当社は，全電化需要であることを確認するために，必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

(ﾛ) 給湯設備，厨房設備，冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

(ﾊ) Ｅｅプラン（全電化住宅割引）の適用を受けている場合で，全電化需要でないことが明らかになったときは，50（違約金）に準じて違約金を申し受けます。

(ﾆ) Ｅｅプラン割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(ﾎ) 36（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときには，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(6) 休　　日　　等

この契約種別において，休日等とは，次の日をいいます。

イ　日曜日

ロ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

ハ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日

(7) そ　　の　　他

イ　５時間通電機器割引額，通電制御型夜間蓄熱式機器割引額，最低月額料

金およびＥｅプラン割引上限額の日割計算は，別表７（日割計算の基本算式）によるものといたします。

なお，５時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の５時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，日割計算をいたします。

ロ　通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ　当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ニ　(4)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については，(4)ニは適用いたしません。

ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯に準ずるものといたします。

19　臨　時　電　灯

(1) 臨 時 電 灯 Ａ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし,周波数は,

標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって，１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	16円99銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	33円99銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	33円99銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	339円90銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	339円90銭

ニ　そ　の　他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨 時 電 灯 Ｂ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(ｲ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。

(ﾛ) 臨時電灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２

（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の10キロワット時まで	787円47銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	52円34銭

ハ　そ　の　他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯に準ずるものといたします。

20　公 衆 街 路 灯

(1) 公衆街路灯Ａ

イ　適　用　範　囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 需 要 家 料 金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	55円00銭

(ﾛ) 電　灯　料　金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	159円28銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	276円50銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	510円99銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	745円48銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,214円46銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,214円46銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	426円88銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	799円65銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	799円65銭

ハ　そ　の　他

(ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯Ｂ

イ　適　用　範　囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。

(ﾛ) 公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによ

って算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の10キロワット時まで	640円75銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	40円07銭

ハ　そ　の　他

(ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯に準ずるものといたします。

21　業 務 用 電 力

(1) 適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が2,000キロワット未満（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，お客さ

まの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ　使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について25（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契　約　電　力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の

供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか

大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島

ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,964円60銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	32円74銭	31円25銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

22　業務用電力Ⅱ型

(1) 適　用　範　囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契　約　電　力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａ

の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電

気を使用しない場合（(4)イの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,421円10銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	30円99銭	29円66銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(4) そ　の　他

イ　お客さまが希望される場合は，業務用電力に準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は，次により算定いたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線については業務

用電力の基本料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントに相当するものを適用いたします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，(3)ロの該当料金を適用いたします。

ロ　契約期間満了に先だって，原則として業務用電力または業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力に需給契約を変更することはできません。

ハ　この契約種別から業務用電力または業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用電力Ⅱ型を適用いたしません。

ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。

23　業務用季節別時間帯別電力

(1) 適　用　範　囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契　約　電　力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給

を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａの

その１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(3) 時 間 帯 区 分

この契約種別において，時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピ ー ク 時 間

夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，(5)に定める日の該当する時間を除きます。

ロ　昼　間　時　間

毎日午前９時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および(5)に定める日の該当する時間を除きます。

ハ　夜　間　時　間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（(6)イの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,964円60銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピ ー ク 時 間

１キロワット時につき	38円73銭

(ﾛ) 昼　間　時　間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	34円88銭	33円67銭

(ﾊ) 夜　間　時　間

１キロワット時につき	28円09銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(5) 休　　日　　等

この契約種別において，休日等とは，次の日をいいます。

イ　日曜日

ロ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

ハ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日

(6) そ　　の　　他

イ　お客さまが希望される場合は，業務用電力に準じ，予備電力を契約する

ことができます。ただし，この場合の予備電力の料金は，(4)を常時供給分の該当料金として算定いたします。

ロ　自家発補給電力Ａとあわせて電気の供給を受ける場合は，次により取り扱います。

(ｲ) 自家発補給電力Ａの料金は，30（自家発補給電力）(1)ハの料金を適用して算定いたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合の「基準の電力」は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。

a　自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

b　自家発補給電力Ａの使用の前３月間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

c　自家発補給電力Ａの使用の前３日間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

ハ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ニ　契約期間満了に先だって，原則として業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用ウィークエンド電力に需給契約を変更することはできません。

ホ　この契約種別から業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用ウィークエンド電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，業務

用季節別時間帯別電力を適用いたしません。

ヘ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。

24　業務用ウィークエンド電力

(1) 適　用　範　囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契　約　電　力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力

が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａの

その１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(3) 平日休日区分

この契約種別において，平日休日区分は，次のとおりといたします。

イ　平　　日

ロにいう休日以外の日をいいます。

ロ　休　　日

(5)に定める日をいいます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユ

ニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（(6)イの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,421円10銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の平日休日別の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(ｲ) 平　　日

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	31円78銭	30円39銭

(ﾛ) 休　　日

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	29円42銭	28円22銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，そ

の下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(5) 休 日 扱 い 日

この契約種別において，休日扱い日とは，次の日をいいます。

イ　土曜日

ロ　日曜日

ハ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

ニ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日

(6) そ　の　他

イ　お客さまが希望される場合は，業務用電力に準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は，次により算定いたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントに相当するものを適用いたします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，(4)ロの該当料金を適用いたします。

ロ　自家発補給電力Ａとあわせて電気の供給を受ける場合は，次により取り扱います。

(ｲ) 自家発補給電力Ａの料金は，30（自家発補給電力）(1)ハの料金を適用して算定いたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合の「基準の電力」は，原則として次のいずれかを基準として平日休日別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客

さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。

a　自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における業務用ウィークエンド電力の平日休日別の平均電力

b　自家発補給電力Ａの使用の前３月間における業務用ウィークエンド電力の平日休日別の平均電力

c　自家発補給電力Ａの使用の前３日間における業務用ウィークエンド電力の平日休日別の平均電力

ハ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの平日休日別の使用電力量は，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ニ　契約期間満了に先だって，原則として業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用季節別時間帯別電力に需給契約を変更することはできません。

ホ　この契約種別から，業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用季節別時間帯別電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用ウィークエンド電力を適用いたしません。

ヘ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。

25　低　圧　電　力

(1) 適　用　範　囲

低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロにおける使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契　約　電　力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表６（契約電力等の算定方法）(2)に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表６（契約電力等の算定方法）(2)により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，

別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,392円37銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	31円99銭	30円60銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は,基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款

等に定めるものといたします。）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ　そ　の　他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

(6) そ　の　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

26　高　圧　電　力

(1) 高 圧 電 力 A

イ　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が 500 キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，契約電力が 500 キロワット未満であり，かつ，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として 2,000 キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ﾛ) 使用する付帯電灯について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について25（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧 6,000 ボルト

とし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契　約　電　力

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等

を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたもの

とし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,838円10銭

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	30円81銭	29円49銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後 11 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，

その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ヘ　そ　の　他

(ｲ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，高圧電力Ｂを適用いたします。

(ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 高 圧 電 力 Ｂ

イ　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が 500 キロワット以上であり，かつ，2,000 キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が 2,000 キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が 2,000 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧 6,000 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。

ハ　契　約　電　力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂ

の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

(ﾊ) 高圧電力Ａとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ニによって定めます。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく

電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,239円60銭

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	29円82銭	28円59銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後 11 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ホ　そ　　の　　他

発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

27　季節別時間帯別電力

(1) 適　用　範　囲

高圧電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 時 間 帯 区 分

季節別時間帯別電力Ａおよび季節別時間帯別電力Ｂにおいて，時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピ ー ク 時 間

夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，(5)に定める日の該当する時間を除きます。

ロ　昼　間　時　間

毎日午前９時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および(5)に定める日の該当する時間を除きます。

ハ　夜　間　時　間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 季節別時間帯別電力Ａ

イ　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が 500 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契　約　電　力

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給

とみなします。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（ニ(ﾛ)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,838円10銭

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピ ー ク 時 間

１キロワット時につき	34円26銭

b　昼　間　時　間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	32円13銭	30円63銭

c　夜　間　時　間

１キロワット時につき	28円09銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後 11 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ニ　そ　の　他

(ｲ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，季節別時間帯別電力Ｂを適用いたします。

(ﾛ) お客さまが希望される場合は，高圧電力Ａに準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の料金は，ハを常時供給分の該当料金として算定いたします。

(ﾊ) 自家発補給電力Ｂとあわせて電気の供給を受ける場合は，次により取

り扱います。

a　自家発補給電力Ｂの料金は，30（自家発補給電力）(2)ハの料金を適用して算定いたします。

b　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合の「基準の電力」は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。

(a) 自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(b) 自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(c) 自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(ニ) お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ホ) 契約期間満了に先だって，原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。

(ヘ) この契約種別から高圧電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，季節別時間帯別電力を適用いたしません。

(ト) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力Ａに準ずるものといたします。

(4) 季節別時間帯別電力Ｂ

イ　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が 500 キロワット以上であり，かつ，原則として 2,000 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契　約　電　力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

(ﾊ) 季節別時間帯別電力Ａとして電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(3)ロによって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃

料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（ニ(ｲ)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,239円60銭

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピ ー ク 時 間

１キロワット時につき	33円14銭

b　昼　間　時　間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	30円22銭	29円05銭

c　夜　間　時　間

１キロワット時につき	28円09銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後 11 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ニ　そ　の　他

(ｲ) お客さまが希望される場合は，高圧電力Ｂに準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の料金は，ハを常時供給分の該当料金として算定いたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂとあわせて電気の供給を受ける場合は，次により取り扱います。

a　自家発補給電力Ｂの料金は，30（自家発補給電力）(2)ハの料金を適用して算定いたします。

b　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合の「基準の電力」は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。

(a) 自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(b) 自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(c) 自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における季節別時間帯別電力

の各時間帯別の平均電力

(ハ) お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ニ) 契約期間満了に先だって，原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。

(ホ) この契約種別から高圧電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，季節別時間帯別電力を適用いたしません。

(ヘ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力Ｂに準ずるものといたします。

(5) 休　　日　　等

季節別時間帯別電力Ａおよび季節別時間帯別電力Ｂにおいて，休日等とは，次の日をいいます。

イ　日曜日

ロ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

ハ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日

28　臨　時　電　力

(1) 適　用　範　囲

契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

イ　動力（高圧で電気の供給を受ける場合は，付帯電灯を含みます。）を使用するもの。

ロ　高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するもの。

(2) 契　約　電　力

契約電力は，業務用電力，低圧電力または高圧電力の場合に準じて定めます。この場合，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表６（契約電力等の算定方法）(1)に準じて算定してえた値といたします。ただし，業務用電力に準ずる場合は，別表６（契約電力等の算定方法）(1)ロによって算定してえた値といたします。

(3) 料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格

が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力１キロワット１日につき	302円50銭

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

業務用電力，低圧電力または高圧電力の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，業務用電力，低圧電力または高圧電力の該当料金の半

額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a　(1)イに該当する場合

(a) 低圧で電気の供給を受ける場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	38円39銭	36円72銭

(b) 高圧で電気の供給を受ける場合

		夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	36円97銭	35円39銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	35円79銭	34円31銭

b　(1)ロに該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	39円28銭	37円50銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，業務用電力，低圧電力または高圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，低圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。

29　農 事 用 電 力

(1) 適　用　範　囲

農事用のかんがい排水のために，午後９時から翌日の午後１時までの時間に動力（高圧で電気の供給を受ける場合は，付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。

(2) 契　約　電　力

契約電力は，低圧電力または高圧電力の場合に準じて定めます。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表６（契約電力等の算定方法）(1)によって算定された契約電力の値といたします。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたも

のとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットに　つ　き	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	952円37銭
	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,282円60銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	28円97銭
	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	28円34銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。

(4) そ　　の　　他

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　専用の電路を施設し，直接契約負荷設備に接続していただきます。

ハ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況等により，(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし，この場合契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適

当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。

30　自家発補給電力

(1) 自家発補給電力Ａ

イ　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ　契　約　電　力

(ｲ) 契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ﾛ) (ｲ)によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ａ　予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

ｂ　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が

設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また，その１月に前月から

継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a　定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	36円01銭	34円38銭

b　a 以外の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	45円01銭	42円97銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。

ニ　自家発補給電力Ａの使用

(ｲ) お客さまが自家発補給電力Ａを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ﾛ) 業務用電力と自家発補給電力Ａを同一計量する場合で，業務用電力の契約電力が21（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さまのその１月の30分最大需要電力計の値が業務用電力の契約電力をこえないときは，(ｲ)にかかわらず，自家発補給電力Ａを使用されなかったものとみなします。

ホ　業務用電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

(ｲ) 業務用電力の契約電力を21（業務用電力）(4)イによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ａの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

(ﾛ) 業務用電力の契約電力を21（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さまの場合で，その１月の30分最大需要電力計の値が業務用電力の契約電力と自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ａの超過であることが明らかな場合は，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでない場合は，業務用電力と自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

ヘ　業務用電力と同一計量される場合の使用電力量

(ｲ) 使用電力量は，自家発補給電力Ａの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に自家発補給電力Ａの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。

a　自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における業務用電力の平均電力

b　自家発補給電力Ａの使用の前３月間における業務用電力の平均電力

c　自家発補給電力Ａの使用の前３日間における業務用電力の平均電力

(ﾛ) 自家発補給電力Ａの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ａの

使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ａの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ａの使用電力量といたします。

(ﾊ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Ａの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ａの最大需要電力に自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト　そ　の　他

(ｲ) 定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて，当社へ文書により通知していただきます。

なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。

(ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。

(2) 自家発補給電力Ｂ

イ　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ　契　約　電　力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，高圧電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

ａ　定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	33円89銭	32円44銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	32円80銭	31円45銭

ｂ　ａ以外の場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	42円37銭	40円55銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	41円00銭	39円31銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，高圧電力に準ずるものといたします。

ニ　自家発補給電力Ｂの使用

(ｲ) お客さまが自家発補給電力Ｂを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ﾛ) 高圧電力と自家発補給電力Ｂを同一計量する場合で，高圧電力の契約電力が26（高圧電力）(2)ハによって決定されるお客さまのその１月の30分最大需要電力計の値が高圧電力の契約電力をこえないときは，(ｲ)にか

かわらず，自家発補給電力Ｂを使用されなかったものとみなします。

ホ　高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力

高圧電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

(ｲ) 高圧電力の契約電力を26（高圧電力）(1)ニによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ｂの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

(ﾛ) 高圧電力の契約電力を26（高圧電力）(2)ハによって定めるお客さまの場合で，その１月の30分最大需要電力計の値が高圧電力の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかな場合は，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでない場合は，高圧電力と自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

へ　高圧電力と同一計量される場合の使用電力量

(ｲ) 使用電力量は，自家発補給電力Ｂの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に自家発補給電力Ｂの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。

a　自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における高圧電力の平均電力

b　自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における高圧電力の平均電力

c　自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における高圧電力の平均電力

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ｂの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ｂの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ｂの使用電力量といたします。

(ﾊ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Ｂの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ｂの最大需要電力に自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト　そ　の　他

(ｲ) 定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。

(ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

31　予　備　電　力

(1) 適　用　範　囲

業務用電力または高圧電力のお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ　予　備　線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ　予　備　電　源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契　約　電　力

契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き，50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線についてはそのお

客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ　の　他

イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

32　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

33　検　　針　　日

検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。

(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社または当該配電事業者は，やむをえない事情のある場合には，(1)にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

(4) 当社または当該配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

(5) (4)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さま

の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(6) (4)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

34　料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，料金の算定期間は，(1)にかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

(3) 定額制供給の場合または35（使用電力量等の計量）⑾の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

35　使用電力量等の計量

(1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(9)および⑽の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日に

おける電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

イ　33（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお，記録型計量器で計量する場合で，計量値を確認できるときは，その値により，精算いたします。

ロ　33（検針日）(5)の場合，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお，記録型計量器で計量する場合で，計量値を確認できるときは，その値によります。

ハ　33（検針日）(6)の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお，記録型計量器で計量する場合で，計量値を確認できるときは，その値により，精算いたします。

(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は，(9)および⑽の場合を除き，検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における30分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。

(3) 計量器の読みは，次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の２分の１の値を単位といたします。

(4) 時間帯別電灯，Ｅｅらいふ，業務用季節別時間帯別電力および季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。

なお，時間帯別電灯またはＥｅらいふの場合で，記録型計量器により計量するときの料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，各時間帯区分ごとに，30 分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。ただし，その１月の夜間時間帯の使用電力量は，その１月の使用電力量からその１月の夜間時間帯以外の使用電力量を差し引いた値といたします。

(5) 業務用ウィークエンド電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として平日休日別に行ないます。

(6) 時間帯別電灯およびＥｅらいふにおける夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，次によります。

イ　お客さまと当社との協議のうえ，当社または当該配電事業者は，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに(4)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社または当該配電事業者は，夜間時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　イに該当する場合で，お客さまが希望されるときは，当該夜間蓄熱式機器について，当社または当該配電事業者は，毎日午前１時から午前６時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合，当該夜間蓄熱式機器を以下「５時間通電機器」といいます。）

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，５時間通電機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ　イおよびロの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。

(7) 使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(8) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(9) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，(10)の場合を除き，次によります。

イ　料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ　料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(10) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(11) 低圧で電気の供給を受ける従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(12) 低圧で電気の供給を受けるお客さまについて，記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

36　料 金 の 算 定

(1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電力，供給電圧，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　34（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ニ　34（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

37　日　割　計　算

(1) 当社は，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表７（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯Ｂ，公衆街路灯Ｂおよび時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については，別表７（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) 36（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，36（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更がある場合は，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，別表７（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　契約負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

(4) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

38　料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，33（検針日）(5)の場合の料金または35（使用電力量等の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，35（使用電力量等の計量）⑽の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

なお，35（使用電力量等の計量）⑾の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ　39（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

(2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定め

る日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

39　料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ニ　当社が請求情報および支払方法を電磁的方法（お客さまに携帯電話番号へショートメッセージを送信する方法等）を用いてお客さまに通知し，お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は，当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ，ロ，ハまたはニにより支払われる場合は，次の

ときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ニ　(1)ニにより支払われる場合は，お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。

(3) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 33（検針日）(5)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお，当社は，前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯および臨時電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当す

る金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。

40 延 滞 利 息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，(2)の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を39（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。

(2) 57（需給契約の廃止）(2)または59（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は，この限りではありません。

(3) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(4) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は，消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払ってい

ただきます。

41 保　　証　　金

(1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

(ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は，保証金について利息を付しません。

(6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは，その残額をお返しいたします。

V　使用および供給

42　適正契約の保持

当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

43　契 約 超 過 金

(1) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，40（延滞利息）に準じて延滞利息を申し受けます。

44　力 率 の 保 持

(1) 需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。また，契約電力が500キロワット以上のお客さまについては，お客さまの負担で適

当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

なお，進相用コンデンサは，進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。

(3) 当社または当該配電事業者は，当社または当該配電事業者の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は，高圧で電気の供給を受けるお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

なお，この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

45　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

(2) 66（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 47（供給の停止），57（需給契約の廃止）(1)または59（解約等）により必要な処置

(6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安

の確認に必要な業務

46　電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

　なお，この場合の料金その他の連系条件は，当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

47　供 給 の 停 止

(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合

ハ　料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ロ　農事用電力の場合で，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。

(4) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　高圧電力の場合または季節別時間帯別電力，時間帯別調整契約，臨時電力，農事用電力，自家発補給電力Ｂもしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ヘ　45（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト　46（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(5) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で，当社がその改善を求めても，42（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(6) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(7) (1)から(6)によって電気の供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

48　供給停止の解除

47（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

49　供給停止期間中の料金

47（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を37（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯および公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

50 違　約　金

(1) お客さまが47（供給の停止）(3)もしくは(4)ロからホまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

51 供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

52 制限または中止の料金割引

(1) 当社または当該配電事業者が，51（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，当社は，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ　定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，Ｅｅらいふ，契約電力が500キロワット未満の業務用電力，契約電力が500キロワット未満の業務用電力Ⅱ型，契約電力が500キロワット未満の業務用季節別時間帯別電力，契約電力が500キロワット未満の業務用ウィークエンド電力，低圧電力，高圧電力Ａおよび季節別時間帯別電力Ａの場合

(ｲ) 割 引 の 対 象

定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計

ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯の場合は最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，時間帯別電灯およびＥｅらいふで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

(ﾛ) 割　　引　　率

１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。

(ﾊ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の業務用電力，契約電力が500キロワット以上の業務用電力Ⅱ型，契約電力が500キロワット以上の業務用季節別時間帯別電力，契約電力が500キロワット以上の業務用ウィークエンド電力，高圧電力Ｂおよび季節別時間帯別電力Ｂの場合

(ｲ) 割 引 の 対 象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

(ﾛ) 割　　引　　率

１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ﾊ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。

なお，制限時間については，次により修正したうえで合計いたします。

a　需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

H′ ＝ 修　正　時　間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H　＝ 制　限　時　間

D　＝ 契　約　電　力

d　＝ 制限時間中の需要電力の最大値

b　使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A-B}{A}$$

H′ ＝ 修　正　時　間

H　＝ 制　限　時　間

A　＝ 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B　＝ 制限時間中の使用電力量

c　需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については，aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，料金の算定期間の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力，自家発補給電力および予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし，農事用電力

の割引対象時間は，その契約使用時間といたします。

53　損害賠償の免責

(1) 51（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 47（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または59（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

54　設 備 の 賠 償

(1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

　　修　理　費

ロ　亡失または修理不可能の場合

　　帳簿価額と取替工費との合計額

(2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

55　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

56　名 義 の 変 更

相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし，低圧で電気の供給を受けるお客さまについては，当社が必要とする場合を除き，口頭，電話等によることができます。

57　需給契約の廃止

(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は，59（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

58　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) お客さま（定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，低圧で電気の供給を受けている場合で，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置するとき，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ　契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

(ｲ) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

(ﾛ) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

a　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

ロ　契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

(ｲ) 当社は，お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量につ

いて，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ﾛ) 当社は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

a　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

ハ　契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(ｲ) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ﾛ) 当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，ａおよびｂの金額を申し受けます。ただし，減少にともない供給電圧を変更する場合は，ｂおよびｃの金額を申し受けます。

a　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

c　お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算

定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額

ニ　契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(ｲ) 当社は，お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は，増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ﾛ) 当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，ａおよびｂの金額を申し受けます。ただし，減少にともない供給電圧を変更する場合は，ｂおよびｃの金額を申し受けます。

ａ　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

ｂ　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

ｃ　お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額

(2) 21（業務用電力）(4)イまたは26（高圧電力）(1)ニによって契約電力を定めるお客さまが，契約受電設備を新たに設定し，または契約受電設備の総容

量を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または21（業務用電力）(4)イ(ｲ)ｃもしくは26（高圧電力）(1)ニ(ｲ)ｃにより契約電力を減少しようとされる場合は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう契約電力を新たに設定された日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少される日は，21（業務用電力）(4)イ(ｲ)ｃまたは26（高圧電力）(1)ニ(ｲ)ｃにより契約電力を減少しようとされる日といたします。

59　解　　約　　等

(1) 47（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが，57（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

60　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

61　供給方法，工事および施設

(1) 電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

(3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

62　工事費負担金等の申受けおよび精算

(1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるとこ

ろにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

(5) 当社は，お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。

Ⅷ　保　　安

63　保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

64　調　　査

当社または当該配電事業者は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

65　調査に対するお客さまの協力

(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。

(2) 当社または当該配電事業者は，64（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

66　保安に対するお客さまの協力

(1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業

者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが，当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

67　検査または工事の受託

(1) お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。

(2) (1)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

(3) お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。

(4) (3)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

68　自家用電気工作物

(1) お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。

イ　64（調査）

ロ　65（調査に対するお客さまの協力）

ハ　67（検査または工事の受託）

(2) お客さまが高圧により電気の供給を受ける場合には，当社または当該配電事業者は，必要に応じて，供給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。

附　　則

附　　則

１　この離島約款の実施期日

この離島約款は，令和５年６月１日から実施いたします。

２　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量および最大需要電力は，35（使用電力量等の計量）(7)の規定にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量および最大需要電力は，計量された使用電力量および最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。

３　供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については，当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則の規定にかかわらず交流３相３線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合，料金その他の供給条件は，高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

４　ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置

(1) 適　用　範　囲

従量電灯または時間帯別電灯として電気の供給を受け，電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター(以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で，お客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合に，当分の間，適用いたします。

(2) 料　　金

各月の料金は，従量電灯または時間帯別電灯によって料金として算定された金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものといたします。ただし，従量電灯または時間帯別電灯によって料金として算定さ

れた金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が，従量電灯の場合で16（従量電灯）(4)に定める最低料金を下回るときには16（従量電灯）(4)に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を，時間帯別電灯の場合で17（時間帯別電灯）(4)ホの最低月額料金を下回るときには17（時間帯別電灯）(4)ホの最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を，それぞれ料金といたします。

イ　ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額）

ちゅらクック割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がハに定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は，ハに定めるちゅらクック割引上限額といたします。

ちゅらクック割引額 ＝ ロの割引対象額 × ３パーセント

ロ　割引対象額

割引対象額は，次のとおりといたします。

(ｲ) 従量電灯として電気の供給を受ける場合

割引対象額は，その１月の使用電力量に 16（従量電灯）(4)によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

(ﾛ) 時間帯別電灯として電気の供給を受ける場合

割引対象額は，17（時間帯別電灯）(3)に定める昼間時間および夜間時間のその１月の使用電力量に 17（時間帯別電灯）(4)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

ハ　ちゅらクック割引上限額

１契約につき	550円00銭

(3)　そ　の　他

イ　ちゅらクック割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。

ロ　当社は，クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合，当社は，当該クッキングヒーターの機能を確認するために，必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。

ハ　お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

ニ　お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は，違約金を申し受けます。

なお，この場合の違約金は，50（違約金）に準じて算定するものといたします。

ホ　当社は，37（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，ちゅらクック割引上限額の日割計算は，(4)によるものといたします。

ヘ　36（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときには，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯または時間帯別電灯にかかわる規定を準用するものといたします。

(4) ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式

イ　ちゅらクック割引上限額を日割りする場合

$$\text{ちゅらクック割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ　36（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，イの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \quad \text{は，} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

５　低圧蓄熱調整契約についての特別措置

(1) 適　用　範　囲

低圧電力として電気の供給を受け，冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって，(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であり，かつ，この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則５（低圧蓄熱調整契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 時 間 帯 区 分

この特別措置において，時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼　間　時　間

毎日午前９時から午後 11 時までの時間をいいます。

ロ　夜　間　時　間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料　　金

各月の料金は，低圧電力によって料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次の式によって算定された金額といたします。

$$\text{蓄熱割引額} = \text{低圧電力の夏季料金またはその他季料金} \times \text{その１月の蓄熱電力量} \times \text{蓄熱割引率}$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧電力の夏季料金およびニの夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，低圧電力のその他季料金およびニのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ　蓄 熱 電 力 量

蓄熱電力量は，(4)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ　控 除 電 力 量

控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお，控除率は，原則として10パーセントといたします。ただし，その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ　蓄 熱 割 引 率

蓄熱割引率は，次のとおりといたします。

夏季蓄熱割引率	0.184
その他季蓄熱割引率	0.148

ホ　単位および端数処理

(ｲ) 控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

(4) 夜間使用電力量の計量

イ　当社または当該配電事業者は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用

電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(2)イの昼間時間を毎日午前８時から午後10時までに変更することがあります。

また，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

ロ　夜間使用電力量の計量は，35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

ハ　夜間使用電力量の計量は，１計量をもって行ないます。

ニ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議がととのった場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(5) そ　の　他

イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼働方法の変更，または蓄熱式負荷設備を取り外される場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

６　業務用蓄熱調整契約についての特別措置

(1) 適　用　範　囲

業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け，蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により，(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで，かつ，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則６（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 平日休日区分および時間帯区分

イ　この特別措置において，平日休日区分は，次のとおりといたします。

(ｲ) 平　　日

(ﾛ)にいう休日以外の日をいいます。

(ﾛ) 休　　日

(6)に定める日をいいます。

ロ　この特別措置において，時間帯区分は，次のとおりといたします。

(ｲ) 昼　間　時　間

毎日９時から23時までの時間をいいます。

(ﾛ) 夜　間　時　間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料　　金

各月の料金は，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

イ　蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。

(ｲ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{業務用電力の夏季料金またはその他季料金} \times \text{その１月の蓄熱電力量} \times \text{ニ(ｲ)の蓄熱割引率}$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力の夏季料金およびニ(ｲ)の夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，業務用電力のその他季料金およびニ(ｲ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱

電力量といたします。

(ﾛ) 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{業務用電力Ⅱ型の夏季料金またはその他季料金} \times \text{その１月の蓄熱電力量} \times \text{ニ(ﾛ)の蓄熱割引率}$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力Ⅱ型の夏季料金およびニ(ﾛ)の夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，業務用電力Ⅱ型のその他季料金およびニ(ﾛ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

(ﾊ) 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{業務用季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金} \times \text{その１月の蓄熱電力量} \times \text{ニ(ﾊ)の蓄熱割引率}$$

(ﾆ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{業務用ウィークエンド電力の夏季もしくはその他季平日料金または夏季もしくはその他季休日料金} \times \text{その１月の蓄熱電力量} \times \text{ニ(ﾆ)の蓄熱割引率}$$

この場合，夏季平日の蓄熱電力量には，業務用ウィークエンド電力の夏季平日料金およびニ(ﾆ)の夏季平日蓄熱割引率を，夏季休日の蓄熱電力量には，業務用ウィークエンド電力の夏季休日料金およびニ(ﾆ)の夏季休日蓄熱割引率を，その他季平日の蓄熱電力量には，業務用ウィークエンド電力のその他季平日料金およびニ(ﾆ)のその他季平日蓄熱割引率を，その他季休日の蓄熱電力量には，業務用ウィークエンド電力のその他季休日料金およびニ(ﾆ)のその他季休日蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計

量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ　蓄 熱 電 力 量

蓄熱電力量は，(4)により計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ　控 除 電 力 量

控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

この場合，控除率は，(7)に定める「標準控除率表」の値，または蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ　蓄 熱 割 引 率

蓄熱割引率は，次のとおりといたします。

(ｲ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合

夏 季 蓄 熱 割 引 率	0.237
その他季蓄熱割引率	0.200

(ﾛ) 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

夏 季 蓄 熱 割 引 率	0.194
その他季蓄熱割引率	0.158

(ﾊ) 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	0.106

(ﾆ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

	平　日	休　日
夏 季 蓄 熱 割 引 率	0.214	0.151
その他季蓄熱割引率	0.178	0.115

ホ　単位および端数処理

(ｲ) 控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

(4) 夜間使用電力量の計量

イ　当社または当該配電事業者は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(2)ロ(ｲ)の昼間時間を毎日８時から22時までに変更することがあります。

また，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

ロ　夜間使用電力量の計量は，35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

ハ　業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受けるお客さまの場合，夜間使用電力量の計量は，原則として記録型計量器により平日休日別に行ないます。ただし，記録型計量器の取付けができない場合は，その１月に計量された夜間使用電力量をその１月の平日および休日の使用電力量の比であん分してえた値をそれぞれ平日および休日の夜間使用電力量といたします。

ニ　供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則２（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

ホ　夜間使用電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ない

ます。

ヘ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議がととのった場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(5) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ　次のいずれにも該当し，当社との協議がととのった場合の各月の料金は，(3)によって料金として算定された金額からロによって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(ｲ) 業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力の契約電力（以下「契約電力」といいます。）が500キロワット以上で，お客さまが適用を希望されること。

(ﾛ) 蓄熱式空調システムの運転によって，昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，夜間時間に最大需要電力が発生すること。

ロ　蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱ピークシフト割引額＝ハの蓄熱ピークシフト電力×ニの割引単価

ハ　蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，契約電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として，蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から，蓄熱ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ　割　引　単　価

割引単価は１月につき次のとおりといたします。

(ｲ) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき	1,481円70銭

(ﾛ) 業務用電力Ⅱ型または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき	1,870円00銭

ホ　当社または当該配電事業者は，夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため，それぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。

ヘ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合の料金は，既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものといたします。

(6) 休 日 扱 い 日

この特別措置において，休日扱い日とは，次の日をいいます。

イ　土曜日

ロ　日曜日

ハ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

ニ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日

(7) 標 準 控 除 率 表

用　途	業　　種	標 準 控 除 率
空調	旅　館　・　ホ　テ　ル	20 パーセント
	病　　院	10 パーセント
	コンピュータセンター	20 パーセント
	放　　送　　局	30 パーセント
給湯	旅　館　・　ホ　テ　ル	30 パーセント
	寮	10 パーセント

(8) そ　の　他

イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備を取り外される場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力にかかわる規定を準用するものといたします。

7　業務用蓄熱空調補完契約についての特別措置

(1) 適　用　範　囲

業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け，次のいずれにも該当し，かつ，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則８（業務用蓄熱空調補完契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

イ　附則６(業務用蓄熱調整契約についての特別措置)の適用を受けること。

ロ　蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システム（以下「電気空調システム」といいます。）を使用すること。

なお，この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は，交流３相３線式とし，定格電圧は，原則として 200 ボルトといたします。

(2) 時 間 帯 区 分

この特別措置において，時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピ ー ク 時 間

毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。

ロ　オフピーク時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

(3) 料　　金

各月の料金は，業務用電力または業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱補完割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　蓄熱補完割引額

蓄熱補完割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱補完割引額 ＝ ロの非蓄熱電力量 × ハの割引単価

ロ　非 蓄 熱 電 力 量

非蓄熱電力量は，(4)により計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。

なお，各月における非蓄熱電力量は，附則６（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）(3)ロの蓄熱電力量を上回らないものといたします。

ハ　割　引　単　価

割引単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	3 円 30 銭

(4) 計　　量

イ　当社または当該配電事業者は，非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，非蓄熱式電気空調機器は，専用の回路で施設していただきます。

ロ　非蓄熱電力量の計量は，35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

ハ　供給電圧と非蓄熱電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則２（供

給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

ニ　非蓄熱電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。

(5) そ　の　他

イ　当社は，必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，電気空調システムの内容の変更または取り外される場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力，業務用ウィークエンド電力または附則６（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）にかかわる規定を準用するものといたします。

８　業務用電化厨房契約についての特別措置

(1) 適　用　範　囲

業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け，(4)に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し，その総容量（出力）が原則として30キロワット以上のお客さまで，かつ，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則９（業務用電化厨房契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 料　　金

各月の料金は，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　電化厨房割引額

電化厨房割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額 ＝ ロの電化厨房電力量 × ハの割引単価

ロ　電化厨房電力量

電化厨房電力量は，(3)により計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。

ハ　割　引　単　価

割引単価は，次のとおりといたします。

電化厨房電力量１キロワット時につき	3円30銭

(3)　計　　量

イ　当社または当該配電事業者は，電化厨房機器の使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，電化厨房機器は，専用の回路で施設していただきます。

ロ　電化厨房電力量の計量は，35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

ハ　供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則２（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

ニ　電化厨房電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。

(4) 適用対象機器類別

適用対象機器類別は，次のとおりといたします。ただし，この場合の機器の定格電圧は，200ボルト以上といたします。

電気レンジ，フライヤー，オーブン，グリドル，グリラー，スープケトル，ティルティングパン，炊飯器，蒸し器，ゆで麺器，電気湯沸器，その他加熱厨房機器

(5) そ　の　他

イ　当社は，必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，

業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力にかかわる規定を準用するものといたします。

９　深夜電力についての特別措置

(1) 深 夜 電 力 A

イ　適　用　範　囲

毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。また，高圧で電気の供給を受ける場合は，付帯電灯を含みます。）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要であり，かつ，この離島約款実施の際現に旧離島約款31（深夜電力）(1)の適用を受けている場合に適用いたします。

なお，対象となる負荷設備は次の(ｲ)または(ﾛ)に該当するものといたします。

(ｲ) 貯湯式電気温水器，蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。

(ﾛ) 電気の使用実態が(ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。

ロ　契　約　電　力

契約電力は，次によって定めます。

(ｲ) 低圧供給の場合

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について25（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。

(ﾛ) 高圧供給の場合

契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい方に次のａまたはｂを適用してえた値といたします。

なお，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワッ

トとみなします。

a　契約負荷設備の総入力の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表６（契約電力等の算定方法）(1)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

b　契約受電設備の総容量の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表６（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

(ﾊ) 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は，次のａによってえた値について別表６（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値とｂによってえた値との合計といたします。

a　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

b　電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とａで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計

ハ　供　給　条　件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 低圧で電気の供給を受ける場合は，専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

(ﾆ) 契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，

当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまがホ(ｲ)に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用する場合の料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から(ﾊ)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	365 円 52 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	639 円 10 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	29 円 52 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	27 円 66 銭

(ﾊ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，次の式によって算定された金額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 ＝ 割引対象額 × 15パーセント

割引対象額 ＝ (ｲ)の基本料金 ＋ その１月の使用電力量に(ﾛ)の該当料金を適用して算定された金額

ホ　通電制御型夜間蓄熱式機器

(ｲ) 通電制御型夜間蓄熱式機器とは，次のａまたはｂに該当するものをいいます。

ａ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(a) 給水温度を検知できること。

(b) (a)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸き上げるための熱量を算出できること。

(c) (b)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(d) 契約使用時間終了時刻から(c)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ｂ　ａに準ずる場合で，当社が認めたもの。

(ﾛ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

(ﾊ) 当社は，(ｲ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ヘ　通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定

(ｲ) 契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，次の式によって算定いたします。

$$\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15\text{パーセント} \times \text{割引対象率}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \times 100$$

なお，割引対象率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され，または割引対象率が変更となることにより，料金に変更があった場合は，37（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(ﾊ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(ﾆ) (ﾛ)または36（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間の使用電力量は，その１月の使用電力量を料金が変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。

(ﾎ) 52（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は，通電制御型夜間蓄熱式機器の割引対象額は，ニ(ﾊ)によって算定された割引対象額から52（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。

ト　そ　の　他

(ｲ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾛ) 9（需給契約の単位）(1)ならびに47（供給の停止）(3)および(4)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。

(ﾊ) 52（制限または中止の料金割引）に定める事項については，割引対象時間は，契約使用時間といたします。

(ﾆ) 58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については，適用いたしません。

(ﾎ) 燃料費調整単価は，別表２（燃料費調整）(1)ニ(ﾛ)の算式によって算定された値といたします。

(ﾍ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力または高圧電力Ａに準ずるものといたします。

(2) 深 夜 電 力 Ｂ

イ 適 用 範 囲

毎日午前１時から午前６時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。また，高圧で電気の供給を受ける場合は，付帯電灯を含みます。）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要であり，かつ，この離島約款実施の際現に旧離島約款31（深夜電力）(2)の適用を受けている場合に適用いたします。

なお，対象となる負荷設備は次の(ｲ)または(ﾛ)に該当するものといたします。

(ｲ) 貯湯式電気温水器，蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。

(ﾛ) 電気の使用実態が(ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。

ロ 契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

(ｲ) 低圧供給の場合

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷

設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について25（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。

(ﾛ) 高圧供給の場合

契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい方に次のａまたはｂを適用してえた値といたします。

なお，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。

ａ　契約負荷設備の総入力の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表６（契約電力等の算定方法）(1)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

ｂ　契約受電設備の総容量の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表６（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

(ﾊ) 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は，次のａによってえた値について別表６（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値とｂによってえた値との合計といたします。

ａ　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

ｂ　電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とａで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計

ハ　供　給　条　件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 低圧で電気の供給を受ける場合は，専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ﾆ) 契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	233 円 16 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	479 円 60 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	27 円 71 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	25 円 85 銭

ホ　そ　の　他

(ｲ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾛ) ９（需給契約の単位）(1)ならびに47（供給の停止）(3)および(4)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。

(ﾊ) 52（制限または中止の料金割引）に定める事項については，割引対象時間は，契約使用時間といたします。

(ﾆ) 58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については，適用いたしません。

(ﾎ) 燃料費調整単価は，別表２（燃料費調整）(1)ニ(ﾛ)の算式によって算定された値といたします。

(ﾍ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力または高圧電力Ａに準ずるものといたします。

10　使用電力量の計量についての特別措置

(1) 18（Ｅｅらいふ）(3)において，次のイまたはロに該当する日を含む料金

の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，35（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず，(2)によるものといたします。

イ　18（Ｅｅらいふ）(6)に定める日（以下「休日等」といいます。）であって，休日等以外の日として18（Ｅｅらいふ）(3)に定める時間帯別に使用電力量を計量する日（以下「みなし休日等」といいます。）

ロ　休日等以外の日であって，休日等として18（Ｅｅらいふ）(3)に定める時間帯別に使用電力量を計量する日（以下「みなし平日」といいます。）

(2) 各時間帯別の使用電力量は，次のとおりといたします。

イ　昼間時間（デイタイム）

$$\text{昼間時間の使用電力量} = \text{昼間時間の使用電力量として計量された電力量} - \text{昼間時間の使用電力量として計量された電力量} \times \frac{(\text{みなし休日等の日数} - \text{みなし平日の日数})}{(\text{休日等以外の日数} + \text{みなし休日等の日数} - \text{みなし平日の日数})}$$

ロ　生活時間（リビングタイム）

$$\text{生活時間の使用電力量} = \text{生活時間の使用電力量として計量された電力量} + \left[\text{昼間時間の使用電力量として計量された電力量} - \text{イの昼間時間の使用電力量} \right]$$

ハ　夜間時間（ナイトタイム）

35（使用電力量等の計量）によるものといたします。

(3) 使用電力量にかかわるその他の事項については，35（使用電力量等の計量）によるものといたします。

11　延滞利息についての特別措置

延滞利息は，40（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず，当分の間，延滞利息対象額に３パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。

12　この離島約款の実施にともなう切替措置

この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，36（料金の算定）および37（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別　　表

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロおよびハの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。

ハ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単

位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ｲ) 定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，ａおよびｂの場合を除き，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

a　従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

b　予　備　電　力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(ｲ) (ﾛ)および(ﾊ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特

別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

２　燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0065

β＝0.1632

γ＝1.1152

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，81,500円といたします。

ハ　調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの調整上限燃料価格は，122,300 円といたします。

ニ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに(ｲ)または(ﾛ)の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，業務用電力，低圧電力，高圧電力，臨時電力，農事用電力および自家発補給電力の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。）

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回るとき

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り，かつ，調整上限燃料価格以下のとき

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

c　１キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回るとき

平均燃料価格は，調整上限燃料価格といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) (ｲ)以外の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。）

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回るとき

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回るとき

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ホ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)および(ﾊ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費

調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ヘ　燃料費調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

燃料費調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	1円05銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	2円11銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	4円23銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	6円35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	10円59銭5厘
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	3円16銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	6円32銭9厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘

(ﾛ) 臨 時 電 灯 A

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17銭1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17銭1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1円70銭7厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1円70銭7厘

(ﾊ) 臨 時 電 力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の

半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	1円79銭5厘

ロ　従量制供給の場合

(ｲ) 従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	27銭3厘

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	27銭3厘
	高圧で供給を受ける場合	26銭3厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

３　離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値と

いたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

α＝1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。

ハ　離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000 円といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ロ)および(ハ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計

量日をお知らせしたときは，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 定額制供給の場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ヘ　離島ユニバーサルサービス調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。 ただし，従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたし

ます。

イ　定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	10銭2厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	20銭6厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	41銭0厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	61銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1円02銭6厘
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1円02銭6厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	30銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	61銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	61銭3厘

(ﾛ) 臨 時 電 灯 Ａ

離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	16銭5厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	16銭5厘

(ﾊ) 臨　時　電　力

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	17銭3厘

ロ　従量制供給の場合

(ｲ) 従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

離島基準単価は，次のとおりといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の10キロワット時まで	26銭4厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	2銭6厘

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	2銭6厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービ

ス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4　契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は，次の算式によって算定された値といたします。

(1) ΔまたはＹ結線の場合

群容量＝ 単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× ３

(2) Ｖ結線（同容量変圧器）の場合

群容量＝ 単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× ２ × 0.866

(3) 変則Ｖ結線（異容量変圧器）の場合

群容量＝ 電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）－ 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）＋ 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）× ２ × 0.866

5　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント} \times \left\{\begin{matrix}\text{電熱器}\\\text{総容量}\end{matrix}\right\} + 90\text{パーセント} \times \left\{\begin{matrix}\text{力率90パーセント}\\\text{の機器総容量}\end{matrix}\right\} + 80\text{パーセント} \times \left\{\begin{matrix}\text{力率80パーセント}\\\text{の機器総容量}\end{matrix}\right\}}{\text{機器総容量}}$$

6　契約電力等の算定方法

(1) 高圧で電気の供給を受ける農事用電力のお客さまで，契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は，契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。），または契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表４〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって

換算するものといたします。）の合計のうち，いずれか小さい方に次のイまたはロによってえた値といたします。

イ　契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）の合計に次の係数を乗じてえた値といたします。

なお，電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，契約負荷設備の入力を契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）に準じて算定いたします。また，動力について電気機器の試験用に電気を使用される等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は(2)に準じて算定し，次の係数は乗じないものといたします。

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

ロ　契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表４〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）との合計（この場合，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし，次の変圧器は，契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

(ｲ) ２次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

(ﾛ) ２次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

(ﾊ) 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の２次側に接続されている変圧器（(ﾛ)に該当する変圧器の２次側に接続されている変圧器を除きます。）

(ﾆ) 予備設備であることが明らかな変圧器

(2) 25（低圧電力）(4)ロの場合の契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

イ　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

ロ　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7　日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，36（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \quad \text{は，} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

ロ　料金適用上の電力量区分等を日割りする場合

(ｲ) 従　量　電　灯

$$\text{最低料金適用電力量} = 10\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 110\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，10キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾛ) 臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

$$最低料金適用電力量＝\ 10キロワット時\ \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$第１段階料金適用電力量＝\ 90キロワット時\ \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，最初の 90 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$第２段階料金適用電力量＝\ 140キロワット時\ \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ニ) ５時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割りする場合

$$１月の該当割引額\ \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

(ホ) (イ)，(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ヘ) 36（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は，(イ)，(ロ)，(ハ)または(ニ)の

$$\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}\quad は，\quad \frac{日割計算対象日数}{暦\quad 日\quad 数}$$

といたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ) 36（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 36（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，業務用電力，低圧電力，高圧電力および臨時電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数（停止期間中の日数を除きます。）に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(ｲ) 36（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 36（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 34（料金の算定期間）(2)の場合は，(1)イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，計量日といたします。

(4) 定額制供給の場合または35（使用電力量等の計量）(11)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(5) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(6) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

(7) 供給停止期間中の５時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額については，「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお，この場合，５時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器

割引額は，まったく電気を使用しない場合のものといたします。

8　夜間蓄熱式機器

(1) 夜間蓄熱式機器とは，主として毎日午後 11 時から翌日の午前７時までの時間に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

(2) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。

イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ　35（使用電力量等の計量）(6)イまたはロの場合で，当社または当該配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

(3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

(4) 当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

9　オフピーク蓄熱式電気温水器

(1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは，ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し，お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって，夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

(2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

(3) 当社は，オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を

提示していただくことがあります。

10　通電制御型夜間蓄熱式機器

(1) 時間帯別電灯またはＥｅらいふにおける通電制御型夜間蓄熱式機器とは，次のイまたはロに該当する夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。

イ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(ｲ) 給水温度を検知できること。

(ﾛ) (ｲ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸き上げるための熱量を算出できること。

(ﾊ) (ﾛ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(ﾆ) 主として毎日午後 11 時から翌日の午前７時までの時間に通電する機能を有し，毎日午前７時（35〔使用電力量等の計量〕(6)イの場合は通電時間といたします。）から(ﾊ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ロ　イに準ずる場合で，当社が認めたもの。

(2) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

(3) 当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

離 島 等 供 給 約 款
[特別高圧用]

令和５年６月１日実施

沖縄電力株式会社

離 島 等 供 給 約 款 ［特別高圧用］

目　　次

Ⅰ　総　　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1　適　　用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　離島等供給約款の届出および変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

3　定　　義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

4　単位および端数処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

5　そ　の　他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

Ⅱ　契 約 の 申 込 み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

6　需給契約の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

7　需給契約の成立および契約期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

8　需 要 場 所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

9　需給契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

10　供 給 の 開 始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

11　供 給 の 単 位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

12　承 諾 の 限 界・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

13　需給契約書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

Ⅲ　契約種別および料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

14　契 約 種 別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

15　特別高圧電力Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

16　特別高圧電力Ｂ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

17　特別高圧臨時電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

18　特別高圧自家発補給電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

19　特別高圧予備電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

20　特別高圧季節別時間帯別電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

Ⅳ　料金の算定および支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

21　料金の適用開始の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

22　検　針　日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

23　料金の算定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

24　使用電力量等の計量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
25　料 金 の 算 定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
26　日　割　計　算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
27　料金の支払義務および支払期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
28　料金その他の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
29　延　滞　利　息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
30　保　　証　　金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

Ⅴ　使用および供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
31　適正契約の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
32　契 約 超 過 金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
33　力 率 の 保 持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
34　需要場所への立入りによる業務の実施・・・・・・・・・・・・・・・・44
35　電気の使用にともなうお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・45
36　供 給 の 停 止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
37　供給停止の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
38　供給停止期間中の料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
39　違　　約　　金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
40　供給の中止または使用の制限もしくは中止・・・・・・・・・・・・・・48
41　制限または中止の料金割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
42　損害賠償の免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
43　設 備 の 賠 償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

Ⅵ　契約の変更および終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
44　需給契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
45　名 義 の 変 更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
46　需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
47　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金の精算・・・52
48　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費の精算・・53
49　解　　約　　等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
50　需給契約消滅後の債権債務関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・57
51　供給方法，工事および施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
52　工事費負担金等の申受けおよび精算・・・・・・・・・・・・・・・・・57

53　工事費等に関する契約書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

Ⅷ　保　　安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
54　保安の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
55　保安等に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

附　　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61

別　　表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

(1) 当社が，特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款[特別高圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。

(2) この離島約款は，次の離島に適用いたします。

沖縄県：粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，多良間島，水納島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地），波照間島，与那国島

２　離島等供給約款の届出および変更

(1) この離島約款は，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款[特別高圧用]によります。

３　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 特　別　高　圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(2) 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小　型　機　器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 付　帯　電　灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯

(6) 契　約　電　力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(7) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(8) 最大需要電力

需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(9) 夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

(10) そ　の　他　季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

(11) ピ　ー　ク　時　間

夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，別表２（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。

(12) 昼　間　時　間

毎日午前９時から午後11時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表２（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。

(13) 夜　間　時　間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

(15) 貿　易　統　計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(16) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

４　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(3) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

５　そ　の　他

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

６　需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，負荷設備，受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ　当社が，需給契約の締結に必要な事項のうち，当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項について，当該配電事業者に提供すること。

ハ　当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。

(3) 契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するために，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備について照会していただき，申込みをしていただきます。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，特別高圧予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(6) お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，特別高圧自家発補給電力の申込みをしていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，特別高圧臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　特別高圧臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

8　需　要　場　所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

9　需給契約の単位

当社は，１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別とをあわせて契約する場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

特別高圧臨時電力，特別高圧自家発補給電力のうちの１契約種別，特別高圧

予備電力

10　供 給 の 開 始

(1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

(2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供 給 の 単 位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12　承 諾 の 限 界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

当社は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td rowspan="8">契約種別</td><td colspan="2">特　別　高　圧　電　力　A</td></tr>
<tr><td colspan="2">特　別　高　圧　電　力　B</td></tr>
<tr><td colspan="2">特　別　高　圧　臨　時　電　力</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別高圧自家発補給電力</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">特　別　高　圧　予　備　電　力</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別高圧季節別時間帯別電力</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
</table>

15　特別高圧電力Ａ

(1) 適　用　範　囲

特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，特別高圧自家発補給電力Ａの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

なお，供給電圧は，お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Ａとあわせて電気の供給を受ける場合は，特別高圧自家発補給電力Ａの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業

者の供給設備の状況等により決定いたします。

(3) 契　約　電　力

イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ　特別高圧自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによっ

て算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,866円70銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,855円70銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円09銭	30円68銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	31円85銭	30円46銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間

において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

16　特別高圧電力Ｂ

(1) 適　用　範　囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，特別高圧自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

なお，供給電圧は，お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Ｂとあわせて電気の供給を受ける場合は，特別高圧自家発補給電力Ｂの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。

(3) 契　約　電　力

イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認め

られるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ　特別高圧自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,037円20銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,971円20銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	29円49銭	28円30銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	29円24銭	28円08銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回

る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(5) そ　の　他

発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

17　特別高圧臨時電力

(1) 適　用　範　囲

契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

イ　特別高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が原則として2,000キロワット以上であるもの。

ロ　特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約電力が原則として2,000キロワット以上であるもの。

(2) 契　約　電　力

契約電力は，特別高圧電力Ａまたは特別高圧電力Ｂの場合に準じて定めます。

(3) 料　　金

イ　料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ロによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費

調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

特別高圧電力Ａまたは特別高圧電力Ｂの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，特別高圧電力Ａまたは特別高圧電力Ｂの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

ａ　(1)イに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	35円39銭	33円96銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	35円09銭	33円70銭

b　(1)ロに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	38円50銭	36円81銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	38円21銭	36円55銭

ロ　力率割引および割増しは，特別高圧電力Ａまたは特別高圧電力Ｂに準じて適用いたします。

(4) そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者は，供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，特別高圧臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａまたは特別高圧電力Ｂに準ずるものといたします。

18　特別高圧自家発補給電力

(1) 特別高圧自家発補給電力Ａ

イ　適　用　範　囲

特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ　契　約　電　力

(ｲ) 契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ﾛ) (ｲ)によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

a　予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費

調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，特別高圧電力Ａの該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントを割増ししたものの 30 パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

ａ　定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	35円30銭	33円75銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	35円03銭	33円50銭

b　a以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	44円12銭	42円18銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	43円79銭	41円88銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

ニ　特別高圧自家発補給電力Aの使用

お客さまが特別高圧自家発補給電力Aを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ホ　特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Aを使用されたときは，その1月の30分最大需要電力計の値が特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aの契約電力と特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き，原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Aの超過であることが明らかな場合は，その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ﾛ) 超過の原因が明らかでない場合は，特別高圧電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ａと特別高圧自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

へ　特別高圧電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ａと同一計量される場合の使用電力量

(ｲ) 使用電力量は，特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間中に計量された使用電力量から，次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

a　特別高圧電力Ａのお客さまの場合

基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，特別高圧自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。

(a) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Ａの平均電力

(b) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前３月間における特別高圧電力Ａの平均電力

(c) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前３日間における特別高圧電力Ａの平均電力

b　特別高圧季節別時間帯別電力Ａのお客さまの場合

基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，特別高圧自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。

(a) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Ａの各時間帯別の平均電

力

(b) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前３月間における特別高圧季節別時間帯別電力Ａの各時間帯別の平均電力

(c) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前３日間における特別高圧季節別時間帯別電力Ａの各時間帯別の平均電力

(ﾛ) 特別高圧自家発補給電力Ａの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Ａの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Ａの使用電力量といたします。

(ﾊ) 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Ａの使用電力量は，原則として特別高圧自家発補給電力Ａの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト　そ　の　他

(ｲ) 定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施時期を定めて，当社へ文書により通知していただきます。

なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。

(ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａに準ずるものといたします。

(2) 特別高圧自家発補給電力Ｂ

イ　適　用　範　囲

特別高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火

力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ　契　約　電　力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，特別高圧電力Ｂの該当料金の10パーセントを割増

ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a　定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円44銭	31円13銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	32円16銭	30円89銭

b　a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	40円55銭	38円92銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	40円20銭	38円61銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，特別高圧電力Ｂに準ずるものといた

します。

ニ　特別高圧自家発補給電力Ｂの使用

お客さまが特別高圧自家発補給電力Ｂを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ホ　特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ｂを使用されたときは，その１月の30分最大需要電力計の値が特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの契約電力と特別高圧自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

(ｲ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかな場合は，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

(ﾛ) 超過の原因が明らかでない場合は，特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂと特別高圧自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

ヘ　特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂと同一計量される場合の使用電力量

(ｲ) 使用電力量は，特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間中に計量された使用電力量から，次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

a　特別高圧電力Ｂのお客さまの場合

基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじ

め負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，特別高圧自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。

(a) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Ｂの平均電力

(b) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における特別高圧電力Ｂの平均電力

(c) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における特別高圧電力Ｂの平均電力

b　特別高圧季節別時間帯別電力Ｂのお客さまの場合

基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，特別高圧自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。

(a) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの各時間帯別の平均電力

(b) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの各時間帯別の平均電力

(c) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの各時間帯別の平均電力

(ﾛ) 特別高圧自家発補給電力Ｂの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Ｂの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Ｂの使用電力量といたします。

(ﾊ) 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Ｂの使用電力量は，原則として特別高

圧自家発補給電力Ｂの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト　そ　の　他

(ｲ) 定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお，実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。

(ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ｂに準ずるものといたします。

19　特別高圧予備電力

(1) 適　用　範　囲

特別高圧電力Ａ，特別高圧電力Ｂ，特別高圧季節別時間帯別電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂのお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ　予　備　線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ　予　備　電　源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契　約　電　力

契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，特別高圧予備

電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，契約電力は，基本料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損

失率で修正したものといたします。この場合の損失率は，３パーセントといたします。

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，使用電力量は，電力量料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は，３パーセントといたします。

なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，特別高圧予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ　の　他

イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａ，特別高圧電力Ｂ，特別高圧季節別時間帯別電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂに準ずるものといたします。

20　特別高圧季節別時間帯別電力

(1) 特別高圧季節別時間帯別電力Ａ

イ　適　用　範　囲

15（特別高圧電力Ａ）(1)に該当する需要で，お客さまがこの契約種別の適用を希望され，かつ，当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし，特別高圧季節別時間帯別電力Ａから特別高圧電力Ａに変更された後１年に満たないお客さまについては，特別高圧季節別時間帯別電力Ａを適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

なお，供給電圧は，お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Ａとあわせて電気の供給を受ける場合は，特別高圧自家発補給電力Ａの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。

ハ　契　約　電　力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ﾛ) 特別高圧自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホに

よって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,866円70銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,855円70銭

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　ピ ー ク 時 間

1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	37円81銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	37円48銭

b　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	34円16銭	33円01銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	33円89銭	32円75銭

c　夜間時間

1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	27円74銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	27円53銭

(ハ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ　そ　の　他

(ｲ) 契約期間満了に先だって，原則として特別高圧電力Ａに需給契約を変更することはできません。

(ﾛ) その他の事項については，特別高圧電力Ａにかかわる規定を準用するものといたします。

(2) 特別高圧季節別時間帯別電力Ｂ

イ　適　用　範　囲

16（特別高圧電力Ｂ）(1)に該当する需要で，お客さまがこの契約種別の適用を希望され，かつ，当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし，特別高圧季節別時間帯別電力Ｂから特別高圧電力Ｂに変更された後１年に満たないお客さまについては，特別高圧季節別時間帯別電力Ｂを適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

なお，供給電圧は，お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Ｂとあわせて電気の供給を受ける場合は，特別高圧自家発補給電力Ｂの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。

ハ　契　約　電　力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ﾛ) 特別高圧自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分

最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,037円20銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,971円20銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円70銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	32円39銭

b　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	29円89銭	28円76銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	29円64銭	28円53銭

c　夜間時間

1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	27円74銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	27円53銭

(ハ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時

間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ホ　そ　の　他

(ｲ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(ﾛ) 契約期間満了に先だって，原則として特別高圧電力Ｂに需給契約を変更することはできません。

(ﾊ) その他の事項については，特別高圧電力Ｂにかかわる規定を準用するものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

21　料金の適用開始の時期

料金は，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

22　検　　針　　日

検針日は，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日といたします。

なお，検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者が毎月一定の日を基準として定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

23　料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，料金の算定期間は，(1)にかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

24　使用電力量等の計量

(1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，(7)および(8)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は，(7)および(8)の場合を除き，検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における30分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。

(3) 計量器の読みは，次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の２分の１の値を単位といたします。

(4) 特別高圧季節別時間帯別電力Ａおよび特別高圧季節別時間帯別電

力Ｂについては，使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。

(5) 使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(6) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(7) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，(8)の場合を除き，次によります。

イ　料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ　料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(8) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

25　料 金 の 算 定

(1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約電力，供給電圧等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　23（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ニ　23（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５

日を上回り，または下回るとき。

(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

26 日 割 計 算

(1) 当社は，25（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は，別表５（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表５（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表５（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) 25（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，25（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

27 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ 検針日といたします。ただし，24（使用電力量等の計量）(8)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別

の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

(2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

28　料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，(1)ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。

(3) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権

回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 特別高圧臨時電力については，当社は，予納金を申し受けることがあります。この場合には，予納金は使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金は，特別の理由がない限り，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金について利息を付しません。

29 延 滞 利 息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(3) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

30 保　証　金

(1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

(ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は，保証金について利息を付しません。

(6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは，その残額をお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

31　適正契約の保持

当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

32　契 約 超 過 金

(1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

33　力 率 の 保 持

(1) 需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。また，お客さまの負担で適当な調整装置を需要

場所に施設していただくことがあります。

(3) 当社または当該配電事業者は，技術上必要がある場合には，お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の当該需給地点の１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

34　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

(2) 55（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，負荷設備，受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 36（供給の停止），46（需給契約の廃止）(1)または49（解約等）により必要な処置

(6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35　電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令に定める技術基準，その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

36　供 給 の 停 止

(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求

めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合

ハ　料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　特別高圧電力Ｂもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの場合，特別高圧臨時電力もしくは特別高圧自家発補給電力Ｂで特別高圧電力Ｂに準ずる場合または特別高圧予備電力で特別高圧電力Ｂもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂに準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ニ　34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ　35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で，当社がその改善を求めても，31（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(6) (1)から(5)によって電気の供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

37　供給停止の解除

36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

38　供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を26（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。

39　違　　約　　金

(1) お客さまが36（供給の停止）(3)ロもしくはハまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

40　供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

41　制限または中止の料金割引

(1) 特別高圧電力Ａ，特別高圧電力Ｂ，特別高圧季節別時間帯別電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂについては，当社または当該配電事業者が，40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，当社は，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ　割 引 の 対 象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，25（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　　引　　率

１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。

ハ　制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。

なお，制限時間については，次により修正したうえで合計いたします。

(ｲ) 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H′ ＝ 修　正　時　間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H ＝ 制　限　時　間

D ＝ 契　約　電　力

d ＝ 制限時間中の需要電力の最大値

(ﾛ) 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H′ ＝ 修　正　時　間

H ＝ 制　限　時　間

A ＝ 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B ＝ 制限時間中の使用電力量

(ﾊ) 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については，(ｲ)による修正時間または(ﾛ)による修正時間のいずれか大きいものによります。

(2) (1)による延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，料金の算定期間の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 特別高圧臨時電力，特別高圧自家発補給電力および特別高圧予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42　損害賠償の免責

(1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または49（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43　設備の賠償

(1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

　　修　理　費

ロ　亡失または修理不可能の場合

　　帳簿価額と取替工費との合計額

(2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

44　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

45　名 義 の 変 更

合併その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

46　需給契約の廃止

(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(2) 需給契約は，49（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了

させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金の精算

お客さま（特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が，新たに当社との需給契約を開始され，または契約電力を増加された後１年に満たないで，需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 需給開始日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合には，需給開始日から需給契約の消滅日の前日までの期間について，さかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合，当初から特別高圧臨時電力として算定した料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

(2) 契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合（(1)の場合を除きます。）には，契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合，当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Ａおよび特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの場合は，各時間帯別の使用電力量といたします。）について，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(3) 需給開始日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合には，需給開始日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分に

つきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合，当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Ａおよび特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの場合は，各時間帯別の使用電力量といたします。）について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(4) 契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合（(3)の場合を除きます。）には，契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合，当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Ａおよび特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの場合は，各時間帯別の使用電力量といたします。）について，減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

48　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費の精算

(1) お客さま（特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が，新たに当社との需給契約を開始され，または契約電力を増加された後１年に満たないで，需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次

により工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。また，需給開始または契約電力の増加にともない当社または当該配電事業者が新たに供給設備を施設しなかった場合は，工事費を精算いたしません。

イ　需給開始にともない新たに施設した供給設備の利用開始後，１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合には，新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

ロ　契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後，１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合（イの場合を除きます。）には，新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

ハ　需給開始にともない新たに施設した供給設備の利用開始後，１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合には，新たに施設した供給設備について，(ｲ)および(ﾛ)の金額を申し受けます。ただし，減少にともない供給電圧を変更する場合は，(ﾛ)および(ﾊ)の金額を申し受けます。

(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより工事費として算定される金額から減少後の契約電力を新たに設定された契約電力とみなして当社負担額として算定される金額を差し引いた金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(ﾊ) 需給開始にともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と需給開始にともない既に申し受けた工事費負担金との差額

ニ　契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後，１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合（ハの場合を除きます。）には，次の金額を申し受けます。

(ｲ) 減少後の契約電力が増加前の契約電力を上回る場合

a　新たに施設した供給設備について，当社の託送約款等に定めるところにより工事費として算定される金額から減少後において増加前の契約電力を上回る契約電力分を増加された契約電力とみなして当社負担額として算定される金額を差し引いた金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(ﾛ) 減少後の契約電力が増加前の契約電力を上回らない場合

ａおよびｂの金額といたします。ただし，減少にともない供給電圧を変更する場合は，ｂおよびｃの金額といたします。

a　新たに施設した供給設備について，当社の託送約款等に定めるところにより工事費として算定される金額から既に申し受けた工事費負担金との差額

b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

c　契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額

ホ　需給開始または契約電力の増加にともない新たに施設した供給設

備の利用開始後，１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合で，需給契約の消滅後も引き続き当該供給設備を利用され，工事費負担金について契約電力の減少と同じような結果とみなされるときは，ハまたはニに準じて算定した差額を申し受けます。

(2) (1)イまたはロのお客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，工事費を精算いたしません。ただし，当社との需給契約の消滅日以降に，利用されてからの期間が１年以上とならないことが明らかになった場合には，それが明らかになった日に，(1)イまたはロに準じて算定した差額を申し受けます。

49 解　約　等

(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが，46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

50 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

51　供給方法，工事および施設

(1) 電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

(3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

52　工事費負担金等の申受けおよび精算

(1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

53　工事費等に関する契約書の作成

当社は，お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。

Ⅷ　保　　安

54　保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

55　保安等に対するお客さまの協力

(1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(3) 当社または当該配電事業者は，必要に応じて，供給開始に先立ち，

受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。

附　　則

附　　則

１　この離島約款の実施期日

この離島約款は，令和５年６月１日から実施いたします。

２　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量および最大需要電力は，24（使用電力量等の計量）(5)の規定にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量および最大需要電力は，計量された使用電力量および最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。

３　この離島約款の実施にともなう切替措置

この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，25（料金の算定）および26（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別　　表

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，特別高圧予備電力の場合，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには，使用電力量は，再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。

また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(ｲ) (ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

２　特　　定　　日

この離島約款において，特定日とは，次の日をいいます。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

(3) １月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12 月 30 日および 12 月 31 日

３　燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0065

β＝0.1632

γ＝1.1152

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，81,500円といたします。

ハ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る

場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ニ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。

この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

ホ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	25銭7厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

４　離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

α＝1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五

入いたします。

ロ　離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。

ハ　離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000 円といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ﾊ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離

島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

ヘ　離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	2銭6厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

５　日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，25（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

ロ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ) 25（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 25（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，特別高圧電力Ａおよび特別高圧電力Ｂのお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ハ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(ｲ) 25（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 25（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 23（料金の算定期間）(2)の場合は，(1)イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう

暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法施行規則第 31 条第 2 項の規定に基づく添付書類

1　変更を必要とする理由

2　離島等供給約款の変更の内容および新旧比較表

3　料金の算出の根拠

沖　縄　電　力　株　式　会　社

１　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者たる当社の小売部門が，特定小売供給約款等に定める料金その他の供給条件の見直しを行なうことにともない，当該内容を離島等供給約款の料金その他の供給条件に反映するべく，離島等供給約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，ここに離島等供給約款の変更を届け出る次第であります。

２　離島等供給約款の変更の内容および新旧比較表

離島等供給約款の変更の内容

離島等供給約款の変更につきましては，当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者たる当社の小売部門が，特定小売供給約款等に定める料金その他の供給条件の見直しを行うことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

新　旧　比　較　表

離島等供給約款[低高圧用]

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
離 島 等 供 給 約 款 [低高圧用] 令和~~４~~年~~12~~月１日実施 沖縄電力株式会社	離 島 等 供 給 約 款 [低高圧用] 令和５年６月１日実施 沖縄電力株式会社

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
離島等供給約款 ［低高圧用］ 目 次	離島等供給約款 ［低高圧用］ 目 次
Ⅰ 総 則・・・1	Ⅰ 総 則・・・1
1 適 用・・・1	1 適 用・・・1
2 離島等供給約款の届出および変更・・・1	2 離島等供給約款の届出および変更・・・1
3 定 義・・・1	3 定 義・・・1
4 単位および端数処理・・・3	4 単位および端数処理・・・3
5 実 施 細 目・・・4	5 実 施 細 目・・・4
Ⅱ 契 約 の 申 込 み・・・5	Ⅱ 契 約 の 申 込 み・・・5
6 需給契約の申込み・・・5	6 需給契約の申込み・・・5
7 需給契約の成立および契約期間・・・~~5~~	7 需給契約の成立および契約期間・・・6
8 需 要 場 所・・・6	8 需 要 場 所・・・6
9 需給契約の単位・・・~~8~~	9 需給契約の単位・・・6
10 供 給 の 開 始・・・~~10~~	10 供 給 の 開 始・・・8
11 供 給 の 単 位・・・~~10~~	11 供 給 の 単 位・・・8
12 承 諾 の 限 界・・・~~10~~	12 承 諾 の 限 界・・・8
13 需給契約書の作成・・・~~11~~	13 需給契約書の作成・・・9
Ⅲ 契約種別および料金・・・12	Ⅲ 契約種別および料金・・・10
14 契 約 種 別・・・12	14 契 約 種 別・・・10
15 定 額 電 灯・・・13	15 定 額 電 灯・・・11
16 従 量 電 灯・・・15	16 従 量 電 灯・・・13
17 時間帯別電灯・・・16	17 時間帯別電灯・・・15
18 Ｅｅらいふ・・・~~20~~	18 Ｅｅらいふ・・・19
19 臨 時 電 灯・・・25	19 臨 時 電 灯・・・24
20 公 衆 街 路 灯・・・27	20 公 衆 街 路 灯・・・27
21 業 務 用 電 力・・・30	21 業 務 用 電 力・・・31
22 業務用電力Ⅱ型・・・34	22 業務用電力Ⅱ型・・・36
23 業務用~~電力~~季節別時間帯別電力・・・~~38~~	23 業務用季節別時間帯別電力・・・40
24 業務用ウィークエンド電力・・・44	24 業務用ウィークエンド電力・・・46
25 低 圧 電 力・・・~~49~~	25 低 圧 電 力・・・51
26 高 圧 電 力・・・52	26 高 圧 電 力・・・55
27 季節別時間帯別電力・・・~~58~~	27 季節別時間帯別電力・・・62
~~28 時間帯別調整契約・・・66~~	
29 臨 時 電 力・・・73	28 臨 時 電 力・・・70
~~30~~ 農 事 用 電 力・・・76	29 農 事 用 電 力・・・74
~~31 深 夜 電 力・・・78~~	

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
32 自家発補給電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85	30 自家発補給電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
33 予 備 電 力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93	31 予 備 電 力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
Ⅳ 料金の算定および支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95	Ⅳ 料金の算定および支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
34 料金の適用開始の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95	32 料金の適用開始の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
35 検 針 日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95	33 検 針 日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
36 料金の算定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96	34 料金の算定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
37 使用電力量等の計量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96	35 使用電力量等の計量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
38 料 金 の 算 定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100	36 料 金 の 算 定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
39 日 割 計 算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100	37 日 割 計 算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
40 料金の支払義務および支払期日・・・・・・・・・・・・・・・101	38 料金の支払義務および支払期日・・・・・・・・・・・・・・・94
41 料金その他の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102	39 料金その他の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
42 延 滞 利 息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104	40 延 滞 利 息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
43 保 証 金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105	41 保 証 金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・98
Ⅴ 使用および供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107	Ⅴ 使用および供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
44 適正契約の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107	42 適正契約の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
45 契 約 超 過 金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107	43 契 約 超 過 金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
46 力 率 の 保 持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107	44 力 率 の 保 持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
47 需要場所への立入りによる業務の実施・・・・・・・・・・・108	45 需要場所への立入りによる業務の実施・・・・・・・・・・・100
48 電気の使用にともなうお客さまの協力・・・・・・・・・・・108	46 電気の使用にともなうお客さまの協力・・・・・・・・・・・101
49 供 給 の 停 止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109	47 供 給 の 停 止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
50 供給停止の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111	48 供給停止の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
51 供給停止期間中の料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・111	49 供給停止期間中の料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
52 違 約 金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111	50 違 約 金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
53 供給の中止または使用の制限もしくは中止・・・・・・・・・111	51 供給の中止または使用の制限もしくは中止・・・・・・・・・104
54 制限または中止の料金割引・・・・・・・・・・・・・・・・112	52 制限または中止の料金割引・・・・・・・・・・・・・・・・104
55 損害賠償の免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114	53 損害賠償の免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
56 設 備 の 賠 償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115	54 設 備 の 賠 償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
Ⅵ 契約の変更および終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116	Ⅵ 契約の変更および終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
57 需給契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116	55 需給契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
58 名 義 の 変 更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116	56 名 義 の 変 更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
59 需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116	57 需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
60 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116	58 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
61 解 約 等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119	59 解 約 等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
62 需給契約消滅後の債権債務関係・・・・・・・・・・・・・・120	60 需給契約消滅後の債権債務関係・・・・・・・・・・・・・・112

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
Ⅶ　供給方法~~および~~工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121 63　需給地点および施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121 ~~64　架空引込線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122~~ ~~65　地中引込線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・123~~ ~~66　連接引込線等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・124~~ ~~67　中高層集合住宅等への供給方法・・・・・・・・・・・・・・・・・124~~ ~~68　引込線の接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125~~ ~~69　計量器等の取付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125~~ ~~70　専用供給設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・126~~ ~~Ⅷ　工事費の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128~~ ~~71　一般供給設備の工事費負担金・・・・・・・・・・・・・・・・・128~~ ~~72　特別供給設備の工事費負担金・・・・・・・・・・・・・・・・・130~~ ~~73　供給設備を変更する場合の工事費負担金・・・・・・・・・・・・132~~ ~~74　特別供給設備等の工事費の算定・・・・・・・・・・・・・・・・132~~ ~~75~~　工事費負担金の申受けおよび精算・・・・・・・・・・・・・・134 ~~76　臨時工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・135~~ ~~77　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136~~ ~~Ⅸ~~　保　　安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137 ~~78~~　保安の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137 ~~79~~　調　　査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137 ~~80　調査等の委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137~~ ~~81~~　調査に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・138 ~~82~~　保安に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・138 ~~83~~　検査または工事の受託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・138 ~~84~~　自家用電気工作物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・139 附　　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・140 別　　表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・170	Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担・・・・・・・・・・・・・・・113 61　供給方法，工事および施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113 62　工事費負担金等の申受けおよび精算・・・・・・・・・・・・・・113 Ⅷ　保　　安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115 63　保安の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115 64　調　　査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115 65　調査に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・115 66　保安に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・115 67　検査または工事の受託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116 68　自家用電気工作物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116 附　　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118 別　　表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・145
Ⅰ　総　　則	Ⅰ　総　　則
１　適　　用 (1) 当社が，低圧もしくは高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要~~または当社と交渉により合意した料金その他の供給条件により電気の供給を受けている需要~~を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款［低高圧用］（以下「この離島約款」といいます。）によります。	１　適　　用 (1) 当社が，低圧もしくは高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款［低高圧用］（以下「この離島約款」といいます。）によります。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(2) この離島約款は，次の離島に適用いたします。 沖縄県：粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，多良間島，水納島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地），波照間島，与那国島	(2) この離島約款は，次の離島に適用いたします。 沖縄県：粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，多良間島，水納島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地），波照間島，与那国島
２　離島等供給約款の届出および変更 (1) この離島約款は，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款[低高圧用]によります。	**２　離島等供給約款の届出および変更** (1) この離島約款は，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款[低高圧用]によります。
３　定　　義 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低　　圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 高　　圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 (3) 電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (4) 小　型　機　器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (5) 動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (6) 付　帯　電　灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯 (7) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (8) 契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を１次側電圧とする変圧器およびその２次側に施設される変圧器をいいます。 (9) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (10) 契　約　電　力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (11) 最大需要電力 需要電力の最大値であって，30分最大需要電力計により計量される値をいいます。	**３　定　　義** 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低　　圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 高　　圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 (3) 電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (4) 小　型　機　器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (5) 動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (6) 付　帯　電　灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯 (7) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (8) 契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を１次側電圧とする変圧器およびその２次側に施設される変圧器をいいます。 (9) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (10) 契　約　電　力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (11) 最大需要電力 需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(12) 夏　　季 毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。 (13) そ の 他 季 毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。 (14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。 (15) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (16) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。	「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける30分最大需要電力計により計量される値をいいます。 (12) 夏　　季 毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。 (13) そ の 他 季 毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。 (14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。 (15) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (16) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。
４　単位および端数処理 この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2) 契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力または臨時電力については，25（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。 (3) 使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (4) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	**４　単位および端数処理** この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2) 契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力または臨時電力については，25（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。 (3) 使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧で供給する場合の30分ごとの使用電力量の単位は，最小位までといたします。 (4) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。
５　実　施　細　目 この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	**５　実　施　細　目** この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
Ⅱ　契約の申込み **６　需給契約の申込み** (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約主開閉器，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法	**Ⅱ　契約の申込み** **６　需給契約の申込み** (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(2) 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 (5) 高圧で電気の供給を受けるお客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，自家発補給電力の申込みをしていただきます。	荷設備，契約受電設備，契約主開閉器，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。 ロ　当社が，需給契約の締結に必要な事項のうち，当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項について，当該配電事業者に提供すること。 ハ　当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。 (3) 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 (6) 高圧で電気の供給を受けるお客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，自家発補給電力の申込みをしていただきます。
７　需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。	**７　需給契約の成立および契約期間** (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。
８　需　要　場　所 ~~(1) 当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１需要場所とし，これによりがたい場合には，(2)および(3)によります。~~ ~~なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。~~ ~~(2) 当社は，１建物をなすものは１建物を１需要場所とし，これによりがたい場合には，(3)によります。~~ ~~なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の需要場所といたします。~~ ~~(3) 構内または建物の特殊な場合には，次によります。~~	**８　需　要　場　所** 需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~イ　居住用の建物の場合~~ ~~１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１需要場所といたします。~~ ~~(ｲ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。~~ ~~(ﾛ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。~~ ~~(ﾊ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。~~ ~~ロ　居住用以外の建物の場合~~ ~~１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１需要場所といたします。~~ ~~ハ　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合~~ ~~１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，ロに準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限りイに準ずるものといたします。~~ ~~ニ　そ　の　他~~ ~~(ｲ) 工場等において，１構内（１建物をなす場合はこれに準じます。）に社宅，寮等の付帯電灯とならない電灯（小型機器を含みます。）を使用する独立の建物があり，他の部分について動力（付帯電灯を含みます。）のみを使用する場合は，その建物を１需要場所とすることができます。~~ ~~(ﾛ) 構内に属さず，かつ，建物から独立して施設される街路灯等の場合は，施設場所を１需要場所とすることができます。~~ ~~(4) (1)に定める１構内，(2)に定める１建物または(3)ニ(ﾛ)に定める施設場所（以下「原需要場所」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を１需要場所といたします。~~ ~~イ　次の事項について，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。~~ ~~(ｲ)　非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。~~ ~~(ﾛ)　当社が特例区域等における業務を実施するため，47（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~ ~~ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。~~ ~~ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。~~ ~~ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，47（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~ ~~ホ　特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。~~	
９　需給契約の単位 当社は，次の場合を除き，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 (1)　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１	**９　需給契約の単位** 当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 (1)　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力，~~深夜電力のうちの１契約種別，~~自家発補給電力のうちの１契約種別，予備電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯またはＥｅらいふと低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 次の場合で，２以上のお客さまが共用する受電設備によって電気の供給を受けることを希望され，当社が一括して電気を供給する場合 イ　コンビナート等の工場群 次のいずれにも該当する場合 (ｲ) それぞれのお客さまの需要場所が近接していること。 (ﾛ) それぞれのお客さまが，同一の資本系列に属していること，または相互に電気設備上もしくは製造工程上密接な協力関係にあること。 (ﾊ) それぞれのお客さまの需要電力の最大値が500キロワット以上であること。 (ﾆ) お客さまの代表者が，当社との間の料金の支払いおよび保安の責任を一括して負い，かつ，当社との協議等を行なうこと。 ロ　中小企業工場団地等 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成 16 年政令第 182 号）第３条第１項第２号イもしくはロ，第３号または第４号に規定する事業を行なう事業協同組合，事業協同小組合もしくはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会であって，独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）第 15 条第１項第３号もしくは第４号の業務に係る資金の貸付けを受けたものまたはこれらに準ずるもの（以下これらを総称して「組合」といいます。）が，中小企業工場団地等において，その組合員（所属員を含みます。）のために受電設備を施設する場合で，次のいずれにも該当するとき。 (ｲ) さく，へい，道路等によって団地と外部とが明確に区分され，かつ，組合または組合員（所属員を含みます。）以外の者の工場等が団地内に存在しないこと。 (ﾛ) 需給契約の当事者が組合であること。 (ﾊ) 組合の内部における電気料金の負担の基準がその定款または規約に明確に定められており，かつ，その基準にもとづき算定される各組合員（所属員を含みます。）の電気料金の負担額の合計が当社に対する組合の料金支払額と一致するものと認められること。 (ﾆ) 高圧電力の適用範囲に該当すること。 ~~(4) 災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。~~ ~~(5) 電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により，一括して１需給契約を結ぶとき。~~	契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力，自家発補給電力のうちの１契約種別，予備電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯またはＥｅらいふと低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 次の場合で，２以上のお客さまが共用する受電設備によって電気の供給を受けることを希望され，当社が一括して電気を供給する場合 イ　コンビナート等の工場群 次のいずれにも該当する場合 (ｲ) それぞれのお客さまの需要場所が近接していること。 (ﾛ) それぞれのお客さまが，同一の資本系列に属していること，または相互に電気設備上もしくは製造工程上密接な協力関係にあること。 (ﾊ) それぞれのお客さまの需要電力の最大値が500キロワット以上であること。 (ﾆ) お客さまの代表者が，当社との間の料金の支払いおよび保安の責任を一括して負い，かつ，当社との協議等を行なうこと。 ロ　中小企業工場団地等 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成 16 年政令第 182 号）第３条第１項第２号イもしくはロ，第３号または第４号に規定する事業を行なう事業協同組合，事業協同小組合もしくはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会であって，独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）第 15 条第１項第３号もしくは第４号の業務に係る資金の貸付けを受けたものまたはこれらに準ずるもの（以下これらを総称して「組合」といいます。）が，中小企業工場団地等において，その組合員（所属員を含みます。）のために受電設備を施設する場合で，次のいずれにも該当するとき。 (ｲ) さく，へい，道路等によって団地と外部とが明確に区分され，かつ，組合または組合員（所属員を含みます。）以外の者の工場等が団地内に存在しないこと。 (ﾛ) 需給契約の当事者が組合であること。 (ﾊ) 組合の内部における電気料金の負担の基準がその定款または規約に明確に定められており，かつ，その基準にもとづき算定される各組合員（所属員を含みます。）の電気料金の負担額の合計が当社に対する組合の料金支払額と一致するものと認められること。 (ﾆ) 高圧電力の適用範囲に該当すること。
10　供 給 の 開 始 (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2) ~~当社は，~~天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。	**10　供 給 の 開 始** (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。
11　供 給 の 単 位 当社は，~~次の場合を除き，~~１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。 ~~(1) 9（需給契約の単位）(5)の場合~~	**11　供 給 の 単 位** 当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~(2) 33（予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合~~ ~~(3) 共同引込線（２以上の需給契約に対して１引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合~~ ~~(4) その他技術上，経済上やむをえない場合~~	
12　承 諾 の 限 界 当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。	**12　承 諾 の 限 界** 当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。
13　需給契約書の作成 当社は，次のいずれかに該当する場合には，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。 (1) 原則として契約電力が500キロワット以上の場合 (2) 特別の事情があり，お客さままたは当社が必要とする場合	**13　需給契約書の作成** 当社は，次のいずれかに該当する場合には，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。 (1) 原則として契約電力が500キロワット以上の場合 (2) 特別の事情があり，お客さままたは当社が必要とする場合
Ⅲ　契約種別および料金 **14　契　約　種　別** 契約種別は，次のとおりといたします。	**Ⅲ　契約種別および料金** **14　契　約　種　別** 契約種別は，次のとおりといたします。

旧（令和４年12月１日実施）

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	
	時間帯別電灯	
	Eeらいふ	
	臨時電灯	A
		B
	公衆街路灯	A
		B
電灯電力併用需要	業務用電力	
	業務用電力Ⅱ型	
	業務用季節別時間帯別電力	
	業務用ウィークエンド電力	
電力需要	低圧電力	
	高圧電力	A
		B
	季節別時間帯別電力	A
		B
	~~時間帯別調整契約~~	
	臨時電力	
	農事用電力	
	~~深夜電力~~	~~A~~
		~~B~~
	自家発補給電力	A
		B
	予備電力	

新（令和５年６月１日実施）

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	
	時間帯別電灯	
	Eeらいふ	
	臨時電灯	A
		B
	公衆街路灯	A
		B
電灯電力併用需要	業務用電力	
	業務用電力Ⅱ型	
	業務用季節別時間帯別電力	
	業務用ウィークエンド電力	
電力需要	低圧電力	
	高圧電力	A
		B
	季節別時間帯別電力	A
		B
	臨時電力	
	農事用電力	
	自家発補給電力	A
		B
	予備電力	

15　定　額　電　灯

(1) 適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表４〔負荷設備の入力換算容量〕~~によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

15　定　額　電　灯

(1) 適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

旧（令和４年12月１日実施）

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　需 要 家 料 金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	66円00銭

ロ　電　灯　料　金

(ｲ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	~~102~~円~~86~~銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	~~158~~円~~41~~銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	~~269~~円~~52~~銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	~~404~~円~~28~~銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	~~673~~円~~81~~銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	~~673~~円~~81~~銭

(ﾛ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表４（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表４（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小 型 機 器 料 金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示され

新（令和５年６月１日実施）

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　需 要 家 料 金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	66円00銭

ロ　電　灯　料　金

(ｲ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	170円71銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	294円09銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	540円91銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	787円70銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,281円28銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,281円28銭

(ﾛ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小 型 機 器 料 金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示され

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
ている場合等は，~~別表４〔~~負荷設備の入力換算容量~~〕~~によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。 50ボルトアンペアまでの１機器につき　~~260~~円~~89~~銭 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき　~~454~~円~~74~~銭 100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに　~~454~~円~~74~~銭	ている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。 50ボルトアンペアまでの１機器につき　463円29銭 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき　859円60銭 100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに　859円60銭
16　従　量　電　灯 (1) 適　用　範　囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ　電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表４〔~~負荷設備の入力換算容量~~〕~~によって換算するものといたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，~~別表３〔~~契約負荷設備の総容量の算定~~〕~~によって総容量を定めます。）に別表~~９~~（契約電力等の算定方法）(1)ロを適用して算定される値が50キロワット未満であること。 ロ　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，イにより算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ハ　定額電灯を適用できないこと。 ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イおよびハに該当し，かつ，ロの値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 (3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 料　　金 料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	**16　従　量　電　灯** (1) 適　用　範　囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ　電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定〔託送約款等に定めるところによります。〕によって総容量を定めます。）に別表６（契約電力等の算定方法）(1)ロを適用して算定される値が50キロワット未満であること。 ロ　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，イにより算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ハ　定額電灯を適用できないこと。 ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イおよびハに該当し，かつ，ロの値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 (3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 料　　金 料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによ

<table>
<tr><th>旧（令和４年 12 月１日実施）</th><th>新（令和５年６月１日実施）</th></tr>
<tr><td>

最低料金	１契約につき最初の10キロワット時まで	~~402~~円~~40~~銭
電力量料金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	~~22~~円~~95~~銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	~~28~~円~~49~~銭
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	~~30~~円~~47~~銭

</td><td>って算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の10キロワット時まで	640円75銭
電力量料金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	40円07銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	45円61銭
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	47円59銭

</td></tr>
<tr><td>

17　時間帯別電灯

(1) 適　用　範　囲

従量電灯の適用範囲に該当し，(3)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 時 間 帯 区 分

この契約種別において，時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼　間　時　間

毎日午前７時から午後11時までの時間をいいます。

ロ　夜　間　時　間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが 3~~7~~（使用電力量等の計量）(6)~~イ~~により別表 ~~12~~（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合または夜間蓄熱式機器および別表 ~~13~~（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）のうち別表 14（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合の料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から，ハによって算定された５時間通電機器割引額またはニによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イに

</td><td>

17　時間帯別電灯

(1) 適　用　範　囲

従量電灯の適用範囲に該当し，(3)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 時 間 帯 区 分

この契約種別において，時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼　間　時　間

毎日午前７時から午後11時までの時間をいいます。

ロ　夜　間　時　間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが 35（使用電力量等の計量）(6)ロにより別表 8（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合または夜間蓄熱式機器および別表 9（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）のうち別表 10（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合の料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から，ハによって算定された５時間通電機器割引額またはニによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによっ

</td></tr>
</table>

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
よって算定された平均燃料価格が ~~25,100 円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100 円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	て算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
１契約につき　~~858~~円 ~~00~~銭	１契約につき　925 円 10 銭
ロ　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。	ロ　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。
(ｲ)　昼　間　時　間	(ｲ)　昼　間　時　間
最初の90キロワット時までの１キロワット時につき　~~26~~円~~59~~銭	最初の90キロワット時までの１キロワット時につき　43円63銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの１キロワット時につき　~~33~~円~~02~~銭	90キロワット時をこえ230キロワット時までの１キロワット時につき　50円06銭
230キロワット時をこえる１キロワット時につき　~~35~~円~~31~~銭	230キロワット時をこえる１キロワット時につき　52円35銭
(ﾛ)　夜　間　時　間	(ﾛ)　夜　間　時　間
１キロワット時につき　~~12~~円 ~~05~~銭	１キロワット時につき　29 円 53 銭
ハ　５時間通電機器割引額 ５時間通電機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の５時間通電機器割引額は，半額といたします。	ハ　５時間通電機器割引額 ５時間通電機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の５時間通電機器割引額は，半額といたします。
５時間通電機器の総容量（入力）１キロワットにつき　220 円 00 銭	５時間通電機器の総容量（入力）１キロワットにつき　220 円 00 銭
なお，５時間通電機器の総容量（入力）の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	なお，５時間通電機器の総容量（入力）の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
ニ　通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，半額といたします。	ニ　通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，半額といたします。
通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）１キロワットにつき　165 円 00 銭	通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）１キロワットにつき　165 円 00 銭

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
なお，通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ホ　最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハまたはニによって算定された５時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 １契約につき　~~462~~ 円 ~~00~~ 銭	なお，通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ホ　最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハまたはニによって算定された５時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 １契約につき　462 円 55 銭
(5) そ　の　他 イ　昼間時間における料金適用上の電力量区分，５時間通電機器割引額，通電制御型夜間蓄熱式機器割引額および最低月額料金の日割計算は，別表~~11~~（日割計算の基本算式）によるものといたします。 なお，５時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の５時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，日割計算をいたします。 ロ　通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 ハ　夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，~~69（計量器等の取付け）(1)~~にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ニ　(4)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については，(4)ニは適用いたしません。 ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯に準ずるものといたします。	(5) そ　の　他 イ　昼間時間における料金適用上の電力量区分，５時間通電機器割引額，通電制御型夜間蓄熱式機器割引額および最低月額料金の日割計算は，別表 7（日割計算の基本算式）によるものといたします。 なお，５時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の５時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，日割計算をいたします。 ロ　通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 ハ　当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ニ　(4)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については，(4)ニは適用いたしません。 ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯に準ずるものといたします。
18　Ｅｅらいふ (1) 適　用　範　囲 従量電灯の適用範囲に該当する需要で，次のいずれにも該当する場合に適用いたします。 イ　夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用する需要で，夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が原則として１キロワット以上であること。 ロ　(3)に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。 なお，昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。 (3) 時 間 帯 区 分 この契約種別において，時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼間時間（デイタイム） 毎日午前 10 時から午後５時までの時間をいいます。ただし，(6)に定める日の該当する時間を除きます。	18　Ｅｅらいふ (1) 適　用　範　囲 従量電灯の適用範囲に該当する需要で，次のいずれにも該当する場合に適用いたします。 イ　夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用する需要で，夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が原則として１キロワット以上であること。 ロ　(3)に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。 なお，昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。 (3) 時 間 帯 区 分 この契約種別において，時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼間時間（デイタイム） 毎日午前 10 時から午後５時までの時間をいいます。ただし，(6)に定める日の該当する時間を除きます。

旧（令和４年 12 月１日実施）

ロ　生活時間（リビングタイム）

毎日午前７時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし，昼間時間を除きます。

ハ　夜間時間（ナイトタイム）

昼間時間および生活時間以外の時間をいいます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが 3~~7~~（使用電力量等の計量）(6)~~イ~~により夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器のうち通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から，ハによって算定された５時間通電機器割引額またはニによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100 円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100 円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき	~~1,650~~円~~00~~銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間（デイタイム）

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	~~40~~円~~24~~銭	~~36~~円~~75~~銭

(ﾛ) 生活時間（リビングタイム）

１キロワット時につき	~~27~~円~~51~~銭

(ﾊ) 夜間時間（ナイトタイム）

１キロワット時につき	~~12~~円~~05~~銭

ハ　５時間通電機器割引額

５時間通電機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の５時間通電機器割引額は，半額といたします。

新（令和５年６月１日実施）

ロ　生活時間（リビングタイム）

毎日午前７時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし，昼間時間を除きます。

ハ　夜間時間（ナイトタイム）

昼間時間および生活時間以外の時間をいいます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが 35（使用電力量等の計量）(6)ロにより夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器のうち通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から，ハによって算定された５時間通電機器割引額またはニによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき	1,717円10銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間（デイタイム）

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	57円28銭	53円79銭

(ﾛ) 生活時間（リビングタイム）

１キロワット時につき	44円55銭

(ﾊ) 夜間時間（ナイトタイム）

１キロワット時につき	29円53銭

ハ　５時間通電機器割引額

５時間通電機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の５時間通電機器割引額は，半額といたします。

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

旧

５時間通電機器の総容量（入力）１キロワットにつき	220円00銭

なお，５時間通電機器の総容量（入力）の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ニ　通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，半額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）１キロワットにつき	165円00銭

なお，通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ホ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハまたはニによって算定された５時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	~~462~~円~~00~~銭

(5)　Ｅｅプラン（全電化住宅割引）

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で，当社との協議がととのった場合の料金は，(4)によって料金として算定された金額からイによって算定されたＥｅプラン割引額を差し引いたものといたします。ただし，(4)によって料金として算定された金額から別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金およびイによって算定されたＥｅプラン割引額を差し引いてえた金額が(4)ホの最低月額料金を下回る場合の料金は，(4)ホの最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお，この場合，すべての熱源とは，給湯設備，厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

イ　Ｅｅプラン割引額

Ｅｅプラン割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がロに定めるＥｅプラン割引上限額を上回る場合のＥｅプラン割引額は，ロに定めるＥｅプラン割引上限額といたします。

Ｅｅプラン割引額　＝　割引対象額　×　10パーセント

なお，この場合，割引対象額とは，(4)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

ロ　Ｅｅプラン割引上限額

１契約につき	3,300円00銭

ハ　全電化需要およびＥｅプラン（全電化住宅割引）にかかわる取扱い

(ｲ)　当社は，全電化需要であることを確認するために，必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

(ﾛ)　給湯設備，厨房設備，冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外さ

新

５時間通電機器の総容量（入力）１キロワットにつき	220円00銭

なお，５時間通電機器の総容量（入力）の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ニ　通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，半額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）１キロワットにつき	165円00銭

なお，通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ホ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハまたはニによって算定された５時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	858円55銭

(5)　Ｅｅプラン（全電化住宅割引）

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で，当社との協議がととのった場合の料金は，(4)によって料金として算定された金額からイによって算定されたＥｅプラン割引額を差し引いたものといたします。ただし，(4)によって料金として算定された金額から別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金およびイによって算定されたＥｅプラン割引額を差し引いてえた金額が(4)ホの最低月額料金を下回る場合の料金は，(4)ホの最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお，この場合，すべての熱源とは，給湯設備，厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

イ　Ｅｅプラン割引額

Ｅｅプラン割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がロに定めるＥｅプラン割引上限額を上回る場合のＥｅプラン割引額は，ロに定めるＥｅプラン割引上限額といたします。

Ｅｅプラン割引額　＝　割引対象額　×　10パーセント

なお，この場合，割引対象額とは，(4)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

ロ　Ｅｅプラン割引上限額

１契約につき	3,300円00銭

ハ　全電化需要およびＥｅプラン（全電化住宅割引）にかかわる取扱い

(ｲ)　当社は，全電化需要であることを確認するために，必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

(ﾛ)　給湯設備，厨房設備，冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外さ

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
れる場合は，当社に申し出ていただきます。 (ﾊ) Ｅｅプラン（全電化住宅割引）の適用を受けている場合で，全電化需要でないことが明らかになったときは，5~~2~~（違約金）に準じて違約金を申し受けます。 (ﾆ) Ｅｅプラン割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 (ﾎ) 3~~8~~（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときには，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 (6) 休　日　等 この契約種別において，休日等とは，次の日をいいます。 イ　日曜日 ロ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 ハ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12 月 30 日および 12 月 31 日 (7) そ　の　他 イ　５時間通電機器割引額，通電制御型夜間蓄熱式機器割引額，最低月額料金およびＥｅプラン割引上限額の日割計算は，別表~~11~~（日割計算の基本算式）によるものといたします。 なお，５時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の５時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，日割計算をいたします。 ロ　通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 ハ　夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，~~69（計量器等の取付け）(1)~~にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ニ　(4)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については，(4)ニは適用いたしません。 ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯に準ずるものといたします。	れる場合は，当社に申し出ていただきます。 (ﾊ) Ｅｅプラン（全電化住宅割引）の適用を受けている場合で，全電化需要でないことが明らかになったときは，5~~0~~（違約金）に準じて違約金を申し受けます。 (ﾆ) Ｅｅプラン割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 (ﾎ) 3~~6~~（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときには，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 (6) 休　日　等 この契約種別において，休日等とは，次の日をいいます。 イ　日曜日 ロ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 ハ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12 月 30 日および 12 月 31 日 (7) そ　の　他 イ　５時間通電機器割引額，通電制御型夜間蓄熱式機器割引額，最低月額料金およびＥｅプラン割引上限額の日割計算は，別表７（日割計算の基本算式）によるものといたします。 なお，５時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の５時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，日割計算をいたします。 ロ　通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 ハ　当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ニ　(4)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については，(4)ニは適用いたしません。 ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯に準ずるものといたします。
19　臨　時　電　灯 (1) 臨 時 電 灯 Ａ イ　適　用　範　囲 電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表４（負荷設備の入力換算容量）~~によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ　料　　金 料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表４（負荷設備の入力換算容量）~~によって換算するものといたします。）によって，１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100 円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100 円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）	**19　臨　時　電　灯** (1) 臨 時 電 灯 Ａ イ　適　用　範　囲 電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ　料　　金 料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって，１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	~~9~~円~~11~~銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	~~18~~円~~23~~銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	~~18~~円~~23~~銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	~~181~~円~~78~~銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	~~181~~円~~78~~銭

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	16円99銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	33円99銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	33円99銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	339円90銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	339円90銭

ニ　そ　の　他

(ｲ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨 時 電 灯 Ｂ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(ｲ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。

(ﾛ) 臨時電灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

旧

最 低 料 金	１契約につき最初の10キロワット時まで	~~524~~円~~04~~銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	~~33~~円~~36~~銭

ハ　そ　の　他

(ｲ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯に準ずるものといたします。

20　公 衆 街 路 灯

(1) 公衆街路灯Ａ

イ　適　用　範　囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表４〔負荷設備の入力換算容量〕~~によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 需 要 家 料 金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	55円00銭

(ﾛ) 電　灯　料　金

新

へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の10キロワット時まで	787円47銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	52円34銭

ハ　そ　の　他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯に準ずるものといたします。

20　公 衆 街 路 灯

(1) 公衆街路灯Ａ

イ　適　用　範　囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 需 要 家 料 金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	55円00銭

(ﾛ) 電　灯　料　金

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	~~91~~円~~43~~銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	~~140~~円~~82~~銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	~~239~~円~~60~~銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	~~359~~円~~40~~銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	~~599~~円~~01~~銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	~~599~~円~~01~~銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表４〔~~負荷設備の入力換算容量~~〕~~によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表４〔~~負荷設備の入力換算容量~~〕~~によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表４〔~~負荷設備の入力換算容量~~〕~~によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	~~224~~円~~48~~銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	~~394~~円~~79~~銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	~~394~~円~~79~~銭

ハ　そ　の　他

(ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯Ｂ

イ　適　用　範　囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。

(ﾛ) 公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	159円28銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	276円50銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	510円99銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	745円48銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,214円46銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,214円46銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	426円88銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	799円65銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	799円65銭

ハ　そ　の　他

(ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯Ｂ

イ　適　用　範　囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。

(ﾛ) 公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
いたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100円~~ を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100円~~ を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	いたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
最低料金 ｜ １契約につき最初の10キロワット時まで ｜ ~~402~~円~~40~~銭	最低料金 ｜ １契約につき最初の10キロワット時まで ｜ 640円75銭
電力量料金 ｜ 上記をこえる１キロワット時につき ｜ ~~22~~円~~95~~銭	電力量料金 ｜ 上記をこえる１キロワット時につき ｜ 40円07銭
ハ　そ　の　他 (ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 (ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯に準ずるものといたします。	ハ　そ　の　他 (ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 (ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯に準ずるものといたします。
21　業務用電力 (1) 適　用　範　囲 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が2,000キロワット未満（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。 イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ　使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について25（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。 (3) 契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契　約　電　力	**21　業務用電力** (1) 適　用　範　囲 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が2,000キロワット未満（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。 イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ　使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について25（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。 (3) 契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契　約　電　力

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
契約電力は，次によって定めます。	契約電力は，次によって定めます。
イ　契約電力が500キロワット未満の場合	イ　契約電力が500キロワット未満の場合
(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。	(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。
a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。	a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。
b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。	b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。
c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。	c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。
(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ロ　契約電力が500キロワット以上の場合	ロ　契約電力が500キロワット以上の場合
(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。	(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。
(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~	

旧（令和４年12月１日実施）

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	~~1,743~~円~~50~~銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~17~~円~~15~~銭	~~15~~円~~66~~銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間にお~~ける~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

22　業務用電力Ⅱ型

(1) 適　用　範　囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契　約　電　力

新（令和５年６月１日実施）

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,964円60銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	32円74銭	31円25銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

22　業務用電力Ⅱ型

(1) 適　用　範　囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契　約　電　力

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
契約電力は，次によって定めます。	契約電力は，次によって定めます。
イ　契約電力が500キロワット未満の場合	イ　契約電力が500キロワット未満の場合
(ｲ)　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。	(ｲ)　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。
a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。	a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。
b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。	b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。
c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。	c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。
(ﾛ)　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ)　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ)　当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ロ　契約電力が500キロワット以上の場合	ロ　契約電力が500キロワット以上の場合
(ｲ)　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。	(ｲ)　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。
(ﾛ)　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ)　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ)　当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~	

旧（令和４年12月１日実施）

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（(4)イの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	~~2,200~~円~~00~~銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~15~~円~~40~~銭	~~14~~円~~07~~銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間におけ~~る~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(4) そ　の　他

イ　お客さまが希望される場合は，業務用電力に準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は，次により算定いたします。

(ｲ) 基　本　料　金

新（令和５年６月１日実施）

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（(4)イの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,421円10銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	30円99銭	29円66銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(4) そ　の　他

イ　お客さまが希望される場合は，業務用電力に準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は，次により算定いたします。

(ｲ) 基　本　料　金

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。 (ﾛ) 電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量につき，(3)ロの該当料金を適用いたします。 ロ　契約期間満了に先だって，原則として業務用電力または業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力に需給契約を変更することはできません。 ハ　この契約種別から業務用電力または業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用電力Ⅱ型を適用いたしません。 ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。	基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。 (ﾛ) 電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量につき，(3)ロの該当料金を適用いたします。 ロ　契約期間満了に先だって，原則として業務用電力または業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力に需給契約を変更することはできません。 ハ　この契約種別から業務用電力または業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用電力Ⅱ型を適用いたしません。 ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。
23　業務用季節別時間帯別電力 (1) 適　用　範　囲 業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。 (2) 契　約　電　力 契約電力は，次によって定めます。 イ　契約電力が500キロワット未満の場合 (ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。 (ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたと	**23　業務用季節別時間帯別電力** (1) 適　用　範　囲 業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。 (2) 契　約　電　力 契約電力は，次によって定めます。 イ　契約電力が500キロワット未満の場合 (ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。 b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。 (ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたと

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
きは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	きは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ロ　契約電力が500キロワット以上の場合	ロ　契約電力が500キロワット以上の場合
(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。	(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。
(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。	ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。
(3) 時 間 帯 区 分 この契約種別において，時間帯区分は，次のとおりといたします。	(3) 時 間 帯 区 分 この契約種別において，時間帯区分は，次のとおりといたします。
イ　ピ ーク時間 夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，(5)に定める日の該当する時間を除きます。	イ　ピ ーク時間 夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，(5)に定める日の該当する時間を除きます。
ロ　昼　間　時　間 毎日午前９時から午後11時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および(5)に定める日の該当する時間を除きます。	ロ　昼　間　時　間 毎日午前９時から午後11時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および(5)に定める日の該当する時間を除きます。
ハ　夜　間　時　間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。	ハ　夜　間　時　間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。
(4) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	(4) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基　本　料　金	イ　基　本　料　金

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（(6)イの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	~~1,743~~円~~50~~銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピ ー ク 時 間

１キロワット時につき	~~23~~円~~17~~銭

(ﾛ) 昼　間　時　間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~19~~円~~32~~銭	~~18~~円~~11~~銭

(ﾊ) 夜　間　時　間

１キロワット時につき	~~12~~円~~38~~銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間におけ~~る~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(5) 休　　日　　等

この契約種別において，休日等とは，次の日をいいます。

イ　日曜日

ロ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

ハ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日

(6) そ　　の　　他

イ　お客さまが希望される場合は，業務用電力に準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の料金は，(4)を常時供給分の該当料金として算定いたします。

ロ　自家発補給電力Ａとあわせて電気の供給を受ける場合は，次により取り扱います。

(ｲ) 自家発補給電力Ａの料金は，3~~2~~（自家発補給電力）(1)ハの料金を適用して算定いたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合の「基準の電力」は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。

a　自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における業務用季節別時間帯別電力の各時

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（(6)イの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,964円60銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピ ー ク 時 間

１キロワット時につき	38円73銭

(ﾛ) 昼　間　時　間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	34円88銭	33円67銭

(ﾊ) 夜　間　時　間

１キロワット時につき	28円09銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(5) 休　　日　　等

この契約種別において，休日等とは，次の日をいいます。

イ　日曜日

ロ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

ハ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日

(6) そ　　の　　他

イ　お客さまが希望される場合は，業務用電力に準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の料金は，(4)を常時供給分の該当料金として算定いたします。

ロ　自家発補給電力Ａとあわせて電気の供給を受ける場合は，次により取り扱います。

(ｲ) 自家発補給電力Ａの料金は，30（自家発補給電力）(1)ハの料金を適用して算定いたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合の「基準の電力」は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。

a　自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における業務用季節別時間帯別電力の各時

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
間帯別の平均電力 b　自家発補給電力Ａの使用の前３月間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力 c　自家発補給電力Ａの使用の前３日間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力 ハ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，~~60~~（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。 なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ニ　契約期間満了に先だって，原則として業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用ウィークエンド電力に需給契約を変更することはできません。 ホ　この契約種別から業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用ウィークエンド電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用季節別時間帯別電力を適用いたしません。 へ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。	間帯別の平均電力 b　自家発補給電力Ａの使用の前３月間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力 c　自家発補給電力Ａの使用の前３日間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力 ハ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。 なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ニ　契約期間満了に先だって，原則として業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用ウィークエンド電力に需給契約を変更することはできません。 ホ　この契約種別から業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用ウィークエンド電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用季節別時間帯別電力を適用いたしません。 へ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。
24　業務用ウィークエンド電力 (1) 適　用　範　囲 業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。 (2) 契　約　電　力 契約電力は，次によって定めます。 イ　契約電力が500キロワット未満の場合 (ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。 ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を	**24　業務用ウィークエンド電力** (1) 適　用　範　囲 業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。 (2) 契　約　電　力 契約電力は，次によって定めます。 イ　契約電力が500キロワット未満の場合 (ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。 b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。 ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。	上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。
(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ロ　契約電力が500キロワット以上の場合	ロ　契約電力が500キロワット以上の場合
(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。	(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。
(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。	ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。
(3) 平日休日区分	(3) 平日休日区分
この契約種別において，平日休日区分は，次のとおりといたします。	この契約種別において，平日休日区分は，次のとおりといたします。
イ　平　　日	イ　平　　日
ロにいう休日以外の日をいいます。	ロにいう休日以外の日をいいます。
ロ　休　　日	ロ　休　　日
(5)に定める日をいいます。	(5)に定める日をいいます。
(4) 料　　金	(4) 料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基　本　料　金	イ　基　本　料　金

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（(6)イの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（(6)イの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　~~2,200~~円~~00~~銭	契約電力１キロワットにつき　2,421円10銭
ロ　電力量料金	ロ　電力量料金
電力量料金は，その１月の平日休日別の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	電力量料金は，その１月の平日休日別の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
(ｲ) 平　日	(ｲ) 平　日
夏季料金：~~16~~円~~19~~銭　その他季料金：~~14~~円~~80~~銭	夏季料金：31円78銭　その他季料金：30円39銭
(ﾛ) 休　日	(ﾛ) 休　日
夏季料金：~~13~~円~~83~~銭　その他季料金：~~12~~円~~63~~銭	夏季料金：29円42銭　その他季料金：28円22銭
ハ　力率割引および割増し	ハ　力率割引および割増し
(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間にお~~ける~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~	(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。
なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。	なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。
(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。	(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。
(5) 休日扱い日	(5) 休日扱い日
この契約種別において，休日扱い日とは，次の日をいいます。	この契約種別において，休日扱い日とは，次の日をいいます。
イ　土曜日	イ　土曜日
ロ　日曜日	ロ　日曜日
ハ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日	ハ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
ニ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日	ニ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日
(6) その他	(6) その他
イ　お客さまが希望される場合は，業務用電力に準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は，次により算定いたします。	イ　お客さまが希望される場合は，業務用電力に準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は，次により算定いたします。
(ｲ) 基本料金	(ｲ) 基本料金
基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。	基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。
(ﾛ) 電力量料金	(ﾛ) 電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量につき，(4)ロの該当料金を適用いたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量につき，(4)ロの該当料金を適用いたします。
ロ　自家発補給電力Ａとあわせて電気の供給を受ける場合は，次により取り扱います。	ロ　自家発補給電力Ａとあわせて電気の供給を受ける場合は，次により取り扱います。
(ｲ) 自家発補給電力Ａの料金は，3~~2~~（自家発補給電力）(1)ハの料金を適用して算定いたします。	(ｲ) 自家発補給電力Ａの料金は，30（自家発補給電力）(1)ハの料金を適用して算定いたします。
(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合の「基準の電力」は，原則として次のいずれかを基	(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合の「基準の電力」は，原則として次のいずれかを基

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
準として平日休日別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。 a　自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における業務用ウィークエンド電力の平日休日別の平均電力 b　自家発補給電力Ａの使用の前３月間における業務用ウィークエンド電力の平日休日別の平均電力 c　自家発補給電力Ａの使用の前３日間における業務用ウィークエンド電力の平日休日別の平均電力 ハ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，~~60~~（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。 なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの平日休日別の使用電力量は，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ニ　契約期間満了に先だって，原則として業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用季節別時間帯別電力に需給契約を変更することはできません。 ホ　この契約種別から，業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用季節別時間帯別電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用ウィークエンド電力を適用いたしません。 ヘ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。	準として平日休日別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。 a　自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における業務用ウィークエンド電力の平日休日別の平均電力 b　自家発補給電力Ａの使用の前３月間における業務用ウィークエンド電力の平日休日別の平均電力 c　自家発補給電力Ａの使用の前３日間における業務用ウィークエンド電力の平日休日別の平均電力 ハ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。 なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの平日休日別の使用電力量は，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ニ　契約期間満了に先だって，原則として業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用季節別時間帯別電力に需給契約を変更することはできません。 ホ　この契約種別から，業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用季節別時間帯別電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用ウィークエンド電力を適用いたしません。 ヘ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。
25　低　圧　電　力 (1) 適　用　範　囲 低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。 ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロにおける使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 (3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契　約　電　力 イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，~~別表４〔負荷設備の入力換算容量〕~~によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断	**25　低　圧　電　力** (1) 適　用　範　囲 低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。 ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロにおける使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 (3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契　約　電　力 イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の

旧（令和４年12月１日実施）

器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表~~9~~（契約電力等の算定方法）(2)に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表~~9~~（契約電力等の算定方法）(2)により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	~~1,331~~円~~00~~銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量に

新（令和５年６月１日実施）

適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表6（契約電力等の算定方法）(2)に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表6（契約電力等の算定方法）(2)により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,392円37銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量に

旧（令和４年 12 月１日実施）

は夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~16~~円~~01~~銭	~~14~~円~~62~~銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表~~7~~（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，~~別表８（~~進相用コンデンサ取付容量基準~~）~~の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。

ニ　そ　の　他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85 パーセントとみなします。

(6) そ　の　他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

26　高　圧　電　力

(1) 高 圧 電 力 A

イ　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が 500 キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，契約電力が 500 キロワット未満であり，かつ，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として 2,000 キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ﾛ) 使用する付帯電灯について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について25（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧 6,000 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契　約　電　力

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大

新（令和５年６月１日実施）

は夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	31円99銭	30円60銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるものといたします。）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。

ニ　そ　の　他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85 パーセントとみなします。

(6) そ　の　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

26　高　圧　電　力

(1) 高 圧 電 力 A

イ　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が 500 キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，契約電力が 500 キロワット未満であり，かつ，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として 2,000 キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ﾛ) 使用する付帯電灯について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について25（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧 6,000 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契　約　電　力

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
きい値といたします。	きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。
b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。	b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。
c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。	c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。
(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ホ　料　　金	ホ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100 円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100 円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基　本　料　金	(ｲ) 基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	~~1,617~~円~~00~~銭

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~15~~円~~22~~銭	~~13~~円~~90~~銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後 11 時までの時間にお~~ける~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ヘ　そ　の　他

(ｲ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，高圧電力Ｂを適用いたします。

(ﾛ) 発電設備等を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 高 圧 電 力 Ｂ

イ　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が 500 キロワット以上であり，かつ，2,000 キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が 2,000 キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が 2,000 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧 6,000 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。

ハ　契　約　電　力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その

（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,838円10銭

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	30円81銭	29円49銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後 11 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ヘ　そ　の　他

(ｲ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，高圧電力Ｂを適用いたします。

(ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 高 圧 電 力 Ｂ

イ　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が 500 キロワット以上であり，かつ，2,000 キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が 2,000 キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が 2,000 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧 6,000 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。

ハ　契　約　電　力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
１月の最大需要電力とみなします。 (ﾊ) 高圧電力Ａとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ニによって定めます。 ~~(ﾆ) 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~ ニ 料 金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100 円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ﾆ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100 円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ﾆ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	１月の最大需要電力とみなします。 (ﾊ) 高圧電力Ａとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ニによって定めます。 ニ 料 金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基 本 料 金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。 契約電力１キロワットにつき ~~2,018~~円~~50~~銭	(ｲ) 基 本 料 金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。 契約電力１キロワットにつき 2,239円60銭
(ﾛ) 電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 夏季料金：１キロワット時につき ~~14~~円~~23~~銭 その他季料金：１キロワット時につき ~~13~~円~~00~~銭	(ﾛ) 電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 夏季料金：１キロワット時につき 29円82銭 その他季料金：１キロワット時につき 28円59銭
(ﾊ) 力率割引および割増し a 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後 11 時までの時間にお~~ける~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~ なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。 b 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。	(ﾊ) 力率割引および割増し a 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後 11 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。 b 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。
ホ そ の 他 発電設備等を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできませ	ホ そ の 他 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはで

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
ん。	きません。
27　季節別時間帯別電力 (1) 適　用　範　囲 高圧電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。 (2) 時 間 帯 区 分 季節別時間帯別電力Ａおよび季節別時間帯別電力Ｂにおいて，時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　ピ　ー　ク　時　間 夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，(5)に定める日の該当する時間を除きます。 ロ　昼　間　時　間 毎日午前９時から午後11時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および(5)に定める日の該当する時間を除きます。 ハ　夜　間　時　間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。 (3) 季節別時間帯別電力Ａ イ　適　用　範　囲 高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ　契　約　電　力 (ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたしま	**27　季節別時間帯別電力** (1) 適　用　範　囲 高圧電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。 (2) 時 間 帯 区 分 季節別時間帯別電力Ａおよび季節別時間帯別電力Ｂにおいて，時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　ピ　ー　ク　時　間 夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，(5)に定める日の該当する時間を除きます。 ロ　昼　間　時　間 毎日午前９時から午後11時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および(5)に定める日の該当する時間を除きます。 ハ　夜　間　時　間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。 (3) 季節別時間帯別電力Ａ イ　適　用　範　囲 高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ　契　約　電　力 (ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。 b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたしま

旧（令和４年12月１日実施）

す。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

~~(ﾊ) 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~

ハ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（ニ(ﾛ)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	~~1,617~~円~~00~~銭

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピ ー ク 時 間

１キロワット時につき	~~18~~円~~70~~銭

b　昼　間　時　間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~16~~円~~57~~銭	~~15~~円~~07~~銭

c　夜　間　時　間

１キロワット時につき	~~12~~円~~38~~銭

新（令和５年６月１日実施）

す。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（ニ(ﾛ)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,838円10銭

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピ ー ク 時 間

１キロワット時につき	34円26銭

b　昼　間　時　間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	32円13銭	30円63銭

c　夜　間　時　間

１キロワット時につき	28円09銭

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(ﾊ) 力率割引および割増し	(ﾊ) 力率割引および割増し
a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。	a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。
b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。	b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。
ニ　そ　の　他	ニ　そ　の　他
(ｲ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，季節別時間帯別電力Ｂを適用いたします。	(ｲ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，季節別時間帯別電力Ｂを適用いたします。
(ﾛ) お客さまが希望される場合は，高圧電力Ａに準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の料金は，ハを常時供給分の該当料金として算定いたします。	(ﾛ) お客さまが希望される場合は，高圧電力Ａに準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の料金は，ハを常時供給分の該当料金として算定いたします。
(ﾊ) 自家発補給電力Ｂとあわせて電気の供給を受ける場合は，次により取り扱います。	(ﾊ) 自家発補給電力Ｂとあわせて電気の供給を受ける場合は，次により取り扱います。
a　自家発補給電力Ｂの料金は，32（自家発補給電力）(2)ハの料金を適用して算定いたします。	a　自家発補給電力Ｂの料金は，30（自家発補給電力）(2)ハの料金を適用して算定いたします。
b　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合の「基準の電力」は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。	b　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合の「基準の電力」は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。
(a) 自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における季節別　時間帯別電力の各時間帯別の平均電力	(a) 自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における季節別　時間帯別電力の各時間帯別の平均電力
(b) 自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力	(b) 自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力
(c) 自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力	(c) 自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力
(ﾆ) お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，60（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。 なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。	(ﾆ) お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。 なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。
(ﾎ) 契約期間満了に先だって，原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。	(ﾎ) 契約期間満了に先だって，原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。
(ﾍ) この契約種別から高圧電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，季節別時間帯別電力を適用いたしません。	(ﾍ) この契約種別から高圧電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，季節別時間帯別電力を適用いたしません。
(ﾄ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力Ａに準ずるものといたします。	(ﾄ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力Ａに準ずるものといたします。
(4) 季節別時間帯別電力Ｂ	(4) 季節別時間帯別電力Ｂ
イ　適　用　範　囲	イ　適　用　範　囲
高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット以上であり，かつ，原則として2,000キロワット未満であるものに適用いたします。	高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット以上であり，かつ，原則として2,000キロワット未満であるものに適用いたします。
ロ　契　約　電　力	ロ　契　約　電　力
(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。	(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。
(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の	(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の

旧（令和４年12月１日実施）

値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

(ﾊ) 季節別時間帯別電力Ａとして電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(3)ﾛによって定めます。

~~(ﾆ) 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~

ハ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（ニ(ｲ)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	~~2,018~~円~~50~~銭

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

１キロワット時につき	~~17~~円~~58~~銭

b　昼　間　時　間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	~~14~~円~~66~~銭	~~13~~円~~49~~銭

c　夜　間　時　間

１キロワット時につき	~~12~~円~~38~~銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

新（令和５年６月１日実施）

値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

(ﾊ) 季節別時間帯別電力Ａとして電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(3)ﾛによって定めます。

ハ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ﾛに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾍによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ﾛに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾍによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ﾛに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ﾍによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ﾛに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ﾍによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（ニ(ｲ)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,239円60銭

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

１キロワット時につき	33円14銭

b　昼　間　時　間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	30円22銭	29円05銭

c　夜　間　時　間

１キロワット時につき	28円09銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。 b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。 ニ　そ　の　他 (ｲ) お客さまが希望される場合は，高圧電力Ｂに準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の料金は，ハを常時供給分の該当料金として算定いたします。 (ﾛ) 自家発補給電力Ｂとあわせて電気の供給を受ける場合は，次により取り扱います。 a　自家発補給電力Ｂの料金は，32（自家発補給電力）(2)ハの料金を適用して算定いたします。 b　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合の「基準の電力」は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。 (a) 自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力 (b) 自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力 (c) 自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力 (ﾊ) お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，60（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。 なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 (ﾆ) 契約期間満了に先だって，原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。 (ﾎ) この契約種別から高圧電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，季節別時間帯別電力を適用いたしません。 (ﾍ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力Ｂに準ずるものといたします。 (5) 休　日　等 季節別時間帯別電力Ａおよび季節別時間帯別電力Ｂにおいて，休日等とは，次の日をいいます。 イ　日曜日 ロ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 ハ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日	a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。 b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。 ニ　そ　の　他 (ｲ) お客さまが希望される場合は，高圧電力Ｂに準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の料金は，ハを常時供給分の該当料金として算定いたします。 (ﾛ) 自家発補給電力Ｂとあわせて電気の供給を受ける場合は，次により取り扱います。 a　自家発補給電力Ｂの料金は，30（自家発補給電力）(2)ハの料金を適用して算定いたします。 b　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合の「基準の電力」は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。 (a) 自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力 (b) 自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力 (c) 自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力 (ﾊ) お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。 なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 (ﾆ) 契約期間満了に先だって，原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。 (ﾎ) この契約種別から高圧電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，季節別時間帯別電力を適用いたしません。 (ﾍ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力Ｂに準ずるものといたします。 (5) 休　日　等 季節別時間帯別電力Ａおよび季節別時間帯別電力Ｂにおいて，休日等とは，次の日をいいます。 イ　日曜日 ロ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 ハ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日
28　時間帯別調整契約 (1) 適　用　範　囲 高圧電力Ｂの適用範囲に該当する需要で，せん頭時および平日昼間の負荷を夜間に移行できるお客さまが，次のいずれの条件にも適合する場合に適用いたします。 イ　夜間率を本契約制度加入前の実績に比し５パーセント以上高めること。 なお，夜間率とは，(3)における使用電力量の合計（以下「年間総使用電力量」といいます。）に占める(4)に規定する夜間時間帯における使用電力量の合計の比率をいいます。 ロ　夜間率を年間で55パーセント以上使用保持できること。	（削除）

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

ハ　深々夜率を28パーセント以上使用保持できること。

なお，深々夜率とは，年間総使用電力量に占める(4)に規定する深々夜時間帯における使用電力量の合計の比率をいいます。

(2) 契　約　期　間

イ　この契約種別において，契約期間は，需給契約締結日から(3)に定める適用期間の末日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって，原則として高圧電力Ｂまたは季節別時間帯別電力Ｂに需給契約を変更することはできません。

(3) 適　用　期　間

適用期間は，原則として毎年４月１日から翌年３月31日までといたします。

(4) 時 間 帯 区 分

この契約種別において，時間帯区分は，次のとおりといたします。

時　間　帯		時　　間
せ ん 頭 時		夏季の13時から16時まで（夜間扱い日を除きます。）
昼　　間		９時から23時まで（夜間扱い日および軽負荷日ならびにせん頭時時間帯を除きます。）
軽 負 荷 時		軽負荷日の９時から23時まで
夜間	深　々　夜	(1) 夜間扱い日以外の１時から６時まで (2) 日祝日扱い日の０時から９時までおよび23時から24時まで，ならびに深々夜扱い日の全日 (3) 夜間扱い日（夜間扱い日が連続する場合はその最終日）の翌日の０時から１時まで
	その他夜間	せん頭時時間，昼間時間，軽負荷時時間，深々夜時間を除いた時間

(注)　夜間扱い日，日祝日扱い日，深々夜扱い日，軽負荷日については，(11)によります。

(5) 契　約　電　力

イ　契約電力は，次の種別ごとにお客さまと当社との協議によって定めます。

ただし，いずれの契約電力も500キロワット以上といたします。

(ｲ) 契約最大電力

契約上使用できる最大電力をいいます。

(ﾛ) 時間帯別契約電力

ａ　夜間契約電力

夜間時間帯および軽負荷時時間帯に常時使用できる最大電力をいい，契約最大電力に同じといたします。

ｂ　昼間契約電力

昼間時間帯に常時使用できる最大電力をいい，ａを上回らないものといたします。

ｃ　せん頭時契約電力

せん頭時時間帯に常時使用できる最大電力をいい，ｂを上回らないものといたします。

ロ　当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。

(6) 契 約 夜 間 率

イ　契約夜間率は，適用期間を通じて保持すべき夜間率とし，過去１年間の実績を基準として，

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

(1)イからハまでの条件を満たす範囲で，お客さまと当社との協議により定めた値といたします。

ロ　夜間率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(7) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，適用期間における実績夜間率が契約夜間率に未達となったお客さまの適用期間の最終月の料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に夜間率未達料金を加算したものといたします。また，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。さらに，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（(12)イの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

(イ) 夏 季 の 各 月

せん頭時契約電力 × せん頭時基本料金単価 ＋（昼間契約電力－せん頭時契約電力）× 昼間基本料金単価

(ロ) その他季の各月

昼間契約電力 × 昼間基本料金単価

	せ ん 頭 時	昼　　間
契約電力１キロワットにつき	2,695円00銭	1,793円00銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の各時間帯の使用電力量によって算定いたします。

	せん頭時	昼　　間		軽負荷時	夜　　間	
		夏季料金	その他季料　金		その他夜間	深々夜
１キロワット時につき	21円56銭	16円29銭	14円88銭	13円23銭	11円89銭	10円22銭

ただし，(11)に定める最低負荷日の使用電力量については，深々夜時間帯の電力量料金から次の金額を差し引いた金額といたします。

１キロワット時につき	85銭

ハ　力率割引および割増し

(イ) 力率は，その１月のうちせん頭時，昼間および軽負荷時時間帯における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は100パーセントといたします。）といたします。こ

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~の場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~ ~~なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。~~ ~~(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。~~ ~~ニ　夜間率未達料金~~ ~~適用期間における実績夜間率が契約夜間率に未達となった場合は，次式により夜間率未達料金を算定いたします。~~ ~~夜間率未達料金 ＝ { 適用期間のせん頭時，昼間および軽負荷時使用電力量の合計 × 契約夜間率(%) / (100－契約夜間率(%)) － 適用期間の夜間使用電力量 } × ロに定めるその他夜間の電力量料金単価 × 1.5~~ ~~(8) 最大需要電力および使用電力量の計量~~ ~~イ　最大需要電力および使用電力量の計量は，取引用計量器により毎月所定の検針日に行ないます。~~ ~~ロ　時間帯別の最大需要電力および使用電力量は，それぞれの時間帯別に計量されるよう施設した所定の計量器により区分して計量いたします。ただし，所定の計量器取付けまでの間は，記録型電力量計を取り付けている場合には，その記録により，記録型電力量計を取り付けていない場合には，取引用計量器の読みを記録した受電日誌により，それぞれお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。~~ ~~ハ　月の途中で最大需要電力および使用電力量を定める必要が生じた場合は，そのつどお客さまと当社が立会いのうえ検針を行ないます。~~ ~~(9) 契約超過金~~ ~~イ　お客さまが，せん頭時および昼間（９時から10時までおよび22時から23時までを除きます。）のそれぞれの時間帯において契約電力をこえて電気を使用されたときには当社の責めとなる理由による場合を除き，次によって算定された金額を契約超過金として申し受けます。~~ ~~契約超過金＝{ せん頭時超過電力 × (7)イに定めるせん頭時基本料金単価 ＋（昼間超過電力 － せん頭時超過電力）× (7)イに定める昼間基本料金単価 } × （1.85 － 力率(%)/100）× 1.5~~ ~~（注）上式において負となる項がある場合は，その項を零といたします。~~ ~~ロ　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。~~ ~~なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，42（延滞利息）に準じて延滞利息を申し受けます。~~ ~~(10) 需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算~~ ~~お客さまの理由により，契約電力を増加された後１年に満たないで電気の使用を廃止し，または契約電力を減少される場合は，契約期間にかかわらず，それまでの期間の料金および工事費についてさかのぼってお客さまに精算していただきます。~~	

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

~~イ　料金は，減少契約電力分につき，(7)イに定める基本料金を20パーセント割増ししたものを適用いたします。また，電力量料金は，次によります。~~

	せん頭時	昼　　間		軽負荷時	夜　　間	
		夏季料金	その他季料　金		その他夜　間	深々夜
1キロワット時につき	25円51銭	19円24銭	17円67銭	15円70銭	14円03銭	12円05銭

~~ただし，(11)に定める最低負荷日の使用電力量については，深々夜時間帯の電力量料金から次の金額を差し引いた金額といたします。~~

1キロワット時につき	85銭

~~なお，減少契約電力分に見合う電力量は，その期間の時間帯別の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分したものといたします。~~

~~ロ　工事費は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分については，臨時電力に準じて臨時工事費を申し受けます。~~

~~(11) 夜間扱い日および軽負荷日~~

~~イ　夜 間 扱 い 日~~

~~夜間扱い日とは，次の日をいいます。~~

~~(イ) 深 々 夜 扱 い 日~~

~~4月29日から5月5日まで，12月29日から12月31日まで，1月1日から1月5日まで~~

~~ただし，次の日を最低負荷日といいます。~~

~~4月30日から5月4日まで，12月30日から12月31日まで，1月1日から1月3日まで~~

~~(ロ) 日 祝 日 扱 い 日~~

~~次の日のうち，深々夜扱い日以外の日をいいます。なお，cについては，適用期間に先だって，あらかじめ当社の事務所に掲示いたします。~~

~~a　日曜日~~

~~b　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日~~

~~c　aおよびb以外で当社の定める日~~

~~ロ　軽　負　荷　日~~

~~軽負荷日とは，当社の定める日とし，適用期間に先だって，あらかじめ当社の事務所に掲示いたします。~~

~~(12) そ　の　他~~

~~イ　お客さまが希望される場合は，高圧電力Bに準じ，予備電力を契約することができます。ただし，この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は，次のとおりといたします。~~

~~(イ) 基　本　料　金~~

~~基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線については高圧電力Bの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の5パーセント，予備電源については高圧電力Bの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。~~

~~(ロ) 電 力 量 料 金~~

~~電力量料金は，その1月の使用電力量につき，(7)ロの該当料金として算定いたします。~~

~~ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力Bに準ずるものといたします。~~

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

2~~9~~ 臨　時　電　力

(1) 適　用　範　囲

契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

イ　動力（高圧で電気の供給を受ける場合は，付帯電灯を含みます。）を使用するもの。

ロ　高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するもの。

(2) 契　約　電　力

契約電力は，業務用電力，低圧電力または高圧電力の場合に準じて定めます。この場合，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表~~9~~（契約電力等の算定方法）(1)に準じて算定してえた値といたします。ただし，業務用電力に準ずる場合は，別表~~9~~（契約電力等の算定方法）(1)ロによって算定してえた値といたします。

(3) 料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5 キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100 円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100 円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力１キロワット１日につき	~~199~~円~~39~~銭

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

28 臨　時　電　力

(1) 適　用　範　囲

契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

イ　動力（高圧で電気の供給を受ける場合は，付帯電灯を含みます。）を使用するもの。

ロ　高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するもの。

(2) 契　約　電　力

契約電力は，業務用電力，低圧電力または高圧電力の場合に準じて定めます。この場合，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表6（契約電力等の算定方法）(1)に準じて算定してえた値といたします。ただし，業務用電力に準ずる場合は，別表6（契約電力等の算定方法）(1)ロによって算定してえた値といたします。

(3) 料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5 キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力１キロワット１日につき	302円50銭

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサル

旧（令和４年12月１日実施）

(ｲ) 基　本　料　金

業務用電力，低圧電力または高圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，業務用電力，低圧電力または高圧電力の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a　(1)イに該当する場合

(a) 低圧で電気の供給を受ける場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~18~~円~~80~~銭	~~17~~円~~29~~銭

(b) 高圧で電気の供給を受ける場合

		夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	~~17~~円~~86~~銭	~~16~~円~~42~~銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	~~16~~円~~70~~銭	~~15~~円~~36~~銭

b　(1)ロに該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~20~~円~~17~~銭	~~18~~円~~54~~銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，業務用電力，低圧電力または高圧電力に準じて適用いたします。~~ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が 500 キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。~~

~~(ｲ) 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。~~

~~(ﾛ) お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。~~

(4) そ　の　他

新（令和５年６月１日実施）

サービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

業務用電力，低圧電力または高圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，業務用電力，低圧電力または高圧電力の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a　(1)イに該当する場合

(a) 低圧で電気の供給を受ける場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	38円39銭	36円72銭

(b) 高圧で電気の供給を受ける場合

		夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	36円97銭	35円39銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	35円79銭	34円31銭

b　(1)ロに該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	39円28銭	37円50銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，業務用電力，低圧電力または高圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ　の　他

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。 ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，低圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。	イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。 ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，低圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。
30　農 事 用 電 力 (1) 適　用　範　囲 農事用のかんがい排水のために，午後９時から翌日の午後１時までの時間に動力（高圧で電気の供給を受ける場合は，付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。 (2) 契　約　電　力 契約電力は，低圧電力または高圧電力の場合に準じて定めます。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表9（契約電力等の算定方法）(1)によって算定された契約電力の値といたします。 (3) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約電力１キロワットに つき：標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合　891円00銭 契約電力１キロワットに つき：標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合　1,061円50銭 ロ　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。 １キロワット時につき：標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合　12円80銭 １キロワット時につき：標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合　12円67銭	**29　農 事 用 電 力** (1) 適　用　範　囲 農事用のかんがい排水のために，午後９時から翌日の午後１時までの時間に動力（高圧で電気の供給を受ける場合は，付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。 (2) 契　約　電　力 契約電力は，低圧電力または高圧電力の場合に準じて定めます。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表6（契約電力等の算定方法）(1)によって算定された契約電力の値といたします。 (3) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約電力１キロワットに つき：標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合　952円37銭 契約電力１キロワットに つき：標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合　1,282円60銭 ロ　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。 １キロワット時につき：標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合　28円97銭 １キロワット時につき：標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合　28円34銭

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。 (4) そ　の　他 イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ　専用の電路を施設し，直接契約負荷設備に接続していただきます。 ハ　当社は，供給設備の状況等により，(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし，この場合契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。	ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。 (4) そ　の　他 イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ　専用の電路を施設し，直接契約負荷設備に接続していただきます。 ハ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況等により，(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし，この場合契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 ニ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。
31　深　夜　電　力 ~~(1) 深 夜 電 力 A~~ ~~イ　適　用　範　囲~~ ~~毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。また，高圧で電気の供給を受ける場合は，付帯電灯を含みます。）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要で，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。~~ ~~なお，対象となる負荷設備は次の(イ)または(ロ)に該当するものといたします。~~ ~~(イ) 貯湯式電気温水器，蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。~~ ~~(ロ) 電気の使用実態が(イ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。~~ ~~ロ　契　約　電　力~~ ~~契約電力は，次によって定めます。~~ ~~(イ) 低圧供給の場合~~ ~~契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について25（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。~~ ~~なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。~~ ~~(ロ) 高圧供給の場合~~ ~~契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい方に次のａまたはｂを適用してえた値といたします。~~ ~~なお，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。~~ ~~ａ　契約負荷設備の総入力の方が小さい場合~~ ~~電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表９（契約電力等の算定方法）(1)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。~~ ~~ｂ　契約受電設備の総容量の方が小さい場合~~ ~~電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表９（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。~~ ~~(ハ) 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は，次のａによってえた値について別表９（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値とｂによってえた値との合計といたします。~~	（削除）

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

~~a　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計~~

~~b　電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とａで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計~~

~~ハ　供　給　条　件~~

~~(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。~~

~~(ﾛ) 低圧で電気の供給を受ける場合は，専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。~~

~~(ﾊ) 当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。~~

~~(ﾆ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。~~

~~ニ　料　　金~~

~~料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，通電制御型夜間蓄熱式機器を使用する場合の料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から(ﾊ)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。~~

~~(ｲ) 基　本　料　金~~

~~基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。~~

~~契約電力１キロワットにつき~~	~~標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合~~	~~352 円 00 銭~~
	~~標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合~~	~~418 円 00 銭~~

~~(ﾛ) 電 力 量 料 金~~

~~電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。~~

~~１キロワット時につき~~	~~標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合~~	~~12 円 05 銭~~
	~~標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合~~	~~11 円 95 銭~~

~~(ﾊ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額~~

~~通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，次の式によって算定された金額といたします。~~

~~通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 ＝ 割引対象額 × 15パーセント~~

~~割引対象額 ＝ (ｲ)の基本料金 ＋ その１月の使用電力量に(ﾛ)の該当料金を適用して算定された金額~~

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~ホ　そ　の　他~~ ~~(イ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，69（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。~~ ~~(ロ)　通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され，または割引対象率が変更となることにより，料金に変更があった場合は，39（日割計算）に準じて日割計算をいたします。~~ ~~(ハ)　通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。~~ ~~(ニ)　(ロ)または38（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間の使用電力量は，その１月の使用電力量を料金が変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。~~ ~~(ホ)　54（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は，通電制御型夜間蓄熱式機器の割引対象額は，(1)ニ(ハ)によって算定された割引対象額から54（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。~~ ~~(ヘ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力または高圧電力Ａに準ずるものといたします。~~ ~~(2)　深夜電力Ｂ~~ ~~イ　適　用　範　囲~~ ~~毎日午前１時から午前６時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。また，高圧で電気の供給を受ける場合は，付帯電灯を含みます。）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要で，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。~~ ~~なお，対象となる負荷設備は次の(イ)または(ロ)に該当するものといたします。~~ ~~(イ)　貯湯式電気温水器，蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。~~ ~~(ロ)　電気の使用実態が(イ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。~~ ~~ロ　契　約　電　力~~ ~~契約電力は，次によって定めます。~~ ~~(イ)　低圧供給の場合~~ ~~契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について25（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。~~ ~~なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。~~ ~~(ロ)　高圧供給の場合~~ ~~契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい方に次のａまたはｂを適用してえた値といたします。~~ ~~なお，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。~~ ~~ａ　契約負荷設備の総入力の方が小さい場合~~ ~~電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表９（契約電力等の算定方法）(1)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。~~ ~~ｂ　契約受電設備の総容量の方が小さい場合~~ ~~電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表９（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量と~~	

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~の合計といたします。~~ ~~(ハ) 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は，次のａによってえた値について別表９（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値とｂによってえた値との合計といたします。~~ ~~ａ 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計~~ ~~ｂ 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とａで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計~~ ~~ハ 供 給 条 件~~ ~~(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。~~ ~~(ロ) 低圧で電気の供給を受ける場合は，専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。~~ ~~(ハ) 当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。~~ ~~(ニ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。~~ ~~ニ 料 金~~ ~~料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。~~ ~~(イ) 基 本 料 金~~ ~~基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。~~ ~~契約電力１キロワットにつき~~ ~~標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合 220 円 00 銭~~ ~~標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合 258 円 50 銭~~ ~~(ロ) 電 力 量 料 金~~ ~~電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。~~ ~~１キロワット時につき~~ ~~標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合 10 円 24 銭~~ ~~標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合 10 円 14 銭~~ ~~ホ そ の 他~~ ~~(イ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，69（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。~~ ~~(ロ) 深夜電力Ｂから深夜電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，原則として契約電力の増加をともなわない限り，深夜電力Ｂを適用いたしません。~~	

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力または高圧電力Ａに準ずるものといたします。~~	
3~~2~~　自家発補給電力 (1) 自家発補給電力Ａ イ　適　用　範　囲 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。 ロ　契　約　電　力 (ｲ) 契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。 (ﾛ) (ｲ)によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 a　予備発電設備が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値 なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。 b　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100 円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100 円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (ｲ) 基　本　料　金 基本料金は，業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また，その１月に前月か	**30　自家発補給電力** (1) 自家発補給電力Ａ イ　適　用　範　囲 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。 ロ　契　約　電　力 (ｲ) 契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。 (ﾛ) (ｲ)によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 a　予備発電設備が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値 なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。 b　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (ｲ) 基　本　料　金 基本料金は，業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また，その１月に前月か

旧（令和４年12月１日実施）

ら継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a　定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~18~~円~~66~~銭	~~17~~円~~15~~銭

b　a 以外の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~22~~円~~83~~銭	~~20~~円~~94~~銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。

ニ　自家発補給電力Ａの使用

(ｲ) お客さまが自家発補給電力Ａを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ﾛ) 業務用電力と自家発補給電力Ａを同一計量する場合で，業務用電力の契約電力が21（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さまのその１月の30分最大需要電力計の値が業務用電力の契約電力をこえないときは，(ｲ)にかかわらず，自家発補給電力Ａを使用されなかったものとみなします。

ホ　業務用電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

(ｲ) 業務用電力の契約電力を21（業務用電力）(4)イによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ａの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

(ﾛ) 業務用電力の契約電力を21（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さまの場合で，その１月の30分最大需要電力計の値が業務用電力の契約電力と自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ａの超過であることが明らかな場合は，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでない場合は，業務用電力と自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

ヘ　業務用電力と同一計量される場合の使用電力量

(ｲ) 使用電力量は，自家発補給電力Ａの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に自家発補給電力Ａの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社と

新（令和５年６月１日実施）

ら継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a　定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	36円01銭	34円38銭

b　a 以外の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	45円01銭	42円97銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。

ニ　自家発補給電力Ａの使用

(ｲ) お客さまが自家発補給電力Ａを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ﾛ) 業務用電力と自家発補給電力Ａを同一計量する場合で，業務用電力の契約電力が21（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さまのその１月の30分最大需要電力計の値が業務用電力の契約電力をこえないときは，(ｲ)にかかわらず，自家発補給電力Ａを使用されなかったものとみなします。

ホ　業務用電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

(ｲ) 業務用電力の契約電力を21（業務用電力）(4)イによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ａの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

(ﾛ) 業務用電力の契約電力を21（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さまの場合で，その１月の30分最大需要電力計の値が業務用電力の契約電力と自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ａの超過であることが明らかな場合は，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでない場合は，業務用電力と自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

ヘ　業務用電力と同一計量される場合の使用電力量

(ｲ) 使用電力量は，自家発補給電力Ａの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に自家発補給電力Ａの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社と

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
の協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。 ａ　自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における業務用電力の平均電力 ｂ　自家発補給電力Ａの使用の前３月間における業務用電力の平均電力 ｃ　自家発補給電力Ａの使用の前３日間における業務用電力の平均電力 (ﾛ)　自家発補給電力Ａの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ａの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ａの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ａの使用電力量といたします。 (ﾊ)　使用電力量の区分 自家発補給電力Ａの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ａの最大需要電力に自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 ト　そ　の　他 (ｲ)　定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて，当社へ文書により通知していただきます。 なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。 (ﾛ)　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。 (2)　自家発補給電力Ｂ イ　適　用　範　囲 高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。 ロ　契　約　電　力 契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100 円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ﾆ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100 円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ﾆ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	の協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。 ａ　自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における業務用電力の平均電力 ｂ　自家発補給電力Ａの使用の前３月間における業務用電力の平均電力 ｃ　自家発補給電力Ａの使用の前３日間における業務用電力の平均電力 (ﾛ)　自家発補給電力Ａの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ａの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ａの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ａの使用電力量といたします。 (ﾊ)　使用電力量の区分 自家発補給電力Ａの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ａの最大需要電力に自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 ト　そ　の　他 (ｲ)　定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて，当社へ文書により通知していただきます。 なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。 (ﾛ)　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。 (2)　自家発補給電力Ｂ イ　適　用　範　囲 高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。 ロ　契　約　電　力 契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ﾛに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾍによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ﾛに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾍによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ﾛに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ﾍによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ﾛに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ﾍによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたしま

旧（令和４年12月１日実施）

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，高圧電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a　定期検査または定期補修による場合

		夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	~~16~~円~~54~~銭	~~15~~円~~22~~銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	~~15~~円~~48~~銭	~~14~~円~~25~~銭

b　a 以外の場合

		夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	~~20~~円~~17~~銭	~~18~~円~~54~~銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	~~18~~円~~83~~銭	~~17~~円~~31~~銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，高圧電力に準ずるものといたします。

ニ　自家発補給電力Ｂの使用

(ｲ) お客さまが自家発補給電力Ｂを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ﾛ) 高圧電力と自家発補給電力Ｂを同一計量する場合で，高圧電力の契約電力が26（高圧電力）(2)ハによって決定されるお客さまのその１月の30分最大需要電力計の値が高圧電力の契約電力をこえないときは，(ｲ)にかかわらず，自家発補給電力Ｂを使用されなかったものとみなします。

ホ　高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力

高圧電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

新（令和５年６月１日実施）

す。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，高圧電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a　定期検査または定期補修による場合

		夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	33円89銭	32円44銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	32円80銭	31円45銭

b　a 以外の場合

		夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	42円37銭	40円55銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	41円00銭	39円31銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，高圧電力に準ずるものといたします。

ニ　自家発補給電力Ｂの使用

(ｲ) お客さまが自家発補給電力Ｂを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ﾛ) 高圧電力と自家発補給電力Ｂを同一計量する場合で，高圧電力の契約電力が26（高圧電力）(2)ハによって決定されるお客さまのその１月の30分最大需要電力計の値が高圧電力の契約電力をこえないときは，(ｲ)にかかわらず，自家発補給電力Ｂを使用されなかったものとみなします。

ホ　高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力

高圧電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(ｲ) 高圧電力の契約電力を26（高圧電力）(1)ニによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ｂの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 (ﾛ) 高圧電力の契約電力を26（高圧電力）(2)ハによって定めるお客さまの場合で，その１月の30分最大需要電力計の値が高圧電力の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかな場合は，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 なお，超過の原因が明らかでない場合は，高圧電力と自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。 ヘ 高圧電力と同一計量される場合の使用電力量 (ｲ) 使用電力量は，自家発補給電力Ｂの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に自家発補給電力Ｂの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。 なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。 a 自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における高圧電力の平均電力 b 自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における高圧電力の平均電力 c 自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における高圧電力の平均電力 (ﾛ) 自家発補給電力Ｂの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ｂの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ｂの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ｂの使用電力量といたします。 (ﾊ) 使用電力量の区分 自家発補給電力Ｂの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ｂの最大需要電力に自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 ト そ の 他 (ｲ) 定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期を確認いたします。 なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。 (ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。	(ｲ) 高圧電力の契約電力を26（高圧電力）(1)ニによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ｂの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 (ﾛ) 高圧電力の契約電力を26（高圧電力）(2)ハによって定めるお客さまの場合で，その１月の30分最大需要電力計の値が高圧電力の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかな場合は，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 なお，超過の原因が明らかでない場合は，高圧電力と自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。 ヘ 高圧電力と同一計量される場合の使用電力量 (ｲ) 使用電力量は，自家発補給電力Ｂの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に自家発補給電力Ｂの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。 なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。 a 自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における高圧電力の平均電力 b 自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における高圧電力の平均電力 c 自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における高圧電力の平均電力 (ﾛ) 自家発補給電力Ｂの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ｂの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ｂの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ｂの使用電力量といたします。 (ﾊ) 使用電力量の区分 自家発補給電力Ｂの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ｂの最大需要電力に自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 ト そ の 他 (ｲ) 定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期を確認いたします。 なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。 (ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。
3~~3~~ 予 備 電 力 (1) 適 用 範 囲 業務用電力または高圧電力のお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ 予 備 線 常時供給変電所から供給を受ける場合 ロ 予 備 電 源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合 (2) 契 約 電 力	**31 予 備 電 力** (1) 適 用 範 囲 業務用電力または高圧電力のお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ 予 備 線 常時供給変電所から供給を受ける場合 ロ 予 備 電 源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合 (2) 契 約 電 力

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き，50キロワットを下回らないものといたします。 (3) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントに相当するものを適用いたします。 ロ　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。 なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。 ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。 (4) そ　の　他 イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。	契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き，50キロワットを下回らないものといたします。 (3) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントに相当するものを適用いたします。 ロ　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。 なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。 ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。 (4) そ　の　他 イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。
Ⅳ　料金の算定および支払い	Ⅳ　料金の算定および支払い
3~~4~~　料金の適用開始の時期 料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	**3~~2~~　料金の適用開始の時期** 料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。
3~~5~~　検　　針　　日 検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。	**3~~3~~　検　　針　　日** 検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なった

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。~~ただし，非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。~~ (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (~~3~~) 当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合~~で，あらかじめお客さまの承諾をえたとき。~~ (4) (~~3~~)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (~~5~~) (~~3~~)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	ものとされる日といたします。 (1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当社または当該配電事業者は，やむをえない事情のある場合には，(1)にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4) 当社または当該配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合 (5) (4)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (6) (4)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
3~~6~~　料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，料金の算定期間は，(1)にかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。 (3) 定額制供給の場合または3~~7~~（使用電力量等の計量）⑾の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	**3~~4~~　料金の算定期間** (1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，料金の算定期間は，(1)にかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。 (3) 定額制供給の場合または 3~~5~~（使用電力量等の計量）⑾の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
3~~7~~　使用電力量等の計量 (1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(9)および⑽の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 イ　3~~5~~（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，3~~8~~（料金	**3~~5~~　使用電力量等の計量** (1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(9)および⑽の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 イ　3~~3~~（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，3~~6~~（料金

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。	の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお，記録型計量器で計量する場合で，計量値を確認できるときは，その値により，精算いたします。
ロ　3~~5~~（検針日）(4)の場合，~~計量値を確認するときを除き，~~需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，3~~8~~（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。	ロ　33（検針日）(5)の場合，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 なお，記録型計量器で計量する場合で，計量値を確認できるときは，その値によります。
ハ　3~~5~~（検針日）(~~5~~)の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，3~~8~~（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。	ハ　33（検針日）(6)の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお，記録型計量器で計量する場合で，計量値を確認できるときは，その値により，精算いたします。
(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は，(9)および⑽の場合を除き，検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における30分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。	(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は，(9)および⑽の場合を除き，検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における30分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。
(3) 計量器の読みは，次によります。	(3) 計量器の読みは，次によります。
イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。	イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。
ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。	ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。
ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の２分の１の値を単位といたします。	ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の２分の１の値を単位といたします。
(4) 時間帯別電灯，Ｅｅらいふ，業務用季節別時間帯別電力および季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。 なお，時間帯別電灯またはＥｅらいふの場合で，記録型計量器により計量するときの料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，各時間帯区分ごとに，~~その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値~~（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。	(4) 時間帯別電灯，Ｅｅらいふ，業務用季節別時間帯別電力および季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。 なお，時間帯別電灯またはＥｅらいふの場合で，記録型計量器により計量するときの料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，各時間帯区分ごとに，30分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。ただし，その１月の夜間時間帯の使用電力量は，その１月の使用電力量からその１月の夜間時間帯以外の使用電力量を差し引いた値といたします。
(5) 業務用ウィークエンド電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として平日休日別に行ないます。	(5) 業務用ウィークエンド電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として平日休日別に行ないます。
(6) 時間帯別電灯およびＥｅらいふにおける夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯~~および深夜電力~~の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，次によります。	(6) 時間帯別電灯およびＥｅらいふにおける夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，次によります。
イ　お客さまと当社との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは	イ　お客さまと当社との協議のうえ，当社または当該配電事業者は，夜間蓄熱式機器の使用電力量

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに(4)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社は，夜間時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 なお，当社は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ　イに該当する場合で，お客さまが希望されるときは，当該夜間蓄熱式機器について，当社は，毎日午前１時から午前６時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合，当該夜間蓄熱式機器を以下「５時間通電機器」といいます。） なお，当社は，供給設備の状況により，５時間通電機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ハ　イの場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。 (7) 使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (8) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (9) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，(10)の場合を除き，次によります。 イ　料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ロ　料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (10) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，~~別表10（使用電力量等の協定）を基準として~~，お客さまと当社との協議によって定めます。 (11) 低圧で電気の供給を受ける従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，~~別表10（使用電力量等の協定）を基準として~~，お客さまと当社との協議によって定めます。 (12) 低圧で電気の供給を受けるお客さまについて，記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。	についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに(4)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社または当該配電事業者は，夜間時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ　イに該当する場合で，お客さまが希望されるときは，当該夜間蓄熱式機器について，当社または当該配電事業者は，毎日午前１時から午前６時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合，当該夜間蓄熱式機器を以下「５時間通電機器」といいます。） なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，５時間通電機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ハ　イおよびロの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。 (7) 使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (8) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (9) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，(10)の場合を除き，次によります。 イ　料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ロ　料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (10) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 (11) 低圧で電気の供給を受ける従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 (12) 低圧で電気の供給を受けるお客さまについて，記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。
3~~8~~　料 金 の 算 定 (1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ　電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電力，供給電圧，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ　3~~6~~（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。 ニ　3~~6~~（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。 (2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	**36　料 金 の 算 定** (1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ　電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電力，供給電圧，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ　34（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。 ニ　34（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。 (2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
3~~9~~　日　割　計　算 (1) 当社は，3~~8~~（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，次により料金を算定いたします。	**37　日　割　計　算** (1) 当社は，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，次により料金を算定いたします。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表~~11~~（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~11~~（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯Ｂ，公衆街路灯Ｂおよび時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については，別表~~11~~（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~11~~（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 (2) 3~~8~~（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。 また，3~~8~~（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更がある場合は，次により基本料金を算定いたします。 イ　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，別表~~11~~（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ　契約負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。 (4) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯Ｂ，公衆街路灯Ｂおよび時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については，別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 (2) 36（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。 また，36（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更がある場合は，次により基本料金を算定いたします。 イ　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ　契約負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。 (4) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
~~40~~　料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，3~~5~~（検針日）(4)の場合の料金または3~~7~~（使用電力量等の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，3~~7~~（使用電力量等の計量）(~~7~~)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。 なお，3~~7~~（使用電力量等の計量）(~~8~~)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ　~~41~~（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 (2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。 (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。	**38　料金の支払義務および支払期日** (1) お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，33（検針日）(5)の場合の料金または35（使用電力量等の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，35（使用電力量等の計量）(10)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。 なお，35（使用電力量等の計量）(11)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ　39（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 (2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。 (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~41~~ 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ，ロ~~または~~ハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 3~~5~~（検針日）(4)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) 料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。 (8) 臨時電灯および臨時電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。	**39 料金その他の支払方法** (1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ニ　当社が請求情報および支払方法を電磁的方法（お客さまに携帯電話番号へショートメッセージを送信する方法等）を用いてお客さまに通知し，お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は，当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ，ロ，ハまたはニにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ニ　(1)ニにより支払われる場合は，お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。 (3) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 33（検針日）(5)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) 料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。 (8) 臨時電灯および臨時電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。
~~42~~ 延　滞　利　息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，(2)の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を	**40 延　滞　利　息** (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，(2)の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~41~~（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。 (2) 5~~9~~（需給契約の廃止）(2)または~~61~~（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は，この限りではありません。 (3) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (4) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は，消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。	39（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。 (2) 57（需給契約の廃止）(2)または59（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は，この限りではありません。 (3) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (4) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は，消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。
4~~3~~ 保　証　金 (1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3) 当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。 なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。 (4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金~~およびその利息~~をお客さまの支払額に充当することがあります。~~この場合，保証金の利息をもって充当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当し，その残額をお返しいたします。~~また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5) 当社は，~~次により，~~保証金に利息を付しま~~す~~。 ~~イ　利息は，年0.2パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。~~ ~~ロ　利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。~~ (6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金~~に利息を付して~~お返しいたします。	41 保　証　金 (1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3) 当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。 なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。 (4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5) 当社は，保証金について利息を付しません。 (6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは，その残額をお返

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
	しいたします。
Ⅴ　使用および供給	Ⅴ　使用および供給
~~44~~　適正契約の保持 当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。	**42　適正契約の保持** 当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
~~45~~　契 約 超 過 金 (1)　契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。 (2) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。 なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，4~~2~~（延滞利息）に準じて延滞利息を申し受けます。	**43　契 約 超 過 金** (1)　契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。 (2) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。 なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，40（延滞利息）に準じて延滞利息を申し受けます。
~~46~~　力 率 の 保 持 (1) 需要場所の負荷の力率は，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。また，契約電力が500キロワット以上のお客さまについては，お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。 なお，進相用コンデンサは，~~別表８（~~進相用コンデンサ取付容量基準~~）~~を基準として取り付けていただきます。 (3)　当社は，当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は，高圧で電気の供給を受けるお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。 なお，この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。	**44　力 率 の 保 持** (1) 需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上，その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。また，契約電力が500キロワット以上のお客さまについては，お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。 なお，進相用コンデンサは，進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。 (3) 当社または当該配電事業者は，当社または当該配電事業者の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は，高圧で電気の供給を受けるお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。 なお，この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。
~~47~~　需要場所への立入りによる業務の実施 当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査 (2) ~~82~~（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 4~~9~~（供給の停止），5~~9~~（需給契約の廃止）(1)または~~61~~（解約等）により必要な処置	**45　需要場所への立入りによる業務の実施** 当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1)　需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 (2) 66（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 47（供給の停止），57（需給契約の廃止）(1)または59（解約等）により必要な処置

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	(6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
4~~8~~ 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただく~~ものとし~~，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設~~して，これにより電気を使用していただきます~~。 イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	**4~~6~~ 電気の使用にともなうお客さまの協力** (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。 イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 (2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。 なお，この場合の料金その他の連系条件は，当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。
4~~9~~ 供 給 の 停 止 (1) お客さまが~~次のいずれか~~に該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 ~~イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合~~ ~~ロ　お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合~~ ~~ハ　68（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合~~ (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合 ハ　~~この離島約款によって支払いを要することとなった~~料金以外の債務~~（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務をいいます。）~~を支払われない場合 (~~3~~) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	**4~~7~~ 供 給 の 停 止** (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合 ハ　料金以外の債務を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ロ　農事用電力の場合で，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。 (4) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合 ~~ニ　公衆街路灯，農事用電力または深夜電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。~~ ~~ホ~~　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ~~ヘ~~　高圧電力の場合または季節別時間帯別電力，時間帯別調整契約，臨時電力，農事用電力，~~深夜電力，~~自家発補給電力Ｂもしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。 ~~ト　農事用電力または深夜電力の場合で，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。~~ ~~チ~~　4~~7~~（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ~~リ~~　4~~8~~（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合 (~~4~~) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合 ニ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ　高圧電力の場合または季節別時間帯別電力，時間帯別調整契約，臨時電力，農事用電力，自家発補給電力Ｂもしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。 ヘ　4~~5~~（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ト　4~~6~~（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合 (5) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で，当社がその改善を求めても，42（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (~~4~~) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (7) (1)から(6)によって電気の供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
~~50~~　供給停止の解除 4~~9~~（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに電気の供給を再開いたします。	**48　供給停止の解除** 47（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。
~~51~~　供給停止期間中の料金 4~~9~~（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を3~~9~~（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯および公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。	**49　供給停止期間中の料金** 47（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 37（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯および公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。
5~~2~~　違　　約　　金 (1) お客さまが4~~9~~（供給の停止）(3)ロから~~ト~~までに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。	**50　違　　約　　金** (1) お客さまが47（供給の停止）(3)もしくは(4)ロからホまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。
5~~3~~　供給の中止または使用の制限もしくは中止 ~~(1)~~ 当社は，~~次の場合には，~~供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。 ~~イ　発電用燃料の異常需給等により電気の需給上やむをえない場合~~ ~~ロ　当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合~~	**51　供給の中止または使用の制限もしくは中止** 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~ハ　当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合~~ ~~ニ　非常変災の場合~~ ~~ホ　その他保安上必要がある場合~~ ~~(2)　(1)の場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。~~	
54　制限または中止の料金割引 (1) 当社~~は~~，5~~3~~（供給の中止または使用の制限もしくは中止）~~(1)~~によって，電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合~~には~~，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。 イ　定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，Ｅｅらいふ，契約電力が500キロワット未満の業務用電力，契約電力が500キロワット未満の業務用電力Ⅱ型，契約電力が500キロワット未満の業務用季節別時間帯別電力，契約電力が500キロワット未満の業務用ウィークエンド電力，低圧電力，高圧電力Ａおよび季節別時間帯別電力Ａの場合 (ｲ) 割 引 の 対 象 定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯の場合は最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，時間帯別電灯およびＥｅらいふで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，3~~8~~（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 (ﾛ) 割　　引　　率 １月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。 (ﾊ) 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。 ロ　契約電力が500キロワット以上の業務用電力，契約電力が500キロワット以上の業務用電力Ⅱ型，契約電力が500キロワット以上の業務用季節別時間帯別電力，契約電力が500キロワット以上の業務用ウィークエンド電力，高圧電力Ｂ~~，~~季節別時間帯別電力Ｂ~~および時間帯別調整契約~~の場合 (ｲ) 割 引 の 対 象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，3~~8~~（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 (ﾛ) 割　　引　　率 １月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。 (ﾊ) 制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次により修正したうえで合計いたします。 a 需要電力を制限した場合 $H' = H \times \frac{D-d}{D}$ H′ ＝ 修　正　時　間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。） H　＝ 制　限　時　間	**5~~2~~　制限または中止の料金割引** (1) 当社~~または当該配電事業者が~~，5~~1~~（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，~~当社は，~~次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。 イ　定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，Ｅｅらいふ，契約電力が500キロワット未満の業務用電力，契約電力が500キロワット未満の業務用電力Ⅱ型，契約電力が500キロワット未満の業務用季節別時間帯別電力，契約電力が500キロワット未満の業務用ウィークエンド電力，低圧電力，高圧電力Ａおよび季節別時間帯別電力Ａの場合 (ｲ) 割 引 の 対 象 定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯の場合は最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，時間帯別電灯およびＥｅらいふで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，3~~6~~（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 (ﾛ) 割　　引　　率 １月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。 (ﾊ) 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。 ロ　契約電力が500キロワット以上の業務用電力，契約電力が500キロワット以上の業務用電力Ⅱ型，契約電力が500キロワット以上の業務用季節別時間帯別電力，契約電力が500キロワット以上の業務用ウィークエンド電力，高圧電力Ｂ~~および~~季節別時間帯別電力Ｂの場合 (ｲ) 割 引 の 対 象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，3~~6~~（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 (ﾛ) 割　　引　　率 １月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。 (ﾊ) 制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次により修正したうえで合計いたします。 a 需要電力を制限した場合 $H' = H \times \frac{D-d}{D}$ H′ ＝ 修　正　時　間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。） H　＝ 制　限　時　間

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
D ＝ 契 約 電 力 d ＝ 制限時間中の需要電力の最大値 b 使用電力量を制限した場合 $H' = H \times \frac{A-B}{A}$ H′ ＝ 修 正 時 間 H ＝ 制 限 時 間 A ＝ 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。） B ＝ 制限時間中の使用電力量 c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については，a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。 (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，料金の算定期間の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力，~~深夜電力，~~自家発補給電力および予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし，農事用電力~~および深夜電力~~の割引対象時間は，その契約使用時間といたします。	D ＝ 契 約 電 力 d ＝ 制限時間中の需要電力の最大値 b 使用電力量を制限した場合 $H' = H \times \frac{A-B}{A}$ H′ ＝ 修 正 時 間 H ＝ 制 限 時 間 A ＝ 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。） B ＝ 制限時間中の使用電力量 c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については，a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。 (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，料金の算定期間の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力，自家発補給電力および予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし，農事用電力の割引対象時間は，その契約使用時間といたします。
5~~5~~ 損害賠償の免責 (1) 5~~3~~（供給の中止または使用の制限もしくは中止）~~(1)~~によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 4~~9~~（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または~~61~~（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	**5~~3~~ 損害賠償の免責** (1) 51（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 47（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または59（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
5~~6~~ 設 備 の 賠 償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 ~~(1)~~ 修理可能の場合 修 理 費 ~~(2)~~ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額	**54 設 備 の 賠 償** (1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ 修理可能の場合 修 理 費 ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
VI 契約の変更および終了	VI 契約の変更および終了
5~~7~~ 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	**55 需給契約の変更** お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
5~~8~~ 名 義 の 変 更	**56 名 義 の 変 更**

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし，低圧で電気の供給を受けるお客さまについては，当社が必要とする場合を除き，口頭，電話等によることができます。	相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし，低圧で電気の供給を受けるお客さまについては，当社が必要とする場合を除き，口頭，電話等によることができます。
5~~9~~　需給契約の廃止 (1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 当社は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は，~~61~~（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	**57　需給契約の廃止** (1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は，59（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
~~60~~　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 (1) お客さま（定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯~~，~~臨時電力~~および深夜電力~~のお客さまを除きます。）が，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，低圧で電気の供給を受けている場合で，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置するとき，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 イ　契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 (ｲ) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 (ﾛ) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，~~76（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。 ロ　契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 (ｲ) 当社は，お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 (ﾛ) 当社は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，~~76（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。	**58　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算** (1) お客さま（定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，低圧で電気の供給を受けている場合で，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置するとき，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 イ　契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 (ｲ) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 (ﾛ) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。 a　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額 ロ　契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 (ｲ) 当社は，お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 (ﾛ) 当社は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
	a　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額
ハ　契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合 （ｲ）　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 （ﾛ）　当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，~~76（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。 ~~なお~~，減少にともない供給電圧を変更する場合は，~~お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について76（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。	ハ　契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合 （ｲ）　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 （ﾛ）　当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，ａおよびｂの金額を申し受けます。ただし，減少にともない供給電圧を変更する場合は，ｂおよびｃの金額を申し受けます。 a　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額 c　お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額
ニ　契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合 （ｲ）　当社は，お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は，増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 （ﾛ）　当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，~~76（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。 ~~なお~~，減少にともない供給電圧を変更する場合は，~~お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について76（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。	ニ　契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合 （ｲ）　当社は，お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は，増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 （ﾛ）　当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，ａおよびｂの金額を申し受けます。ただし，減少にともない供給電圧を変更する場合は，ｂおよびｃの金額を申し受けます。 a　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
	b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額 c　お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額
(2) 21（業務用電力）(4)イまたは26（高圧電力）(1)ニによって契約電力を定めるお客さまが，契約受電設備を新たに設定し，または契約受電設備の総容量を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または21（業務用電力）(4)イ(ｲ)ｃもしくは26（高圧電力）(1)ニ(ｲ)ｃにより契約電力を減少しようとされる場合は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう契約電力を新たに設定された日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少される日は，21（業務用電力）(4)イ(ｲ)ｃまたは26（高圧電力）(1)ニ(ｲ)ｃにより契約電力を減少しようとされる日といたします。	(2) 21（業務用電力）(4)イまたは26（高圧電力）(1)ニによって契約電力を定めるお客さまが，契約受電設備を新たに設定し，または契約受電設備の総容量を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または21（業務用電力）(4)イ(ｲ)ｃもしくは26（高圧電力）(1)ニ(ｲ)ｃにより契約電力を減少しようとされる場合は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう契約電力を新たに設定された日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少される日は，21（業務用電力）(4)イ(ｲ)ｃまたは26（高圧電力）(1)ニ(ｲ)ｃにより契約電力を減少しようとされる日といたします。
~~61~~ 解　約　等 (1) 4~~9~~（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが，5~~9~~（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	**59 解　約　等** (1) 47（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが，57（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
6~~2~~ 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	**60 需給契約消滅後の債権債務関係** 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
Ⅶ　供給方法~~および~~工事 **6~~3~~ ~~需給地点~~および施設** (1) 電気の需給地点~~（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）~~は，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 ~~(2) 需給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，お客さまと当社との協議により，需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。~~ ~~イ　山間地にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合~~ ~~ロ　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合~~ ~~ハ　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。~~ ~~ニ　65（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合~~	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担** **61 ~~供給方法，工事~~および施設** (1) 電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。 (3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~ホ　技術上，経済上やむをえない場合で，お客さまが受電設備等を共用して電気の供給を受けるとき。~~ ~~ヘ　その他特別の事情がある場合~~ ~~(3) 需給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。~~ ~~なお，当社は，お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線，変圧器，接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。~~ ~~(4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。~~	
~~64　架 空 引 込 線~~ ~~(1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。この場合には，引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~(2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~(3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~(4) 当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。~~ ~~イ　当社は，お客さまの引込小柱を使用して，他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合，その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。~~ ~~ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。~~	（削除）
~~65　地 中 引 込 線~~ ~~(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上不適当と認められる場合で，当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。~~ ~~イ　お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点~~ ~~ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点~~ ~~なお，当社は，お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。~~ ~~(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~	（削除）

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~イ　お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所~~ ~~ロ　建物の３階以下にある場所~~ ~~ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所~~ ~~(3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は，次のものをいいます。~~ ~~イ　鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）~~ ~~ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール~~ ~~ハ　その他イまたはロに準ずる設備~~ ~~(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，72（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~	
~~**66　連接引込線等**~~ ~~(1) 当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。~~ ~~なお，お客さまの電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。~~ ~~(2) 当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。~~ ~~イ　当社は，お客さまの引込口配線から分岐して，他のお客さまへの連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。~~ ~~ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。~~	（削除）
~~**67　中高層集合住宅等への供給方法**~~ ~~中高層集合住宅等の場合で，１建物内の２以上の需要場所に電気を供給するときには，当社は，原則として共同引込線による１引込みで電気を供給いたします。~~ ~~なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を供給いたします。この場合，変圧器の２次側接続点までは，当社が施設いたします。~~	（削除）
~~**68　引込線の接続**~~ ~~当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は，当社が行ないます。~~ ~~なお，お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には，当社は，実費を申し受けます。~~	（削除）
~~**69　計量器等の取付け**~~ ~~(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計，30分最大需要電力計，無効電力量計等をいいます。），その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の２次配線，通信装置，通信回線等をいいます。）および区分装置（契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置，および力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は，契約電力等に応じて当社~~	（削除）

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。~~ ~~なお，次の場合には，お客さまの所有とし，お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。~~ ~~イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合~~ ~~ロ　変成器の２次配線等で，当社規格以外のケーブルを必要とし，またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合~~ ~~(2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~なお，低圧で電気の供給を受けるお客さまについては，計量器，その付属装置および区分装置は，原則として屋外に取り付けます。~~ ~~また，集合住宅等の場合で，お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，お客さまと当社との協議により，あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行っていただくことがあります。~~ ~~(3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。~~ ~~また，(1)によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。~~ ~~(4) 当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。~~ ~~(5) お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。~~	
~~**70　専用供給設備**~~ ~~(1) 当社は，次の場合には，72（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。~~ ~~イ　お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合~~ ~~ロ　48（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合~~ ~~ハ　お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合~~ ~~(2) (1)の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側しゃ断器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。~~ ~~(3) 当社は，供給設備を２以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。~~ ~~イ　２以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。~~ ~~ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合~~	（削除）
~~Ⅷ　工事費の負担~~ ~~**71　一般供給設備の工事費負担金**~~ ~~(1) お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の~~	（削除）

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

~~場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。~~

~~区　　分~~	~~単　　位~~	~~金　　額~~
~~架空配電設備の場合~~	~~超過こう長 １メートルにつき~~	~~3,410円00銭~~
~~地中配電設備の場合~~	~~超過こう長 １メートルにつき~~	~~27,170円00銭~~

~~なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。~~

~~(2) 工事費負担金の対象となる供給設備は，需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設されるしゃ断器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。~~

~~(3) 工事費負担金は，需給契約ごとに算定いたします。ただし，１需要場所において２以上の需給契約を結ぶ場合は，需要場所ごとに算定いたします。~~

~~(4) ２以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。~~

~~イ　２以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は，その代表のお客さまによる１申込みとみなして算定いたします。この場合，無償こう長は，(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。~~

~~ロ　２以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，お客さまごとに算定いたします。この場合，それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。~~

~~(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は，次により算定いたします。~~

~~イ　地中配電設備の超過こう長は，地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。~~

~~ロ　架空配電設備の超過こう長は，架空配電設備の工事こう長といたします。ただし，地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。~~

~~架空配電設備の超過こう長~~

~~＝架空配電設備の工事こう長－（地中配電設備の無償こう長－地中配電設備の工事こう長）~~

~~×（架空配電設備の無償こう長／地中配電設備の無償こう長）~~

~~(6) 次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。~~

~~イ　配　電　設　備~~

~~発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい，電線，引込線，変圧器，保安装置およびこれらを支持し，または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。~~

~~ロ　工　事　こ　う　長~~

~~別表15（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定~~

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。~~ ~~なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。~~ ~~(7) Ⅷ（工事費の負担）の各項において，契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合をいいます。~~ ~~イ　定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，Ｅｏらいふ，臨時電灯Ａ，臨時電灯Ｂ，公衆街路灯Ａおよび公衆街路灯Ｂの場合の契約負荷設備の総容量~~ ~~ロ　契約電力（21〔業務用電力〕(4)イ，22〔業務用電力Ⅱ型〕(2)イ，23〔業務用季節別時間帯別電力〕(2)イ，24〔業務用ウィークエンド電力〕(2)イ，26〔高圧電力〕(1)ニおよび27〔季節別時間帯別電力〕(3)ロによって契約電力が定められている場合は，契約受電設備の総容量といたします。）~~ ~~なお，負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合および供給電気方式を交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトから交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトに変更される場合は，契約電力等を増加されるものとみなします。~~	
~~72　特別供給設備の工事費負担金~~ ~~(1) お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~イ　お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額~~ ~~なお，標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。~~ ~~(ｲ) お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物または変圧器等を施設する場合~~ ~~(ﾛ) 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合~~ ~~(ﾊ) その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合~~ ~~また，この場合も 71（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~ ~~ロ　架空配電設備で供給できるにもかかわらず，お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は，(ｲ)または(ﾛ)の金額~~ ~~(ｲ) 標準設計工事費をこえる金額~~ ~~なお，この場合も，71（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~ ~~(ﾛ) 需給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，(ｲ)にかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額~~ ~~ハ　70（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額~~ ~~なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，70（専用供給設備）(2)によるものといたします。~~ ~~(2) お客さまが32（自家発補給電力）または33（予備電力）によって新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，これにともない新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，71（一般供給設備の工事費負担金）(2)に準ずるものといたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，70（専用供給設備）(2)によるものといたします。~~	（削除）

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~73　供給設備を変更する場合の工事費負担金~~ ~~(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで，お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また，お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は，68（引込線の接続）または69（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~(2) 48（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~	（削除）
~~74　特別供給設備等の工事費の算定~~ ~~72（特別供給設備の工事費負担金）および73（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。~~ ~~(1) 工事費は，お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。~~ ~~イ　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。~~ ~~ロ　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。~~ ~~ハ　撤去工事がある場合は，イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。~~ ~~ニ　お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，76（臨時工事費）に準じて算定いたします。~~ ~~(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，(1)に準じて算定いたします。~~ ~~(3) 72（特別供給設備の工事費負担金）(1)イまたはロ(イ)の場合で，その工事費を71（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，(1)および(2)にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも71（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。~~ ~~(4) 予備供給設備の工事費を71（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費を71（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。~~ ~~(5) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して電気を供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。~~ ~~イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合~~ ~~$工事費 \times \frac{使用回線数}{施設回線数}$~~ ~~ロ　管路等を利用して電気を供給する場合~~ ~~$工事費 \times \frac{使用孔数}{施設孔数 - 予備孔数}$~~ ~~(6) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合（新たに電気~~	（削除）

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには，当社は，71（一般供給設備の工事費負担金）または72（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~なお，この場合の工事費負担金は，72（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。~~	
~~75~~　**工事費負担金の申受けおよび精算** (1) 当社は，~~工事費負担金を~~工事着手前に申し受けます。~~ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合，需給開始日までに申し受けます。~~ ~~(2)~~ お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費~~負担金~~に関する必要な事項について，工事着手前に~~工事費負担金~~契約書を作成いたします。 ~~(3) 工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。~~ ~~イ　71（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。~~ ~~(イ) 設計変更等により，架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合~~ ~~(ロ) その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合~~ ~~ロ　72（特別供給設備の工事費負担金）（71〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および73（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。~~ ~~(イ) 設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合~~ ~~(ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）~~ ~~(ハ) その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合~~ ~~(4) 当社は，お客さまの承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。~~ ~~なお，その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を施~~	62　**工事費負担金等の申受けおよび精算** (1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。 (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。 (5) 当社は，お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。~~ ~~(5) 居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される71（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。~~ ~~また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても，施設された配電設備に応じたものといたします。~~	
~~**76 臨 時 工 事 費**~~ ~~(1) 19（臨時電灯）または29（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，原則として工事着手前に申し受けます。~~ ~~なお，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器については，配電設備に属するものはその価額の95パーセント，変電設備に属するものは１月（１月未満は１月といたします。）につきその価額の１パーセントを差し引いた値とし，また，その他の設備については，低圧または高圧配電設備についてはその価額の50パーセント，変電設備については撤去材料倉入額といたします。~~ ~~(2) 臨時工事費を申し受ける場合は，71（一般供給設備の工事費負担金），72（特別供給設備の工事費負担金）および73（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。~~ ~~(3) 新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。~~ ~~(4) 臨時工事費の精算は，75（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。~~	（削除）
~~**77 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け**~~ ~~供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を申し受けます。~~ ~~なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に多額の費用を要したときは，その実費を申し受けます。~~	（削除）
~~Ⅸ~~ 保　　安 ~~78~~ **保 安 の 責 任** 当社は，需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。	Ⅷ 保　　安 63 **保 安 の 責 任** 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。
~~79~~ **調　　査** ~~(1)~~ 当社は，法令~~で~~定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 ~~なお，係員は，所定の証明書を提示いたします。~~ ~~(2) 調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。~~ ~~イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定~~	64 **調　　査** 当社または当該配電事業者は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~ロ　接地抵抗値の測定~~ ~~ハ　点　　検~~ ~~(3) 当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，お客さまにお知らせいたします。~~ ~~なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書により，原則として調査時に行ないます。~~	
~~80　調査等の委託~~ ~~(1) 当社は，79（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。~~ ~~(2) 当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，お客さまにお知らせいたします。~~	（削除）
~~81~~　調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または~~登録調査機関~~に通知していただきます。 (2) 当社は，~~79~~（調査）~~(1)~~により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	65　調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 当社または当該配電事業者は，64（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
~~82~~　保安に対するお客さまの協力 (1) 次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	66　保安に対するお客さまの協力 (1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが，当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
~~83~~　検査または工事の受託 (1) お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。 (2) (1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。 (3) お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。 (4) (3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。	67　検査または工事の受託 (1) お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。 (2) (1)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。 (3) お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。 (4) (3)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けま

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
	す。
~~84~~　自家用電気工作物 (1) お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。 イ　~~79~~（調査） ~~ロ　80（調査等の委託）~~ ~~ハ~~　~~81~~（調査に対するお客さまの協力） ~~ニ~~　~~83~~（検査または工事の受託） (2) お客さまが高圧により電気の供給を受ける場合には，当社は，必要に応じて，供給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。	68　自家用電気工作物 (1) お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。 イ　64（調査） ロ　65（調査に対するお客さまの協力） ハ　67（検査または工事の受託） (2) お客さまが高圧により電気の供給を受ける場合には，当社または当該配電事業者は，必要に応じて，供給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。
附　　則	附　　則
１　この離島約款の実施期日 この離島約款は，令和~~4~~年~~12~~月１日から実施いたします。	１　この離島約款の実施期日 この離島約款は，令和5年6月１日から実施いたします。
２　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 使用電力量~~または~~最大需要電力は，3~~7~~（使用電力量等の計量）(4)の規定にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量~~または~~最大需要電力は，計量された使用電力量~~または~~最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。	２　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 使用電力量および最大需要電力は，35（使用電力量等の計量）(7)の規定にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量および最大需要電力は，計量された使用電力量および最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。
３　供給電気方式および供給電圧についての特別措置 供給電気方式および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則の規定にかかわらず交流３相３線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合，料金その他の供給条件は，高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。	３　供給電気方式および供給電圧についての特別措置 供給電気方式および供給電圧については，当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則の規定にかかわらず交流３相３線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合，料金その他の供給条件は，高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。
４　ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置 (1) 適　用　範　囲 従量電灯または時間帯別電灯として電気の供給を受け，電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で，お客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合に，当分の間，適用いたします。 (2) 料　　金 各月の料金は，従量電灯または時間帯別電灯によって料金として算定された金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものといたします。ただし，従量電灯または時間帯別電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が，従量電灯の場合で16（従量電灯）(4)に定める最低料金を下回るときには16（従量電灯）(4)に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を，時間帯別電灯の場合で17（時間帯別電灯）(4)ホの最低月額料金を下回るときには17（時間帯別電灯）(4)ホの最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を，それぞれ料金といたします。 イ　ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額） ちゅらクック割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がハに定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は，ハに定めるちゅらクック割引上限額といたします。	４　ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置 (1) 適　用　範　囲 従量電灯または時間帯別電灯として電気の供給を受け，電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で，お客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合に，当分の間，適用いたします。 (2) 料　　金 各月の料金は，従量電灯または時間帯別電灯によって料金として算定された金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものといたします。ただし，従量電灯または時間帯別電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が，従量電灯の場合で16（従量電灯）(4)に定める最低料金を下回るときには16（従量電灯）(4)に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を，時間帯別電灯の場合で17（時間帯別電灯）(4)ホの最低月額料金を下回るときには17（時間帯別電灯）(4)ホの最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を，それぞれ料金といたします。 イ　ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額） ちゅらクック割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がハに定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は，ハに定めるちゅらクック割引上限額といたします。

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
ちゅらクック割引額 ＝ ロの割引対象額 × ３パーセント ロ　割 引 対 象 額 割引対象額は，次のとおりといたします。 (ｲ) 従量電灯として電気の供給を受ける場合 割引対象額は，その１月の使用電力量に16（従量電灯）(4)によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。 (ﾛ) 時間帯別電灯として電気の供給を受ける場合 割引対象額は，17（時間帯別電灯）(3)に定める昼間時間および夜間時間のその１月の使用電力量に17（時間帯別電灯）(4)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。 ハ　ちゅらクック割引上限額 １契約につき　550円00銭 (3)　そ　の　他 イ　ちゅらクック割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。 ロ　当社は，クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合，当社は，当該クッキングヒーターの機能を確認するために，必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。 ハ　お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 ニ　お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は，違約金を申し受けます。 なお，この場合の違約金は，5~~2~~（違約金）に準じて算定するものといたします。 ホ　当社は，3~~9~~（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，ちゅらクック割引上限額の日割計算は，(4)によるものといたします。 ヘ　3~~8~~（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときには，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯または時間帯別電灯にかかわる規定を準用するものといたします。 (4) ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式 イ　ちゅらクック割引上限額を日割りする場合 ちゅらクック割引上限額 × 日割計算対象日数 ／ 検針期間の日数 ロ　3~~8~~（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，イの 日割計算対象日数 ／ 検針期間の日数 は，日割計算対象日数 ／ 暦　日　数 といたします。	ちゅらクック割引額 ＝ ロの割引対象額 × ３パーセント ロ　割 引 対 象 額 割引対象額は，次のとおりといたします。 (ｲ) 従量電灯として電気の供給を受ける場合 割引対象額は，その１月の使用電力量に16（従量電灯）(4)によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。 (ﾛ) 時間帯別電灯として電気の供給を受ける場合 割引対象額は，17（時間帯別電灯）(3)に定める昼間時間および夜間時間のその１月の使用電力量に17（時間帯別電灯）(4)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。 ハ　ちゅらクック割引上限額 １契約につき　550円00銭 (3)　そ　の　他 イ　ちゅらクック割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。 ロ　当社は，クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合，当社は，当該クッキングヒーターの機能を確認するために，必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。 ハ　お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 ニ　お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は，違約金を申し受けます。 なお，この場合の違約金は，50（違約金）に準じて算定するものといたします。 ホ　当社は，37（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，ちゅらクック割引上限額の日割計算は，(4)によるものといたします。 ヘ　36（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときには，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯または時間帯別電灯にかかわる規定を準用するものといたします。 (4) ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式 イ　ちゅらクック割引上限額を日割りする場合 ちゅらクック割引上限額 × 日割計算対象日数 ／ 検針期間の日数 ロ　36（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，イの 日割計算対象日数 ／ 検針期間の日数 は，日割計算対象日数 ／ 暦　日　数 といたします。
５　低圧蓄熱調整契約についての特別措置 (1) 適　用　範　囲 低圧電力として電気の供給を受け，冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって，(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で~~，お客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合に，当分の間，~~適用いたします。	**５　低圧蓄熱調整契約についての特別措置** (1) 適　用　範　囲 低圧電力として電気の供給を受け，冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって，(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であり，かつ，この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則５（低圧蓄熱調整契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

旧（令和４年 12 月１日実施）

(2) 時 間 帯 区 分

この特別措置において，時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼　間　時　間

毎日午前９時から午後11時までの時間をいいます。

ロ　夜　間　時　間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料　　金

各月の料金は，低圧電力によって料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次の式によって算定された金額といたします。

蓄熱割引額 ＝ 低圧電力の夏季料金またはその他季料金 × その１月の蓄熱電力量 × 蓄熱割引率

この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧電力の夏季料金およびニの夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，低圧電力のその他季料金およびニのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ　蓄 熱 電 力 量

蓄熱電力量は，(4)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ　控 除 電 力 量

控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお，控除率は，原則として10パーセントといたします。ただし，その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ　蓄 熱 割 引 率

蓄熱割引率は，次のとおりといたします。

夏季蓄熱割引率	~~0.368~~
その他季蓄熱割引率	~~0.309~~

ホ　単位および端数処理

(ｲ) 控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

(4) 夜間使用電力量の計量

イ　当社は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

新（令和５年６月１日実施）

(2) 時 間 帯 区 分

この特別措置において，時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼　間　時　間

毎日午前９時から午後11時までの時間をいいます。

ロ　夜　間　時　間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料　　金

各月の料金は，低圧電力によって料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次の式によって算定された金額といたします。

蓄熱割引額 ＝ 低圧電力の夏季料金またはその他季料金 × その１月の蓄熱電力量 × 蓄熱割引率

この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧電力の夏季料金およびニの夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，低圧電力のその他季料金およびニのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ　蓄 熱 電 力 量

蓄熱電力量は，(4)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ　控 除 電 力 量

控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお，控除率は，原則として10パーセントといたします。ただし，その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ　蓄 熱 割 引 率

蓄熱割引率は，次のとおりといたします。

夏季蓄熱割引率	0.184
その他季蓄熱割引率	0.148

ホ　単位および端数処理

(ｲ) 控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

(4) 夜間使用電力量の計量

イ　当社または当該配電事業者は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
なお，当社は，供給設備の状況により，(2)イの昼間時間を毎日午前８時から午後10時までに変更することがあります。 また，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。 ロ　夜間使用電力量の計量は，3~~7~~（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。 ハ　夜間使用電力量の計量は，１計量をもって行ないます。 ニ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議がととのった場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。 (5) そ　の　他 イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。 ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼働方法の変更，または蓄熱式負荷設備を取り外される場合は，あらかじめ申し出ていただきます。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。	なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(2)イの昼間時間を毎日午前８時から午後10時までに変更することがあります。 また，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。 ロ　夜間使用電力量の計量は，35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。 ハ　夜間使用電力量の計量は，１計量をもって行ないます。 ニ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議がととのった場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。 (5) そ　の　他 イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。 ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼働方法の変更，または蓄熱式負荷設備を取り外される場合は，あらかじめ申し出ていただきます。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。
６　業務用蓄熱調整契約についての特別措置 (1) 適　用　範　囲 業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け，蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により，(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで，かつ，~~この特別措置の適用の申出がある場合に，当分の間，~~適用いたします。 (2) 平日休日区分および時間帯区分 イ　この特別措置において，平日休日区分は，次のとおりといたします。 (ｲ) 平　　日 (ﾛ)にいう休日以外の日をいいます。 (ﾛ) 休　　日 (6)に定める日をいいます。 ロ　この特別措置において，時間帯区分は，次のとおりといたします。 (ｲ) 昼　間　時　間 毎日９時から23時までの時間をいいます。 (ﾛ) 夜　間　時　間 昼間時間以外の時間をいいます。 (3) 料　　金 各月の料金は，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。 イ　蓄 熱 割 引 額 蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。 (ｲ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額　＝　業務用電力の夏季料金 またはその他季料金　×　その１月の 蓄熱電力量　×　ニ(ｲ)の 蓄熱割引率 この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力の夏季料金およびニ(ｲ)の夏季蓄熱割引率を，	**６　業務用蓄熱調整契約についての特別措置** (1) 適　用　範　囲 業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け，蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により，(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで，かつ，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則６（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。 (2) 平日休日区分および時間帯区分 イ　この特別措置において，平日休日区分は，次のとおりといたします。 (ｲ) 平　　日 (ﾛ)にいう休日以外の日をいいます。 (ﾛ) 休　　日 (6)に定める日をいいます。 ロ　この特別措置において，時間帯区分は，次のとおりといたします。 (ｲ) 昼　間　時　間 毎日９時から23時までの時間をいいます。 (ﾛ) 夜　間　時　間 昼間時間以外の時間をいいます。 (3) 料　　金 各月の料金は，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。 イ　蓄 熱 割 引 額 蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。 (ｲ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額　＝　業務用電力の夏季料金 またはその他季料金　×　その１月の 蓄熱電力量　×　ニ(ｲ)の 蓄熱割引率 この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力の夏季料金およびニ(ｲ)の夏季蓄熱割引率を，

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
その他季の蓄熱電力量には，業務用電力のその他季料金およびニ(ｲ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。 (ﾛ) 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合 蓄熱割引額 ＝ 業務用電力Ⅱ型の夏季料金またはその他季料金 × その１月の蓄熱電力量 × ニ(ﾛ)の蓄熱割引率 この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力Ⅱ型の夏季料金およびニ(ﾛ)の夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，業務用電力Ⅱ型のその他季料金およびニ(ﾛ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。 (ﾊ) 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合 蓄熱割引額 ＝ 業務用季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金 × その１月の蓄熱電力量 × ニ(ﾊ)の蓄熱割引率 (ﾆ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合 蓄熱割引額 ＝ 業務用ウィークエンド電力の夏季もしくはその他季平日料金または夏季もしくはその他季休日料金 × その１月の蓄熱電力量 × ニ(ﾆ)の蓄熱割引率 この場合，夏季平日の蓄熱電力量には，業務用ウィークエンド電力の夏季平日料金およびニ(ﾆ)の夏季平日蓄熱割引率を，夏季休日の蓄熱電力量には，業務用ウィークエンド電力の夏季休日料金およびニ(ﾆ)の夏季休日蓄熱割引率を，その他季平日の蓄熱電力量には，業務用ウィークエンド電力のその他季平日料金およびニ(ﾆ)のその他季平日蓄熱割引率を，その他季休日の蓄熱電力量には，業務用ウィークエンド電力のその他季休日料金およびニ(ﾆ)のその他季休日蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。 ロ 蓄熱電力量 蓄熱電力量は，(4)により計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。 なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。 ハ 控除電力量 控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。 この場合，控除率は，(7)に定める「標準控除率表」の値，または蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることが	その他季の蓄熱電力量には，業務用電力のその他季料金およびニ(ｲ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。 (ﾛ) 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合 蓄熱割引額 ＝ 業務用電力Ⅱ型の夏季料金またはその他季料金 × その１月の蓄熱電力量 × ニ(ﾛ)の蓄熱割引率 この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力Ⅱ型の夏季料金およびニ(ﾛ)の夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，業務用電力Ⅱ型のその他季料金およびニ(ﾛ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。 (ﾊ) 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合 蓄熱割引額 ＝ 業務用季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金 × その１月の蓄熱電力量 × ニ(ﾊ)の蓄熱割引率 (ﾆ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合 蓄熱割引額 ＝ 業務用ウィークエンド電力の夏季もしくはその他季平日料金または夏季もしくはその他季休日料金 × その１月の蓄熱電力量 × ニ(ﾆ)の蓄熱割引率 この場合，夏季平日の蓄熱電力量には，業務用ウィークエンド電力の夏季平日料金およびニ(ﾆ)の夏季平日蓄熱割引率を，夏季休日の蓄熱電力量には，業務用ウィークエンド電力の夏季休日料金およびニ(ﾆ)の夏季休日蓄熱割引率を，その他季平日の蓄熱電力量には，業務用ウィークエンド電力のその他季平日料金およびニ(ﾆ)のその他季平日蓄熱割引率を，その他季休日の蓄熱電力量には，業務用ウィークエンド電力のその他季休日料金およびニ(ﾆ)のその他季休日蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。 ロ 蓄熱電力量 蓄熱電力量は，(4)により計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。 なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。 ハ 控除電力量 控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。 この場合，控除率は，(7)に定める「標準控除率表」の値，または蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることが

旧（令和４年12月１日実施）

できます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ　蓄熱割引率

蓄熱割引率は，次のとおりといたします。

(ｲ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	~~0.452~~
その他季蓄熱割引率	~~0.400~~

(ﾛ) 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	~~0.390~~
その他季蓄熱割引率	~~0.332~~

(ﾊ) 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	~~0.241~~

(ﾆ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

	平日	休日
夏季蓄熱割引率	~~0.420~~	~~0.321~~
その他季蓄熱割引率	~~0.365~~	~~0.256~~

ホ　単位および端数処理

(ｲ) 控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

(4) 夜間使用電力量の計量

イ　当社は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお，当社は，供給設備の状況により，(2)ロ(ｲ)の昼間時間を毎日８時から22時までに変更することがあります。

また，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

ロ　夜間使用電力量の計量は，3~~7~~（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

ハ　業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受けるお客さまの場合，夜間使用電力量の計量は，原則として記録型計量器により平日休日別に行ないます。

ただし，記録型計量器の取付けができない場合は，その１月に計量された夜間使用電力量をその１月の平日および休日の使用電力量の比であん分してえた値をそれぞれ平日および休日の夜間使用電力量といたします。

ニ　供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則~~3~~（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

ホ　夜間使用電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。

ヘ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議がととのった場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(5) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ　次のいずれにも該当し，当社との協議がととのった場合の各月の料金は，(3)によって料金として算定された金額からロによって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(ｲ) 業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力

新（令和５年６月１日実施）

できます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ　蓄熱割引率

蓄熱割引率は，次のとおりといたします。

(ｲ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.237
その他季蓄熱割引率	0.200

(ﾛ) 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.194
その他季蓄熱割引率	0.158

(ﾊ) 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	0.106

(ﾆ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

	平日	休日
夏季蓄熱割引率	0.214	0.151
その他季蓄熱割引率	0.178	0.115

ホ　単位および端数処理

(ｲ) 控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

(4) 夜間使用電力量の計量

イ　当社または当該配電事業者は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(2)ロ(ｲ)の昼間時間を毎日８時から22時までに変更することがあります。

また，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

ロ　夜間使用電力量の計量は，35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

ハ　業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受けるお客さまの場合，夜間使用電力量の計量は，原則として記録型計量器により平日休日別に行ないます。

ただし，記録型計量器の取付けができない場合は，その１月に計量された夜間使用電力量をその１月の平日および休日の使用電力量の比であん分してえた値をそれぞれ平日および休日の夜間使用電力量といたします。

ニ　供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

ホ　夜間使用電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。

ヘ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議がととのった場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(5) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ　次のいずれにも該当し，当社との協議がととのった場合の各月の料金は，(3)によって料金として算定された金額からロによって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(ｲ) 業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力

<table>
<tr><th>旧（令和４年 12 月１日実施）</th><th>新（令和５年６月１日実施）</th></tr>
<tr><td>
の契約電力（以下「契約電力」といいます。）が500キロワット以上で，お客さまが適用を希望されること。
(ﾛ) 蓄熱式空調システムの運転によって，昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，夜間時間に最大需要電力が発生すること。
ロ　蓄熱ピークシフト割引額
蓄熱ピークシフト割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。
蓄熱ピークシフト割引額＝ハの蓄熱ピークシフト電力×ニの割引単価
ハ　蓄熱ピークシフト電力
蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，契約電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として，蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。
なお，各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から，蓄熱ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
ニ　割　引　単　価
割引単価は１月につき次のとおりといたします。
(ｲ) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合
<table><tr><td>蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき</td><td>1,481円70銭</td></tr></table>
(ﾛ) 業務用電力Ⅱ型または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合
<table><tr><td>蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき</td><td>1,870円00銭</td></tr></table>
ホ　当社は，夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため，それぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。
ヘ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。
なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合の料金は，既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものといたします。
(6) 休 日 扱 い 日
この特別措置において，休日扱い日とは，次の日をいいます。
イ　土曜日
ロ　日曜日
ハ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
ニ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日
(7) 標 準 控 除 率 表
</td><td>
の契約電力（以下「契約電力」といいます。）が500キロワット以上で，お客さまが適用を希望されること。
(ﾛ) 蓄熱式空調システムの運転によって，昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，夜間時間に最大需要電力が発生すること。
ロ　蓄熱ピークシフト割引額
蓄熱ピークシフト割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。
蓄熱ピークシフト割引額＝ハの蓄熱ピークシフト電力×ニの割引単価
ハ　蓄熱ピークシフト電力
蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，契約電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として，蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。
なお，各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から，蓄熱ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
ニ　割　引　単　価
割引単価は１月につき次のとおりといたします。
(ｲ) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合
<table><tr><td>蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき</td><td>1,481円70銭</td></tr></table>
(ﾛ) 業務用電力Ⅱ型または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合
<table><tr><td>蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき</td><td>1,870円00銭</td></tr></table>
ホ　当社または当該配電事業者は，夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため，それぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。
ヘ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。
なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合の料金は，既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものといたします。
(6) 休 日 扱 い 日
この特別措置において，休日扱い日とは，次の日をいいます。
イ　土曜日
ロ　日曜日
ハ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
ニ　１月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日
(7) 標 準 控 除 率 表
</td></tr>
</table>

旧（令和４年12月１日実施）

用　途	業　　種	標 準 控 除 率
空調	旅　館　・　ホ　テ　ル	20パーセント
	病　　院	10パーセント
	コンピュータセンター	20パーセント
	放　　送　　局	30パーセント
給湯	旅　館　・　ホ　テ　ル	30パーセント
	寮	10パーセント

(8) そ　の　他

イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備を取り外される場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力にかかわる規定を準用するものといたします。

~~7　産業用蓄熱調整契約についての特別措置~~

~~(1) 適　用　範　囲~~

~~高圧電力または季節別時間帯別電力として電気の供給を受け，蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により，(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで，かつ，この特別措置の適用の申出がある場合に，当分の間，適用いたします。~~

~~(2) 時 間 帯 区 分~~

~~この特別措置において，時間帯区分は，次のとおりといたします。~~

~~イ　昼　間　時　間~~

~~毎日９時から23時までの時間をいいます。~~

~~ロ　夜　間　時　間~~

~~昼間時間以外の時間をいいます。~~

~~(3) 料　　金~~

~~各月の料金は，高圧電力または季節別時間帯別電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。~~

~~なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。~~

~~イ　蓄 熱 割 引 額~~

~~蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。~~

~~(イ) 高圧電力として電気の供給を受ける場合~~

~~蓄熱割引額 ＝ 高圧電力の夏季料金またはその他季料金 × その１月の蓄熱電力量 × ニ(イ)の蓄熱割引率~~

~~この場合，夏季の蓄熱電力量には，高圧電力の夏季料金およびニ(イ)の夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，高圧電力のその他季料金およびニ(イ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。~~

~~なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。~~

~~(ロ) 季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合~~

新（令和５年６月１日実施）

用　途	業　　種	標 準 控 除 率
空調	旅　館　・　ホ　テ　ル	20パーセント
	病　　院	10パーセント
	コンピュータセンター	20パーセント
	放　　送　　局	30パーセント
給湯	旅　館　・　ホ　テ　ル	30パーセント
	寮	10パーセント

(8) そ　の　他

イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備を取り外される場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力にかかわる規定を準用するものといたします。

（削除）

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~蓄熱割引額 ＝ 季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金 × その１月の蓄熱電力量 × ニ(ロ)の蓄熱割引率~~ ~~ロ　蓄熱電力量~~ ~~蓄熱電力量は，(4)により計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。~~ ~~なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。~~ ~~ハ　控除電力量~~ ~~控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。~~ ~~この場合，控除率は，蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。~~ ~~ニ　蓄熱割引率~~ ~~蓄熱割引率は，次のとおりといたします。~~ ~~(イ) 高圧電力として電気の供給を受ける場合~~ ~~夏季蓄熱割引率 0.340~~ ~~その他季蓄熱割引率 0.277~~ ~~(ロ) 季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合~~ ~~蓄熱割引率 0.241~~ ~~ホ　単位および端数処理~~ ~~(イ) 控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。~~ ~~(ロ) 控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。~~ ~~(4) 夜間使用電力量の計量~~ ~~イ　当社は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。~~ ~~なお，当社は，供給設備の状況により，(2)イの昼間時間を毎日８時から22時までに変更することがあります。~~ ~~また，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。~~ ~~ロ　夜間使用電力量の計量は，37（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。~~ ~~ハ　供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則３（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。~~ ~~ニ　夜間使用電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。~~ ~~ホ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議がととのった場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~(5) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い~~ ~~イ　次のいずれにも該当し，当社との協議がととのった場合の各月の料金は，(3)によって料金と~~	

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~して算定された金額からロによって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。~~ ~~(ｲ) 高圧電力Ｂまたは季節別時間帯別電力の契約電力（以下，この特別措置において「契約電力」といいます。）が500キロワット以上で，お客さまが適用を希望されること。~~ ~~(ﾛ) 蓄熱式空調システムの運転によって，昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，夜間時間に最大需要電力が発生すること。~~ ~~ロ　蓄熱ピークシフト割引額~~ ~~蓄熱ピークシフト割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。~~ ~~蓄熱ピークシフト割引額 ＝ ハの蓄熱ピークシフト電力~~ ~~× ニの割引単価~~ ~~ハ　蓄熱ピークシフト電力~~ ~~蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，契約電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として，蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~なお，各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から，蓄熱ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。~~ ~~ニ　割　引　単　価~~ ~~割引単価は１月につき次のとおりといたします。~~ ~~蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき　1,714 円 90 銭~~ ~~ホ　当社は，夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため，それぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。~~ ~~ヘ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。~~ ~~なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合の料金は，既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものといたします。~~ ~~(6) そ　の　他~~ ~~イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。~~ ~~ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備を取り外される場合は，あらかじめ申し出ていただきます。~~ ~~ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力または季節別時間帯別電力に関わる規定を準用するものといたします。~~	
~~8~~　業務用蓄熱空調補完契約についての特別措置 (1) 適　用　範　囲 業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け，次のいずれにも該当し，かつ，~~この特別措置の適用の申出がある場合に，当分の間，~~適用いたします。 イ　附則~~7~~（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）の適用を受けること。 ロ　蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システム（以下「電気空調システム」といいます。）を使用すること。 なお，この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は，交流３相３線式とし，定格電圧は，原則	**7　業務用蓄熱空調補完契約についての特別措置** (1) 適　用　範　囲 業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け，次のいずれにも該当し，かつ，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則８（業務用蓄熱空調補完契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。 イ　附則6（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）の適用を受けること。 ロ　蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システム（以下「電気空調システム」といいます。）を使用すること。 なお，この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は，交流３相３線式とし，定格電圧は，原則

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
として200ボルトといたします。 (2) 時 間 帯 区 分 この特別措置において，時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　ピーク時間 毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。 ロ　オフピーク時間 ピーク時間以外の時間をいいます。 (3) 料　　金 各月の料金は，業務用電力または業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱補完割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 イ　蓄熱補完割引額 蓄熱補完割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。 蓄熱補完割引額 ＝ ロの非蓄熱電力量 × ハの割引単価 ロ　非 蓄 熱 電 力 量 非蓄熱電力量は，(4)により計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。 なお，各月における非蓄熱電力量は，附則~~7~~（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）(3)ロの蓄熱電力量を上回らないものといたします。 ハ　割　引　単　価 割引単価は，次のとおりといたします。 １キロワット時につき　3 円 30 銭 (4) 計　　量 イ　当社は，非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，非蓄熱式電気空調機器は，専用の回路で施設していただきます。 ロ　非蓄熱電力量の計量は，3~~7~~（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。 ハ　供給電圧と非蓄熱電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則~~3~~（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。 ニ　非蓄熱電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。 (5) そ　の　他 イ　当社は，必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。 ロ　お客さまが，電気空調システムの内容の変更または取り外される場合は，あらかじめ申し出ていただきます。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力，業務用ウィークエンド電力または附則~~7~~（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）にかかわる規定を準用するものといたします。	として200ボルトといたします。 (2) 時 間 帯 区 分 この特別措置において，時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　ピーク時間 毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。 ロ　オフピーク時間 ピーク時間以外の時間をいいます。 (3) 料　　金 各月の料金は，業務用電力または業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱補完割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 イ　蓄熱補完割引額 蓄熱補完割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。 蓄熱補完割引額 ＝ ロの非蓄熱電力量 × ハの割引単価 ロ　非 蓄 熱 電 力 量 非蓄熱電力量は，(4)により計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。 なお，各月における非蓄熱電力量は，附則6（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）(3)ロの蓄熱電力量を上回らないものといたします。 ハ　割　引　単　価 割引単価は，次のとおりといたします。 １キロワット時につき　3 円 30 銭 (4) 計　　量 イ　当社または当該配電事業者は，非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，非蓄熱式電気空調機器は，専用の回路で施設していただきます。 ロ　非蓄熱電力量の計量は，35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。 ハ　供給電圧と非蓄熱電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。 ニ　非蓄熱電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。 (5) そ　の　他 イ　当社は，必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。 ロ　お客さまが，電気空調システムの内容の変更または取り外される場合は，あらかじめ申し出ていただきます。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力，業務用ウィークエンド電力または附則6（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）にかかわる規定を準用するものといたします。
~~9~~　業務用電化厨房契約についての特別措置 (1) 適　用　範　囲 業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け，(4)に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し，その総容量（出力）が原則として30キロワット以上のお客さまで，かつ，~~この特別措置の適用の申出がある場合に，当分の間，~~適用いたします。	**8　業務用電化厨房契約についての特別措置** (1) 適　用　範　囲 業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け，(4)に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し，その総容量（出力）が原則として30キロワット以上のお客さまで，かつ，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則９（業務用電化厨房契約についての特別措置）の適用を

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(2) 料　　金 各月の料金は，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 イ　電化厨房割引額 電化厨房割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。 電化厨房割引額 ＝ ロの電化厨房電力量 × ハの割引単価 ロ　電化厨房電力量 電化厨房電力量は，(3)により計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。 ハ　割　引　単　価 割引単価は，次のとおりといたします。 電化厨房電力量１キロワット時につき　3 円 30 銭 (3)　計　　量 イ　当社は，電化厨房機器の使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，電化厨房機器は，専用の回路で施設していただきます。 ロ　電化厨房電力量の計量は，3~~7~~（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。 ハ　供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則~~3~~（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。 ニ　電化厨房電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。 (4) 適用対象機器類別 適用対象機器類別は，次のとおりといたします。ただし，この場合の機器の定格電圧は，200ボルト以上といたします。 電気レンジ，フライヤー，オーブン，グリドル，グリラー，スープケトル，ティルティングパン，炊飯器，蒸し器，ゆで麺器，電気湯沸器，その他加熱厨房機器 (5) そ　の　他 イ　当社は，必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。 ロ　お客さまが，電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力にかかわる規定を準用するものといたします。	受けている場合に適用いたします。 (2) 料　　金 各月の料金は，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 イ　電化厨房割引額 電化厨房割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。 電化厨房割引額 ＝ ロの電化厨房電力量 × ハの割引単価 ロ　電化厨房電力量 電化厨房電力量は，(3)により計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。 ハ　割　引　単　価 割引単価は，次のとおりといたします。 電化厨房電力量１キロワット時につき　3 円 30 銭 (3)　計　　量 イ　当社または当該配電事業者は，電化厨房機器の使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，電化厨房機器は，専用の回路で施設していただきます。 ロ　電化厨房電力量の計量は，35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。 ハ　供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。 ニ　電化厨房電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。 (4) 適用対象機器類別 適用対象機器類別は，次のとおりといたします。ただし，この場合の機器の定格電圧は，200ボルト以上といたします。 電気レンジ，フライヤー，オーブン，グリドル，グリラー，スープケトル，ティルティングパン，炊飯器，蒸し器，ゆで麺器，電気湯沸器，その他加熱厨房機器 (5) そ　の　他 イ　当社は，必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。 ロ　お客さまが，電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力にかかわる規定を準用するものといたします。
~~10　夏季休日契約についての特別措置~~ ~~(1) 適　用　範　囲~~ ~~高圧電力Ｂまたは季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上のお客さまで，(2)による負荷調整を行なうことが可能であり，かつ，この特別措置の適用の申出がある場合に，当分の間，適用いたします。~~ ~~(2) 実　施　方　法~~ ~~当社は，お客さまの負荷調整を次により実施していただきます。~~ ~~イ　調整対象期間~~ ~~調整対象期間は，７月１日から９月14日までの期間とし，以下の期間に区分いたします。~~ ~~ただし，土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，旧暦の７月14日，15日および16日を除きます。~~	（削除）

<table>
<tr><th>旧（令和４年 12 月１日実施）</th><th>新（令和５年６月１日実施）</th></tr>
<tr><td>

~~(ｲ) 最重負荷期間~~

~~7月1日から7月19日まで，9月1日から9月14日までの期間~~

~~(ﾛ) 重負荷期間~~

~~最重負荷期間以外の期間~~

~~ロ　調　整　日~~

~~調整日は，お客さまが調整期間に2日以上連続して負荷調整を行なう日とし，お客さまと当社との協議によって定めるものといたします。~~

~~ハ　調　整　電　力~~

~~調整電力は，お客さまが負荷調整できる電力とし，契約電力の50パーセント以上の値でお客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~(3) 契　約　期　間~~

~~この特別措置において，契約期間は，需給契約締結の日から，(2)ロの調整日の末日までといたします。~~

~~(4) 料　　金~~

~~各月の料金は，高圧電力Bまたは季節別時間帯別電力において料金として算定された金額からイによって算定された各月の割引額を差し引いたものといたします。~~

~~イ　割引額の算定~~

~~お客さまが契約にもとづいて実際に負荷調整を行なった場合には，次式により算定した金額を割引額といたします。~~

~~割引額 ＝ 実績調整電力 × 当該月の重負荷期間における調整日数 × ロに定める重負荷期間割引単価 ＋ 実績調整電力 × 当該月の最重負荷期間における調整日数 × ロに定める最重負荷期間割引単価~~

~~実績調整電力とは，契約電力から調整日中の最大需要電力（30分平均）を差し引いてえた値といたします。ただし，調整日中の実績調整電力が契約電力の50パーセントを下回る場合は，調整を実施しなかったものとみなし，その実績調整電力は零といたします。~~

~~ロ　割　引　単　価~~

~~割引単価は，次のとおりといたします。~~

	~~重負荷期間~~	~~最重負荷期間~~
~~1キロワット1日につき~~	~~159円50銭~~	~~176円00銭~~

~~(5) 計　　量~~

~~調整日中の実績最大需要電力は，原則として，記録型計量器により計量するものといたします。ただし，記録型計量器の取付けができない場合，調整日の調整開始時および終了時にお客さまと当社が立会いのもと最大需要電力計を検針のうえ決定いたします。~~

~~(6) そ　の　他~~

~~その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力Bまたは季節別時間帯別電力にかかわる規定を準用するものといたします。~~

</td><td></td></tr>
<tr><td>

~~**11　ピーク時間調整契約についての特別措置**~~

~~(1) 適　用　範　囲~~

~~業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力，業務用ウィークエンド電力，高圧電力Bまたは季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上のお客さまで，(2)による計画的な負荷の調整（以下「負荷調整」といいます。）が可能であり，かつ，この特別措置の適用の申出がある場合に，当分の間，適用いたします。~~

</td><td>（削除）</td></tr>
</table>

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~(2) 実　施　方　法~~ ~~当社は，お客さまの負荷調整を次により実施していただきます。~~ ~~イ　調整対象期間~~ ~~調整対象期間は，７月１日から９月30日までの期間とし，以下の期間に区分いたします。~~ ~~ただし，(6)に定める日，旧暦の７月14日，15日および16日を除きます。~~ ~~(ｲ) 最重負荷期間~~ ~~７月１日から７月19日まで，９月１日から９月14日までの期間~~ ~~(ﾛ) 重負荷期間~~ ~~最重負荷期間以外の期間~~ ~~ロ　調　整　期　間~~ ~~調整期間は，調整対象期間において，お客さまが負荷調整できる期間とし，お客さまと当社との協議によって次のいずれかといたします。~~ ~~(ｲ) 月間調整型~~ ~~調整対象期間の全期間または１月単位の期間~~ ~~(ﾛ) 週間調整型~~ ~~最重負荷期間において，連続５日以上の期間~~ ~~ハ　調　整　時　間~~ ~~調整時間は，お客さまが調整期間に負荷調整を行なう時間とし，13時から17時までの間（必ず14時から15時の間を含めます。）でお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。~~ ~~なお，調整時間は毎日30分以上継続するものといたします。~~ ~~ニ　調整電力（30分平均）~~ ~~調整電力は，お客さまが負荷調整できる電力とし，原則として契約電力の20パーセント以上の値でお客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~ただし，空調を目的とした蓄熱槽を保有のお客さまについては，契約電力の10パーセント以上の値で調整電力をお客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~なお，協議にあたり，あらかじめ負荷調整する設備（以下「調整負荷設備」といいます。）を申し出ていただきます。~~ ~~(3) 契　約　期　間~~ ~~この特別措置において，契約期間は，需給契約締結の日から，(2)ロの調整期間の末日までといたします。~~ ~~(4) 料　　金~~ ~~各月の料金は，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力，業務用ウィークエンド電力，高圧電力Ｂまたは季節別時間帯別電力において料金として算定された金額からイによって算定された各月の割引額を差し引いたものといたします。~~ ~~イ　割引額の算定~~ ~~各月の割引額は，実績調整電力によって，次により算定いたします。~~ ~~(ｲ) 月 間 調 整 型~~ ~~割引額 ＝ 実績調整電力 × 調整時間 × 次に定める割引単価~~ ~~１キロワット１時間１月につき　891 円 00 銭~~ ~~(ﾛ) 週 間 調 整 型~~ ~~割引額 ＝ 実績調整電力 × 調整時間 × 次に定める割引単価~~ ~~× 月間の調整日数 × $\frac{1}{5}$~~	

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~１キロワット１時間１週間（５日間）につき　209 円 00 銭~~ ~~ロ　実績調整電力~~ ~~実績調整電力とは，契約電力からその１月の調整時間中の最大需要電力（30分平均）を差し引いてえた値といたします。ただし，その１月の調整時間において，実績調整電力が契約電力の20パーセントを下回る場合は，その１月の実績調整電力を零といたします。また，空調を目的とした蓄熱槽を保有するお客さまについては，実績調整電力が契約電力の10パーセントを下回る場合は，その１月の実績調整電力を零といたします。~~ ~~(5) 計　　量~~ ~~調整時間中の実績最大需要電力は，原則として，特定時間帯用最大需要電力計により計量するものといたします。ただし，上記計量器を取り付けるまでの間は，取引用電力量計の読みを記録した受電日誌により，お客さまと当社との協議によって定めるものといたします。~~ ~~(6) 休 日 扱 い 日~~ ~~この特別措置において，休日扱い日とは，次の日をいいます。~~ ~~イ　土曜日~~ ~~ロ　日曜日~~ ~~ハ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日~~ ~~(7) そ　の　他~~ ~~イ　この特別措置と附則13（蓄熱ピーク調整契約についての特別措置）をあわせて契約することはできません。~~ ~~ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力，業務用ウィークエンド電力，高圧電力Ｂまたは季節別時間帯別電力にかかわる規定を準用するものといたします。~~	
~~**12　蓄熱ピーク調整契約についての特別措置**~~ ~~(1) 適　用　範　囲~~ ~~附則６（低圧蓄熱調整契約についての特別措置），附則７（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）または附則８（産業用蓄熱調整契約についての特別措置）の適用を受けるお客さまで，次のいずれの条件にも適合し，かつ，この特別措置の適用の申出がある場合に，当分の間，適用いたします。~~ ~~イ　(2)において，空調を目的とする蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することによって，熱源機等の停止または調整（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。~~ ~~ただし，(2)において，あらかじめ熱源機が停止している場合には，蓄熱ピーク調整とはいたしません。~~ ~~ロ　熱源機等の調整は，(2)において，当社が承認した制御方法等により行なうこと。~~ ~~(2) 実　施　方　法~~ ~~当社は，お客さまの蓄熱ピーク調整を次により実施していただきます。~~ ~~イ　調整対象期間~~ ~~調整対象期間は，７月１日から９月30日までといたします。~~ ~~ただし，(5)に定める日，旧暦の７月14日，15日および16日を除きます。~~ ~~ロ　調　整　期　間~~ ~~調整期間は，調整対象期間の全期間または１月単位の期間といたします。~~ ~~ハ　調　整　時　間~~ ~~調整時間は，お客さまが調整期間に蓄熱ピーク調整を行なう時間とし，13時から17時までの間（必ず14時から15時の間を含めます。）でお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。~~	（削除）

<table>
<tr><th>旧（令和４年 12 月１日実施）</th><th>新（令和５年６月１日実施）</th></tr>
<tr><td>
なお，調整時間は毎日１時間以上継続するものといたします。
ニ　契約調整電力
契約調整電力は，ハに定める調整時間において停止または調整する熱源機の機器容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。
(3) 契　約　期　間
この特別措置において，契約期間は，需給契約締結の日から，(2)ロの調整期間の末日までといたします。
(4) 料　　金
蓄熱ピーク調整を実施した場合の各月の料金は，附則６（低圧蓄熱調整契約についての特別措置），附則７（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）または附則８（産業用蓄熱調整契約についての特別措置）において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱ピーク割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
イ　蓄熱ピーク割引額
各月の割引額は，契約調整電力によって，次により算定いたします。

蓄熱ピーク割引額 ＝ 契約調整電力 × 調整時間 × ロの割引単価

ただし，お客さまのその１月の蓄熱電力量等から蓄熱ピーク調整が実施されなかったとみなされる場合には，割引をいたしません。
ロ　割　引　単　価
割引単価は，次のとおりといたします。
<table>
<tr><td rowspan="2">１キロワット
１時間１月につき</td><td>低圧で供給を受ける場合</td><td>583円00銭</td></tr>
<tr><td>高圧で供給を受ける場合</td><td>891円00銭</td></tr>
</table>

(5) 休 日 扱 い 日
この特別措置において，休日扱い日とは，次の日をいいます。
イ　土曜日
ロ　日曜日
ハ　「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
(6) そ　　の他
イ　この特別措置と附則12（ピーク時間調整契約についての特別措置）をあわせて契約することはできません。
ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，附則６（低圧蓄熱調整契約についての特別措置），附則７（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）または附則８（産業用蓄熱調整契約についての特別措置）にかかわる規定を準用するものといたします。
</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>
９　深夜電力についての特別措置
(1) 深 夜 電 力 A
イ　適　用　範　囲
毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。また，高圧で電気の供給を受ける場合は，付帯電灯を含みます。）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要であり，かつ，この離島約款実施の際現に旧離島約款31（深夜電力）(1)の適用を受けている場合に適用いたします。
</td></tr>
</table>

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
	なお，対象となる負荷設備は次の(ｲ)または(ﾛ)に該当するものといたします。 (ｲ) 貯湯式電気温水器，蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。 (ﾛ) 電気の使用実態が(ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。 ロ　契　約　電　力 契約電力は，次によって定めます。 (ｲ) 低圧供給の場合 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について25（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。 なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。 (ﾛ) 高圧供給の場合 契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい方に次のａまたはｂを適用してえた値といたします。 なお，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。 ａ　契約負荷設備の総入力の方が小さい場合 電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表６（契約電力等の算定方法）(1)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。 ｂ　契約受電設備の総容量の方が小さい場合 電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表６（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。 (ﾊ) 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は，次のａによってえた値について別表６（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値とｂによってえた値との合計といたします。 ａ　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計 ｂ　電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とａで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計 ハ　供　給　条　件 (ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ) 低圧で電気の供給を受ける場合は，専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ) 当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 (ﾆ) 契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまがホ(ｲ)に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用する場合の料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から(ﾊ)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	365 円 52 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	639 円 10 銭

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	29 円 52 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	27 円 66 銭

(ﾊ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，次の式によって算定された金額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 ＝ 割引対象額 × 15パーセント

割引対象額 ＝ (ｲ)の基本料金 ＋ その１月の使用電力量に(ﾛ)の該当料金を適用して算定された金額

ホ　通電制御型夜間蓄熱式機器

(ｲ) 通電制御型夜間蓄熱式機器とは，次のａまたはｂに該当するものをいいます。

ａ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(a) 給水温度を検知できること。

(b) (a)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸き上げるための熱量を算出できること。

(c) (b)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(d) 契約使用時間終了時刻から(c)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ｂ　ａに準ずる場合で，当社が認めたもの。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
	(ﾛ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 (ﾊ) 当社は，(ｲ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 ヘ　通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定 (ｲ) 契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，次の式によって算定いたします。 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 ＝ 割引対象額 × 15 パーセント × 割引対象率 割引対象率 ＝ $\frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}}$ × 100 なお，割引対象率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ﾛ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され，または割引対象率が変更となることにより，料金に変更があった場合は，37（日割計算）に準じて日割計算をいたします。 (ﾊ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 (ﾆ) (ﾛ)または36（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間の使用電力量は，その１月の使用電力量を料金が変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。 (ﾎ) 52（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は，通電制御型夜間蓄熱式機器の割引対象額は，ニ(ﾊ)によって算定された割引対象額から52（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。 ト　そ　の　他 (ｲ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 (ﾛ) 9（需給契約の単位）(1)ならびに47（供給の停止）(3)および(4)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。 (ﾊ) 52（制限または中止の料金割引）に定める事項については，割引対象時間は，契約使用時間といたします。 (ﾆ) 58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については，適用いたしません。 (ﾎ) 燃料費調整単価は，別表２（燃料費調整）(1)ニ(ﾛ)の算式によって算定された値といたします。 (ﾍ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力または高圧電力Ａに準ずるものといたします。 (2) 深 夜 電 力 Ｂ イ　適　用　範　囲 毎日午前１時から午前６時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。また，高圧で電気の供給を受ける場合は，付帯電灯を含みます。）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要であり，かつ，この離島約款実施の際現に旧離島約款31（深夜電力）(2)の適用を受けている

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
	場合に適用いたします。 なお，対象となる負荷設備は次の(ｲ)または(ﾛ)に該当するものといたします。 (ｲ) 貯湯式電気温水器，蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。 (ﾛ) 電気の使用実態が(ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。 ロ　契　約　電　力 契約電力は，次によって定めます。 (ｲ) 低圧供給の場合 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について25（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。 なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。 (ﾛ) 高圧供給の場合 契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい方に次のａまたはｂを適用してえた値といたします。 なお，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。 ａ　契約負荷設備の総入力の方が小さい場合 電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表６（契約電力等の算定方法）(1)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。 ｂ　契約受電設備の総容量の方が小さい場合 電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表６（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。 (ﾊ) 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は，次のａによってえた値について別表６（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値とｂによってえた値との合計といたします。 ａ　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計 ｂ　電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とａで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計 ハ　供　給　条　件 (ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ) 低圧で電気の供給を受ける場合は，専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ) 当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 (ﾆ) 契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を

<table>
<tr><th>旧（令和４年 12 月１日実施）</th><th>新（令和５年６月１日実施）</th></tr>
<tr><td></td><td>差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table><tr><td rowspan="2">契約電力１キロワットにつき</td><td>標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合</td><td>233 円 16 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>479 円 60 銭</td></tr></table>
(ﾛ) 電 力 量 料 金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
<table><tr><td rowspan="2">１キロワット時につき</td><td>標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合</td><td>27 円 71 銭</td></tr><tr><td>標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>25 円 85 銭</td></tr></table>
ホ　そ　の　他
(ｲ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。
(ﾛ) ９（需給契約の単位）(1)ならびに47（供給の停止）(3)および(4)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。
(ﾊ) 52（制限または中止の料金割引）に定める事項については，割引対象時間は，契約使用時間といたします。
(ﾆ) 58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については，適用いたしません。
(ﾎ) 燃料費調整単価は，別表２（燃料費調整）(1)ニ(ﾛ)の算式によって算定された値といたします。
(ﾍ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力または高圧電力Ａに準ずるものといたします。</td></tr>
<tr><td>~~13　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い~~
~~(1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，１需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。~~
~~なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。~~
~~イ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。~~</td><td>（削除）</td></tr>
</table>

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~ロ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。~~ ~~(2) 料金は，16（従量電灯）(4)にかかわらず，各戸ごとに従量電灯を適用したものとみなして，１月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。~~	
14　使用電力量の計量についての特別措置 (1) 18（Ｅｅらいふ）(3)において，次のイまたはロに該当する日を含む料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，3~~7~~（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず，(2)によるものといたします。 イ　18（Ｅｅらいふ）(6)に定める日（以下「休日等」といいます。）であって，休日等以外の日として18（Ｅｅらいふ）(3)に定める時間帯別に使用電力量を計量する日（以下「みなし休日等」といいます。） ロ　休日等以外の日であって，休日等として18（Ｅｅらいふ）(3)に定める時間帯別に使用電力量を計量する日（以下「みなし平日」といいます。） (2) 各時間帯別の使用電力量は，次のとおりといたします。 イ　昼間時間（デイタイム） $\text{昼間時間の使用電力量} = \text{昼間時間の使用電力量として計量された電力量} - \text{昼間時間の使用電力量として計量された電力量} \times \frac{(\text{みなし休日等の日数} - \text{みなし平日の日数})}{(\text{休日等以外の日数} + \text{みなし休日等の日数} - \text{みなし平日の日数})}$ ロ　生活時間（リビングタイム） $\text{生活時間の使用電力量} = \text{生活時間の使用電力量として計量された電力量} + \left[\text{昼間時間の使用電力量として計量された電力量} - \text{イの昼間時間の使用電力量} \right]$ ハ　夜間時間（ナイトタイム） 3~~7~~（使用電力量等の計量）によるものといたします。 (3) 使用電力量にかかわるその他の事項については，3~~7~~（使用電力量等の計量）によるものといたします。	**10　使用電力量の計量についての特別措置** (1) 18（Ｅｅらいふ）(3)において，次のイまたはロに該当する日を含む料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，35（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず，(2)によるものといたします。 イ　18（Ｅｅらいふ）(6)に定める日（以下「休日等」といいます。）であって，休日等以外の日として18（Ｅｅらいふ）(3)に定める時間帯別に使用電力量を計量する日（以下「みなし休日等」といいます。） ロ　休日等以外の日であって，休日等として18（Ｅｅらいふ）(3)に定める時間帯別に使用電力量を計量する日（以下「みなし平日」といいます。） (2) 各時間帯別の使用電力量は，次のとおりといたします。 イ　昼間時間（デイタイム） $\text{昼間時間の使用電力量} = \text{昼間時間の使用電力量として計量された電力量} - \text{昼間時間の使用電力量として計量された電力量} \times \frac{(\text{みなし休日等の日数} - \text{みなし平日の日数})}{(\text{休日等以外の日数} + \text{みなし休日等の日数} - \text{みなし平日の日数})}$ ロ　生活時間（リビングタイム） $\text{生活時間の使用電力量} = \text{生活時間の使用電力量として計量された電力量} + \left[\text{昼間時間の使用電力量として計量された電力量} - \text{イの昼間時間の使用電力量} \right]$ ハ　夜間時間（ナイトタイム） 35（使用電力量等の計量）によるものといたします。 (3) 使用電力量にかかわるその他の事項については，35（使用電力量等の計量）によるものといたします。
1~~5~~　延滞利息についての特別措置 延滞利息は，4~~2~~（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず，当分の間，延滞利息対象額に３パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。	**11　延滞利息についての特別措置** 延滞利息は，40（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず，当分の間，延滞利息対象額に３パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。
~~**16　燃料費調整についての特別措置**~~ ~~この離島約款実施の際現に離島等供給約款[低高圧用]（令和４年４月12日実施）の業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力，業務用ウィークエンド電力，季節別時間帯別電力，時間帯別調整契約および深夜電力（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）の適用を受けている場合の燃料費調整単価は，当分の間，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ﾛ)にかかわらず，各契約種別（予備電力の適用を受けている場合は予備電力を含みます。）ごとに次の算式によって算定された値といたします。~~ ~~なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。~~ ~~(1) １キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を下回る場合~~	（削除）

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~燃料費調整単価 ＝（25,100円－平均燃料価格）×$\frac{\text{別表２（燃料費調整）(2)の基準単価}}{1,000}$~~ ~~(2) １キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を上回り，かつ，37,700円以下の場合~~ ~~燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－25,100円）×$\frac{\text{別表２（燃料費調整）(2)の基準単価}}{1,000}$~~ ~~(3) １キロリットル当たりの平均燃料価格が37,700円を上回る場合~~ ~~平均燃料価格は，37,700円といたします。~~ ~~燃料費調整単価 ＝（37,700円－25,100円）×$\frac{\text{別表２（燃料費調整）(2)の基準単価}}{1,000}$~~	
	12　この離島約款の実施にともなう切替措置 この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，36（料金の算定）および37（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。
別　　表	別　　表
1　再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を~~あらかじめ当社の事務所に掲示~~いたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロおよびハの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。 ハ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ｲ) 定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。	**1　再生可能エネルギー発電促進賦課金** (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロおよびハの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。 ハ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ｲ) 定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
b　臨時電灯Ａおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ﾛ) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，ａおよびｂの場合を除き，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 a　従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 b　予　備　電　力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ) (ﾛ)および(ﾊ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。 (ﾊ) 定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。	b　臨時電灯Ａおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ﾛ) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，ａおよびｂの場合を除き，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 a　従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 b　予　備　電　力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ) (ﾛ)および(ﾊ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。 (ﾊ) 定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。
２　燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ　平 均 燃 料 価 格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 ~~Ｂ~~＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格	**２　燃 料 費 調 整** (1) 燃料費調整額の算定 イ　平 均 燃 料 価 格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
α ＝~~0.2410~~ β ＝~~1.1282~~ なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	α ＝0.0065 β ＝0.1632 γ ＝1.1152 なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ　基準燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，81,500円といたします。 ハ　調整上限燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの調整上限燃料価格は，122,300円といたします。
~~ロ~~　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに~~次~~の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ｲ) 定額電灯，従量電灯，~~時間帯別電灯，Ｅｏらいふ，~~臨時電灯，公衆街路灯，業務用電力，低圧電力，高圧電力，臨時電力，農事用電力~~，深夜電力（低圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）~~および自家発補給電力の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。） a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が~~25,100円~~を下回るとき 燃料費調整単価 ＝（~~25,100円~~－平均燃料価格）× (2)の基準単価 / 1,000 b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が~~25,100円~~を上回り，かつ，~~37,700円~~以下のとき 燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－~~25,100円~~）× (2)の基準単価 / 1,000 c　１キロリットル当たりの平均燃料価格が~~37,700円~~を上回るとき 平均燃料価格は，~~37,700円~~といたします。 燃料費調整単価 ＝（~~37,700円~~－~~25,100円~~）× (2)の基準単価 / 1,000 (ﾛ) ~~業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力，業務用ウィークエンド電力，季節別時間帯別電力，時間帯別調整契約および深夜電力（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）~~の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。） a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が~~25,100円~~を下回るとき 燃料費調整単価 ＝（~~25,100円~~－平均燃料価格）× (2)の基準単価 / 1,000 b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が~~25,100円~~を上回るとき 燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－~~25,100円~~）× (2)の基準単価 / 1,000	ニ　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに(ｲ)または(ﾛ)の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ｲ) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，業務用電力，低圧電力，高圧電力，臨時電力，農事用電力および自家発補給電力の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。） a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回るとき 燃料費調整単価 ＝（基準燃料価格－平均燃料価格）× (2)の基準単価 / 1,000 b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り，かつ，調整上限燃料価格以下のとき 燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－基準燃料価格）× (2)の基準単価 / 1,000 c　１キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回るとき 平均燃料価格は，調整上限燃料価格といたします。 燃料費調整単価 ＝（調整上限燃料価格－基準燃料価格）× (2)の基準単価 / 1,000 (ﾛ) (ｲ)以外の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。） a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回るとき 燃料費調整単価 ＝（基準燃料価格－平均燃料価格）× (2)の基準単価 / 1,000 b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回るとき 燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－基準燃料価格）× (2)の基準単価 / 1,000
~~ハ~~　燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)および(ﾊ)の場合を除き，	ホ　燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)および(ﾊ)の場合を除き，

旧（令和４年 12 月１日実施）

次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検

新（令和５年６月１日実施）

次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検

旧（令和４年12月１日実施）

針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

~~ニ~~　燃料費調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，~~ロ~~によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

燃料費調整額は，~~ロ~~によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に~~ロ~~によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	~~1~~円~~22~~銭~~7~~厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	~~2~~円~~45~~銭~~2~~厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	~~4~~円~~90~~銭~~5~~厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	~~7~~円~~35~~銭~~7~~厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	~~12~~円~~26~~銭~~2~~厘
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	~~12~~円~~26~~銭~~2~~厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	~~3~~円~~66~~銭~~2~~厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	~~7~~円~~32~~銭~~5~~厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	~~7~~円~~32~~銭~~5~~厘

(ﾛ) 臨 時 電 灯 Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

新（令和５年６月１日実施）

針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ヘ　燃料費調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

燃料費調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	1円05銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	2円11銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	4円23銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	6円35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	10円59銭5厘
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	3円16銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	6円32銭9厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘

(ﾛ) 臨 時 電 灯 Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	~~9~~銭~~9~~厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	~~19~~銭~~8~~厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	~~19~~銭~~8~~厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	~~1~~円~~97~~銭~~7~~厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	~~1~~円~~97~~銭~~7~~厘

(ﾊ) 臨　時　電　力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	~~2~~円~~07~~銭~~7~~厘

ロ　従量制供給の場合

(ｲ) 従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の10キロワット時まで	~~3~~円~~15~~銭~~7~~厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	~~31~~銭~~6~~厘

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	~~31~~銭~~6~~厘
	高圧で供給を受ける場合	~~30~~銭~~5~~厘

(3) 燃料費調整単価等の~~掲示~~

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)~~ロ~~によって算定された燃料費調整単価を~~当社の事務所に掲示~~いたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17銭1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17銭1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1円70銭7厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1円70銭7厘

(ﾊ) 臨　時　電　力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	1円79銭5厘

ロ　従量制供給の場合

(ｲ) 従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	27銭3厘

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	27銭3厘
	高圧で供給を受ける場合	26銭3厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

３　離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
	原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格＝Ａ×α Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 α＝1.0000 なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ　離島基準燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。 ハ　離島調整上限燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000 円といたします。 ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ｲ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝（離島基準燃料価格－離島平均燃料価格）×$\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ (ﾛ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝（離島平均燃料価格－離島基準燃料価格）×$\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ (ﾊ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合 離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価＝（離島調整上限燃料価格－離島基準燃料価格）×$\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (ｲ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ﾛ)

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

および(ハ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
	(ﾊ) 定額制供給の場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。 へ 離島ユニバーサルサービス調整額 (ｲ) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯Ａ 離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。 b 臨時電灯Ａおよび臨時電力 離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。 (ﾛ) 従量制供給の場合 離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。 ただし，従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。 なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 (2) 離島基準単価 離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。 イ 定額制供給の場合 (ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ 離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

電灯	10ワットまでの１灯につき	10銭2厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	20銭6厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	41銭0厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	61銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1円02銭6厘
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1円02銭6厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	30銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	61銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	61銭3厘

(ﾛ) 臨時電灯Ａ

離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	16銭5厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	16銭5厘

(ﾊ) 臨　時　電　力

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	17銭3厘

ロ　従量制供給の場合

<table>
<tr><th>旧（令和４年 12 月１日実施）</th><th>新（令和５年６月１日実施）</th></tr>
<tr><td></td><td>(ｲ) 従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ
離島基準単価は，次のとおりといたします。
<table><tr><td>最 低 料 金</td><td>１契約につき最初の10キロワット時まで</td><td>26銭4厘</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる１キロワット時につき</td><td>2銭6厘</td></tr></table>
(ﾛ) (ｲ)以外の場合
離島基準単価は，次のとおりといたします。
<table><tr><td>１キロワット時につき</td><td>2銭6厘</td></tr></table>
(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ
当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</td></tr>
<tr><td>~~３　契約負荷設備の総容量の算定~~
~~(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。~~
~~イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合~~
~~差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。~~
~~ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合~~
~~電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。~~
~~(ｲ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院~~
~~１差込口につき　　50ワット~~
~~(ﾛ) (ｲ)以外の場合~~
~~１差込口につき　　100ワット~~
~~(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の１回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。~~</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td>~~４　負荷設備の入力換算容量~~
~~(1) 照明用電気機器~~
~~照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。~~
~~イ　け　い　光　灯~~</td><td>（削除）</td></tr>
</table>

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入　力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200パーセント	

ロ　ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入　力（ワット）
999以下	40	40
1,149 〃	60	60
1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

ニ　水　銀　灯

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

出　　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230
250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

(2) 誘 導 電 動 機

イ　単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力［キロワット］）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ワット）	換　　算　　容　　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	―	160	出力（ワット）×133.0パーセント
45 〃	―	180	
65 〃	―	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ　３相誘導電動機

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

~~契約負荷設備~~	~~換算容量（入力［キロワット］）~~
~~低圧誘導電動機~~	~~出力（馬力）　×　93.3パーセント~~
	~~出力（キロワット）　×　125.0パーセント~~
~~高圧誘導電動機~~	~~出力（馬力）　×　87.8パーセント~~
	~~出力（キロワット）　×　117.6パーセント~~

~~(3) レントゲン装置~~

~~レントゲン装置の換算容量は，次によります。~~

~~なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。~~

~~装置種別~~ ~~(携帯型および移動型を含みます。)~~	~~最高定格管電圧~~ ~~(キロボルトピーク)~~	~~管電流~~ ~~(短時間定格電流)~~ ~~(ミリアンペア)~~	~~換算容量~~ ~~(入力)~~ ~~(キロボルトアンペア)~~
~~治療用装置~~			~~定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。~~
~~診察用装置~~	~~95キロボルトピーク以下~~	~~20 ミリアンペア以下~~	~~1~~
		~~20 ミリアンペア超過　30 ミリアンペア以下~~	~~1.5~~
		~~30　〃　50　〃~~	~~2~~
		~~50　〃　100　〃~~	~~3~~
		~~100　〃　200　〃~~	~~4~~
		~~200　〃　300　〃~~	~~5~~
		~~300　〃　500　〃~~	~~7.5~~
		~~500　〃　1,000　〃~~	~~10~~
	~~95キロボルトピーク超過~~ ~~100キロボルトピーク以下~~	~~200 ミリアンペア以下~~	~~5~~
		~~200 ミリアンペア超過　300 ミリアンペア以下~~	~~6~~
		~~300　〃　500　〃~~	~~8~~
		~~500　〃　1,000　〃~~	~~13.5~~
	~~100キロボルトピーク超過~~ ~~125キロボルトピーク以下~~	~~500 ミリアンペア以下~~	~~9.5~~
		~~500 ミリアンペア超過　1,000 ミリアンペア以下~~	~~16~~
	~~125キロボルトピーク超過~~ ~~150キロボルトピーク以下~~	~~500 ミリアンペア以下~~	~~11~~
		~~500 ミリアンペア超過　1,000 ミリアンペア以下~~	~~19.5~~
~~蓄電器放電式診察用装置~~		~~ミリアンペア~~ ~~0.75 マイクロファラッド以下~~	~~1~~
		~~0.75 マイクロファラッド超過1.5 マイクロファラッド以下~~	~~2~~
		~~1.5　〃　3　〃~~	~~3~~

~~(4) 電 気 溶 接 機~~

~~電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。~~

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合~~ ~~入力（キロワット）＝ 最大定格１次入力（キロボルトアンペア）~~ ~~× 70 パーセント~~ ~~ロ　イ以外の場合~~ ~~入力（キロワット）＝ 実測した１次入力（キロボルトアンペア）~~ ~~× 70 パーセント~~ ~~(5) そ　の　他~~ ~~イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。~~ ~~ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。~~ ~~ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。~~	
~~5~~　**契約受電設備容量の算定** 単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は，次の算式によって算定された値といたします。 (1)　ΔまたはＹ結線の場合 群容量＝ 単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× ３ (2)　Ｖ結線（同容量変圧器）の場合 群容量＝ 単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× ２ × 0.866 (3)　変則Ｖ結線（異容量変圧器）の場合 群容量＝ 電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）－ 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）＋ 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）× ２ × 0.866	4　**契約受電設備容量の算定** 単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は，次の算式によって算定された値といたします。 (1)　ΔまたはＹ結線の場合 群容量＝ 単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× ３ (2)　Ｖ結線（同容量変圧器）の場合 群容量＝ 単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× ２ × 0.866 (3)　変則Ｖ結線（異容量変圧器）の場合 群容量＝ 電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）－ 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）＋ 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）× ２ × 0.866
~~6　平均力率の算定~~ ~~(1) 平均力率は，無効電力量を有効電力量で除してえた値（端数は，小数点以下第５位で四捨五入いたします。）に応じて，次のとおりといたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。~~	（削除）

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

~~無効電力量／有効電力量の値~~		~~平均力率（ﾊﾟｰｾﾝﾄ）~~	~~無効電力量／有効電力量の値~~		~~平均力率（ﾊﾟｰｾﾝﾄ）~~
~~0.0000 から~~	~~0.1004 まで~~	~~100~~	~~1.7555 から~~	~~1.8031 まで~~	~~49~~
~~0.1005~~	~~0.1752~~	~~99~~	~~1.8032~~	~~1.8526~~	~~48~~
~~0.1753~~	~~0.2279~~	~~98~~	~~1.8527~~	~~1.9039~~	~~47~~
~~0.2280~~	~~0.2718~~	~~97~~	~~1.9040~~	~~1.9571~~	~~46~~
~~0.2719~~	~~0.3106~~	~~96~~	~~1.9572~~	~~2.0124~~	~~45~~
~~0.3107~~	~~0.3461~~	~~95~~	~~2.0125~~	~~2.0700~~	~~44~~
~~0.3462~~	~~0.3793~~	~~94~~	~~2.0701~~	~~2.1299~~	~~43~~
~~0.3794~~	~~0.4108~~	~~93~~	~~2.1300~~	~~2.1923~~	~~42~~
~~0.4109~~	~~0.4409~~	~~92~~	~~2.1924~~	~~2.2576~~	~~41~~
~~0.4410~~	~~0.4701~~	~~91~~	~~2.2577~~	~~2.3258~~	~~40~~
~~0.4702~~	~~0.4984~~	~~90~~	~~2.3259~~	~~2.3972~~	~~39~~
~~0.4985~~	~~0.5261~~	~~89~~	~~2.3973~~	~~2.4721~~	~~38~~
~~0.5262~~	~~0.5533~~	~~88~~	~~2.4722~~	~~2.5507~~	~~37~~
~~0.5534~~	~~0.5801~~	~~87~~	~~2.5508~~	~~2.6334~~	~~36~~
~~0.5802~~	~~0.6066~~	~~86~~	~~2.6335~~	~~2.7206~~	~~35~~
~~0.6067~~	~~0.6329~~	~~85~~	~~2.7207~~	~~2.8126~~	~~34~~
~~0.6330~~	~~0.6590~~	~~84~~	~~2.8127~~	~~2.9099~~	~~33~~
~~0.6591~~	~~0.6850~~	~~83~~	~~2.9100~~	~~3.0130~~	~~32~~
~~0.6851~~	~~0.7110~~	~~82~~	~~3.0131~~	~~3.1225~~	~~31~~
~~0.7111~~	~~0.7370~~	~~81~~	~~3.1226~~	~~3.2390~~	~~30~~
~~0.7371~~	~~0.7630~~	~~80~~	~~3.2391~~	~~3.3633~~	~~29~~
~~0.7631~~	~~0.7892~~	~~79~~	~~3.3634~~	~~3.4962~~	~~28~~
~~0.7893~~	~~0.8154~~	~~78~~	~~3.4963~~	~~3.6389~~	~~27~~
~~0.8155~~	~~0.8419~~	~~77~~	~~3.6390~~	~~3.7919~~	~~26~~
~~0.8420~~	~~0.8685~~	~~76~~	~~3.7920~~	~~3.9572~~	~~25~~
~~0.8686~~	~~0.8954~~	~~75~~	~~3.9573~~	~~4.1362~~	~~24~~
~~0.8955~~	~~0.9225~~	~~74~~	~~4.1363~~	~~4.3305~~	~~23~~
~~0.9226~~	~~0.9500~~	~~73~~	~~4.3306~~	~~4.5424~~	~~22~~
~~0.9501~~	~~0.9778~~	~~72~~	~~4.5425~~	~~4.7744~~	~~21~~
~~0.9779~~	~~1.0060~~	~~71~~	~~4.7745~~	~~5.0298~~	~~20~~
~~1.0061~~	~~1.0345~~	~~70~~	~~5.0299~~	~~5.3121~~	~~19~~
~~1.0346~~	~~1.0636~~	~~69~~	~~5.3122~~	~~5.6261~~	~~18~~
~~1.0637~~	~~1.0931~~	~~68~~	~~5.6262~~	~~5.9775~~	~~17~~
~~1.0932~~	~~1.1231~~	~~67~~	~~5.9776~~	~~6.3736~~	~~16~~
~~1.1232~~	~~1.1536~~	~~66~~	~~6.3737~~	~~6.8237~~	~~15~~
~~1.1537~~	~~1.1848~~	~~65~~	~~6.8238~~	~~7.3396~~	~~14~~
~~1.1849~~	~~1.2166~~	~~64~~	~~7.3397~~	~~7.9373~~	~~13~~
~~1.2167~~	~~1.2490~~	~~63~~	~~7.9374~~	~~8.6380~~	~~12~~
~~1.2491~~	~~1.2822~~	~~62~~	~~8.6381~~	~~9.4712~~	~~11~~
~~1.2823~~	~~1.3161~~	~~61~~	~~9.4713~~	~~10.4787~~	~~10~~
~~1.3162~~	~~1.3508~~	~~60~~	~~10.4788~~	~~11.7221~~	~~9~~
~~1.3509~~	~~1.3864~~	~~59~~	~~11.7222~~	~~13.2958~~	~~8~~
~~1.3865~~	~~1.4229~~	~~58~~	~~13.2959~~	~~15.3521~~	~~7~~
~~1.4230~~	~~1.4603~~	~~57~~	~~15.3522~~	~~18.1543~~	~~6~~
~~1.4604~~	~~1.4988~~	~~56~~	~~18.1544~~	~~22.1997~~	~~5~~
~~1.4989~~	~~1.5384~~	~~55~~	~~22.1998~~	~~28.5539~~	~~4~~
~~1.5385~~	~~1.5792~~	~~54~~	~~28.5540~~	~~39.9875~~	~~3~~
~~1.5793~~	~~1.6211~~	~~53~~	~~39.9876~~	~~66.6667~~	~~2~~
~~1.6212~~	~~1.6644~~	~~52~~	~~66.6668~~	~~199.9975~~	~~1~~
~~1.6645~~	~~1.7091~~	~~51~~	~~199.9976~~	~~∞~~	
~~1.7092~~	~~1.7554~~	~~50~~			

~~なお，平均力率は，次の算式によって算定された値によるものといたします。~~

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2+(\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

~~(2) 有効電力量および無効電力量の計量については，37（使用電力量等の計量）(1)，(3)，(4)，(6)イおよび(7)に準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，37（使用電力量等の計量）(4)の規定にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものと~~

旧（令和４年 12 月１日実施）

~~いたします。~~

~~7~~ **加重平均力率の算定**

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\text{100パーセント} \times \left\{\text{電熱器総容量}\right\} + \text{90パーセント} \times \left\{\text{力率90パーセントの機器総容量}\right\} + \text{80パーセント} \times \left\{\text{力率80パーセントの機器総容量}\right\}}{\text{機器総容量}}$$

~~8 進相用コンデンサ取付容量基準~~

~~進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。~~

~~(1) 照明用電気機器~~

~~イ けい光灯~~

~~進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。~~

~~電圧（ボルト）~~	~~管灯の定格消費電力（ワット）~~	~~コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）~~
~~100~~	~~10~~	~~3.5~~
	~~15~~	~~4.5~~
	~~20~~	~~5.5~~
	~~30~~	~~9~~
	~~40~~	~~14~~
	~~60~~	~~17~~
	~~80~~	~~25~~
	~~100~~	~~30~~
~~200~~	~~40~~	~~3.5~~
	~~60~~	~~4.5~~
	~~80~~	~~5.5~~
	~~100~~	~~7~~

~~ロ ネオン管灯~~

~~変圧器2次電圧（ボルト）~~	~~変圧器容量（ボルトアンペア）~~	~~コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）~~
~~3,000~~	~~80~~	~~20~~
~~6,000~~	~~100~~	~~30~~
~~9,000~~	~~200~~	~~50~~
~~12,000~~	~~300~~	~~50~~
~~15,000~~	~~350~~	~~75~~

~~ハ 水銀灯~~

新（令和５年６月１日実施）

5 **加重平均力率の算定**

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\text{100パーセント} \times \left\{\text{電熱器総容量}\right\} + \text{90パーセント} \times \left\{\text{力率90パーセントの機器総容量}\right\} + \text{80パーセント} \times \left\{\text{力率80パーセントの機器総容量}\right\}}{\text{機器総容量}}$$

（削除）

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100 〃	50	9
250 〃	75	15
300 〃	100	20
400 〃	150	30
700 〃	250	50
1,000 〃	300	75

(2) 誘 導 電 動 機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力（キロワット）	馬　力	1/8	1/4	1/2	1
	キ　ロ ワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40

(ロ) ３相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって２以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

(4) そ　の　他

(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じてお客

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~さまと当社との協議によって定めます。~~	

~~9~~　契約電力等の算定方法

(1)　高圧で電気の供給を受ける農事用電力のお客さまで，契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は，契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表４〔負荷設備の入力換算容量〕~~によって換算するものといたします。），または契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表~~5~~〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表４〔負荷設備の入力換算容量〕~~によって換算するものといたします。）の合計のうち，いずれか小さい方に次のイまたはロによってえた値といたします。

イ　契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，~~別表４〔負荷設備の入力換算容量〕~~によって換算するものといたします。）の合計に次の係数を乗じてえた値といたします。

なお，電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，契約負荷設備の入力を~~別表３（契約負荷設備の総容量の算定）(1)~~に準じて算定いたします。また，動力について電気機器の試験用に電気を使用される等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は(2)に準じて算定し，次の係数は乗じないものといたします。

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

ロ　契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表~~5~~〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表４〔負荷設備の入力換算容量〕~~によって換算するものといたします。）との合計（この場合，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし，次の変圧器は，契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

(ｲ)　２次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

(ﾛ)　２次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

(ﾊ)　電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の２次側に接続されている変圧器（(ﾛ)に該当する変圧器の２次側に接続されている変圧器を除きます。）

(ﾆ)　予備設備であることが明らかな変圧器

6　契約電力等の算定方法

(1)　高圧で電気の供給を受ける農事用電力のお客さまで，契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は，契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。），または契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表４〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）の合計のうち，いずれか小さい方に次のイまたはロによってえた値といたします。

イ　契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）の合計に次の係数を乗じてえた値といたします。

なお，電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，契約負荷設備の入力を契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）に準じて算定いたします。また，動力について電気機器の試験用に電気を使用される等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は(2)に準じて算定し，次の係数は乗じないものといたします。

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

ロ　契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表４〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）との合計（この場合，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし，次の変圧器は，契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

(ｲ)　２次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

(ﾛ)　２次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

(ﾊ)　電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の２次側に接続されている変圧器（(ﾛ)に該当する変圧器の２次側に接続されている変圧器を除きます。）

(ﾆ)　予備設備であることが明らかな変圧器

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(2) 25（低圧電力）(4)ロの場合の契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。 イ　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× $\frac{1}{1,000}$ なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。 ロ　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）×1.732× $\frac{1}{1,000}$	(2) 25（低圧電力）(4)ロの場合の契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。 イ　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× $\frac{1}{1,000}$ なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。 ロ　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）×1.732× $\frac{1}{1,000}$
~~10　使用電力量等の協定~~ ~~使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は，次によります。~~ ~~(1) 使用電力量の協定~~ ~~原則として次のいずれかの値といたします。~~ ~~イ　過去の使用電力量による場合~~ ~~次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。~~ ~~(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合~~ ~~$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times$ 協定の対象となる期間の日数~~ ~~(ロ) 前３月間の使用電力量による場合~~ ~~$\frac{\text{前３月間の使用電力量}}{\text{前３月間の実日数}} \times$ 協定の対象となる期間の日数~~ ~~ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合~~ ~~使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。~~ ~~ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。~~ ~~$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times$ 協定の対象となる期間の日数~~ ~~ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合~~ ~~参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。~~ ~~なお，この場合の計量器の取付けは，69（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。~~ ~~ホ　公差をこえる誤差により修正する場合~~ ~~$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋（±誤差率）}}$~~ ~~なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。~~ ~~(イ) お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月~~ ~~(ロ) 当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月~~ ~~(2) 最大需要電力の協定~~	（削除）

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~(1)に準ずるものといたします。~~	
~~11~~　日割計算の基本算式 (1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 １月の該当料金 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし，3~~8~~（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は， $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。 ロ　料金適用上の電力量区分等を日割りする場合 (ｲ) 従　量　電　灯 最低料金適用電力量＝ 10キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 第１段階料金適用電力量＝ 110キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第１段階料金適用電力量とは，10キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第２段階料金適用電力量＝ 180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾛ) 臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ 最低料金適用電力量＝ 10キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 (ﾊ) 時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合 第１段階料金適用電力量＝ 90キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第１段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，最初の90キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第２段階料金適用電力量＝ 140キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第２段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，90キロワット時をこえ230キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾆ) ５時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割りする場合 １月の該当割引額 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ (ﾎ) (ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量およ	**7　日割計算の基本算式** (1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 １月の該当料金 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし，36（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は， $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。 ロ　料金適用上の電力量区分等を日割りする場合 (ｲ) 従　量　電　灯 最低料金適用電力量＝ 10キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 第１段階料金適用電力量＝ 110キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第１段階料金適用電力量とは，10キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第２段階料金適用電力量＝ 180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾛ) 臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ 最低料金適用電力量＝ 10キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 (ﾊ) 時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合 第１段階料金適用電力量＝ 90キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第１段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，最初の90キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第２段階料金適用電力量＝ 140キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第２段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，90キロワット時をこえ230キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾆ) ５時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割りする場合 １月の該当割引額 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ (ﾎ) (ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量およ

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
び第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ﾍ) 3~~8~~（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。 ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (ｲ) 3~~8~~（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 3~~8~~（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，業務用電力，低圧電力，高圧電力および臨時電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数（停止期間中の日数を除きます。）に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (ｲ) 3~~8~~（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 3~~8~~（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 3~~6~~（料金の算定期間）(2)の場合は，(1)イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，計量日といたします。 (4)　定額制供給の場合または3~~7~~（使用電力量等の計量）(~~8~~)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (5)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対	び第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ﾍ) 36（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。 ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (ｲ) 36（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 36（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，業務用電力，低圧電力，高圧電力および臨時電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数（停止期間中の日数を除きます。）に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (ｲ) 36（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 36（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 34（料金の算定期間）(2)の場合は，(1)イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，計量日といたします。 (4)　定額制供給の場合または35（使用電力量等の計量）(11)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (5)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (6) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。 (7) 供給停止期間中の５時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額については，「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。 なお，この場合，５時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，まったく電気を使用しない場合のものといたします。	応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (6) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。 (7) 供給停止期間中の５時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額については，「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。 なお，この場合，５時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，まったく電気を使用しない場合のものといたします。
~~12~~　**夜間蓄熱式機器** (1) 夜間蓄熱式機器とは，主として毎日午後 11 時から翌日の午前７時までの時間~~（深夜電力Ｂにおいては毎日午前１時から午前６時までの時間といたします。）~~に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。 (2) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。 イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合 ロ　3~~7~~（使用電力量等の計量）(6)イの場合で，当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合 (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 (4) 当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。	8　**夜間蓄熱式機器** (1) 夜間蓄熱式機器とは，主として毎日午後 11 時から翌日の午前７時までの時間に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。 (2) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。 イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合 ロ　35（使用電力量等の計量）(6)イまたはロの場合で，当社または当該配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合 (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 (4) 当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
~~13~~　**オフピーク蓄熱式電気温水器** (1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは，ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し，お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって，夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。 (2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 (3) 当社は，オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。	9　**オフピーク蓄熱式電気温水器** (1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは，ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し，お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって，夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。 (2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 (3) 当社は，オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
14　**通電制御型夜間蓄熱式機器** (1) 時間帯別電灯またはＥｅらいふにおける通電制御型夜間蓄熱式機器とは，次のイまたはロに該当する夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。 イ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。 (ｲ) 給水温度を検知できること。 (ﾛ) (ｲ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸き上げるための熱量を算出できること。 (ﾊ) (ﾛ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。 (ﾆ) 主として毎日午後 11 時から翌日の午前７時までの時間に通電する機能を有し，毎日午前７時（3~~7~~〔使用電力量等の計量〕(6)イの場合は通電時間といたします。）から(ﾊ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。	10　**通電制御型夜間蓄熱式機器** (1) 時間帯別電灯またはＥｅらいふにおける通電制御型夜間蓄熱式機器とは，次のイまたはロに該当する夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。 イ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。 (ｲ) 給水温度を検知できること。 (ﾛ) (ｲ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸き上げるための熱量を算出できること。 (ﾊ) (ﾛ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。 (ﾆ) 主として毎日午後 11 時から翌日の午前７時までの時間に通電する機能を有し，毎日午前７時（35〔使用電力量等の計量〕(6)イの場合は通電時間といたします。）から(ﾊ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

<table>
<tr><th>旧（令和４年 12 月１日実施）</th><th>新（令和５年６月１日実施）</th></tr>
<tr><td>ロ　イに準ずる場合で，当社が認めたもの。
~~(2) 深夜電力における通電制御型夜間蓄熱式機器とは，次のイまたはロに該当する夜間蓄熱式機器をいいます。~~
~~イ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。~~
~~(ｲ) 給水温度を検知できること。~~
~~(ﾛ) (ｲ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸き上げるための熱量を算出できること。~~
~~(ﾊ) (ﾛ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。~~
~~(ﾆ) 契約使用時間終了時刻から(ﾊ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。~~
~~ロ　イに準ずる場合で，当社が認めたもの。~~
(3) 当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</td><td>ロ　イに準ずる場合で，当社が認めたもの。
(2) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。
(3) 当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</td></tr>
<tr><td>~~15　標準設計基準~~
~~(1) 適　　用~~
~~イ　この基準は，Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。~~
~~ロ　この基準に明記していない場合は，電気設備に関する技術基準その他関係法令，当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。~~
~~ハ　地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は，技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。~~
~~(2) 高圧または低圧電線路~~
~~イ　通　　則~~
~~(ｲ) 電圧降下の許容限度~~
~~高圧または低圧電線路における電圧降下の許容限度は，次の値を標準といたします。この場合，電線路は需給地点から当該の需要に供給する変電所の引出口に設置するしゃ断器または供給用変圧器の負荷側接続点までといたします。~~
~~なお，既設電線路を利用する場合，または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は，他のお客さまの電圧降下等を考慮して施設いたします。~~
<table><tr><td></td><td colspan="2">~~高　　圧~~</td><td colspan="2">~~低　　圧~~</td></tr><tr><td>~~公称電圧（ボルト）~~</td><td>~~3,300~~</td><td>~~6,600~~</td><td>~~100~~</td><td>~~200~~</td></tr><tr><td>~~電圧降下（ボルト）~~</td><td>~~300~~</td><td>~~600~~</td><td>~~6~~</td><td>~~20~~</td></tr></table>
~~(ﾛ) 経　過　地~~
~~高圧または低圧電線路の経過地は，地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。~~
~~(ﾊ) 電線路の種類~~
~~高圧または低圧電線路は，架空電線路を標準といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上認められない場合，または技術上，経済上不適当と認められる場合は他の方法によります。~~</td><td>（削除）</td></tr>
</table>

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

~~ロ　架空電線路~~

~~(ｲ) 電線路の施設~~

~~a　高圧または低圧架空電線路は，単独の電線路を新たに施設する場合，他の架空電線路と併架する場合，電線の張替えによる場合および負荷分割をする場合等線路の保守，保安上支障をきたさない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。~~

~~b　高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として１回線といたします。~~

~~(ﾛ) 支持物の種類~~

~~a　高圧または低圧架空電線路の支持物は，原則として工場打鉄筋コンクリート柱を標準といたします。~~

~~b　工場打鉄筋コンクリート柱を使用することが地形または技術上，経済上不適当と認められる場合は，他の支持物を使用いたします。~~

~~(ﾊ) 標準径間~~

~~標準径間は，次の値を標準といたします。~~

~~施設地域~~	~~標準径間（メートル）~~
~~市街地~~	~~40~~
~~その他~~	~~50~~

~~(ﾆ) 支持物の長さ~~

~~支持物の長さは，次の値を標準といたします。ただし，施設場所の状況により，根入れ，他の工作物との離隔，装柱，弛度等の関係から必要な場合は，この標準以外のものといたします。~~

~~施設地域~~ ~~装柱~~	~~市街地（メートル）~~	~~その他（メートル）~~
~~高圧~~	~~11~~	~~9~~
~~高低圧併架~~	~~12~~	~~10~~
~~低圧~~	~~9~~	~~9~~

~~(ﾎ) がいし~~

~~がいしは，次のものを標準といたします。~~

旧（令和４年12月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

使用箇所 電圧	引通箇所	引留箇所
高圧	高圧ピンがいし 高圧中実がいし	高圧耐張がいし
低圧	低圧ピンがいし	低圧引留がいし
低圧引込	低圧引留がいし，多溝がいし，ＤＶがいし	

(ヘ) 電線の種類および太さ

a　高圧または低圧架空電線には，硬銅線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合は，他の適当な材質のものを使用いたします。

b　高圧または低圧架空電線および高圧または低圧架空引込線には，絶縁電線を使用いたします。

c　電線の太さは許容電流，電圧降下，機械的強度および法令上の制限を考慮して，次の中から選定いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合は，他の適当な電線を使用することがあります。

（単位：アンペア）

太さ 種別		単線（ミリメートル）		より線（平方ミリメートル）							
		2.6	3.2	5.5	14	22	38	60	80	100	150
屋外用ビニール絶縁電線（OW電線）						112	153	206			
600Vビニール絶縁電線（ＩＶ電線）					88	115	162	217			
引込用ビニール絶縁電線（ＤＶ電線）	2心	38	50								
	3心	34	44		62						
高圧絶縁電線	ＯＣＷ電線					150	210	280	335	390	505
	ＰＤＣ電線			58							

(ト) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，次の中から，需要の実情を考慮して当社が通常使用しているもののうち，技術上，経済上適正なものを選定いたします。

なお，３相で供給する場合は，単相変圧器２台によるＶ結線を標準といたしますが，単相変

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
圧器３台をΔ結線で使用することもあります。	

容　　量（キロボルトアンペア）						
5	10	20	30	50	75	100

(チ) 開閉器の種類および容量

a　高圧架空電線路の操作または保守上必要な箇所には，開閉器を施設いたします。この場合，開閉器の種類は，原則として気中開閉器といたします。

b　開閉器の容量は，次の中から技術上，経済上適当なものを施設いたします。

容　　量（アンペア）		
200	400	600

(リ) 装　　柱

高圧または低圧架空電線路の標準装柱は，水平配列または垂直配列のうちいずれか技術上，経済上適当なものといたします。ただし，付近の樹木や建物等の状況によっては，他の装柱とすることがあります。

(ヌ) 付属材料の種類

a　高圧または低圧架空電線路のアームは軽量腕金といたします。

b　支柱，支線柱は支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。

c　変圧器の１次側に使用する開閉器には，高圧カットアウトを使用いたします。

(ル) 耐 塩 害 施 設

架空電線路の機器および材料は，耐塩構造のものを使用いたします。

(ヲ) 耐　雷　施　設

架空電線路には，避雷器，架空地線等を施設いたします。

ハ　地 中 電 線 路

(イ) 施　設　方　法

高圧または低圧地中電線路の施設方法は，管路式を標準といたします。ただし，次の場合は，直接埋設式または暗きょ式とすることがあります。

a　直 接 埋 設 式

重車両が通ることなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b　暗　き　ょ　式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ロ) 地中箱の施設

ケーブル引入れ，引抜き，接続等の工事および点検，その他保守作業を容易に行なうため必要な箇所に地中箱を施設いたします。

(ハ) ケーブルの種類および太さ

地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，次の中から技術上，経済上適当なものを選定いたします。

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

電　圧	種　　類	太　　さ（平方ミリメートル）
低　圧	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	22　38　60　100　150　250　325　－　－
高　圧		22　38　60　100　150　250　325　400　500

(ニ) 高圧機器（地上設置），高圧分岐装置，低圧分岐装置の設置

a　高圧機器（地上設置）は，高圧線を分岐する場合，または高圧を低圧に変圧する場合に施設いたします。

b　高圧分岐装置は，高圧線から π 分岐し，高圧のお客さまに地中引込みを行なう場合に施設いたします。

c　低圧分岐装置は，低圧幹線から低圧のお客さまへの地中引込線を分岐する場合に施設いたします。

(3) 変　電　設　備

イ　通　　則

電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ　結　線　法

結線および主要機器取付数量の標準は，次のとおりといたします。

公称電圧（キロボルト）		結　線　法	機　器　名	数　　量
6.6	単母線	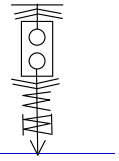	しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	1 台 2 個 1 個 1 式

凡　　例

引出型しゃ断器	変　流　器	零相変流器

ハ　し　ゃ　断　器

(イ) しゃ断器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した事故電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 系統構成は，10年程度先を目標といたします。

ニ　計器用変流器

(イ) 計器用変流器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負

旧（令和４年 12 月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~荷時の電流およびその系統の事故電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。~~ ~~(ﾛ) 系統構成は，10年程度先を目標といたします。~~ ~~ホ　配　　電　　盤~~ ~~配電盤には，原則として電流計，電力量計およびしゃ断器操作用開閉器ならびに運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ無効電力量計，電圧計等を取り付けます。~~ ~~なお，無人変電所の場合には，当該設備の遠隔監視制御装置（通信伝送路を含みます。）を取り付けます。~~ ~~ヘ　保　護　装　置~~ ~~電線路には短絡または地絡故障を生じた場合に，自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。~~ ~~なお，原則として各線路には自動再閉路継電器を施設いたします。~~	

以　上

新　旧　比　較　表

離島等供給約款[特別高圧用]

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
離　島　等　供　給　約　款 [特別高圧用] 令和~~４~~年~~９~~月１日実施 沖縄電力株式会社	離　島　等　供　給　約　款 [特別高圧用] 令和５年６月１日実施 沖縄電力株式会社

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
離 島 等 供 給 約 款 ［特別高圧用］	離 島 等 供 給 約 款 ［特別高圧用］
目　　　次	目　　　次
Ⅰ　総　　　　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	**Ⅰ　総　　　　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1**
1　適　　　用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1　適　　　用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　離島等供給約款の届出および変更・・・・・・・・・・・・・・・・・1	2　離島等供給約款の届出および変更・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3　定　　　義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3　定　　　義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4　単位および端数処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	4　単位および端数処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5　そ　の　他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	5　そ　の　他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
Ⅱ　契 約 の 申 込 み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	**Ⅱ　契 約 の 申 込 み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5**
6　需給契約の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	6　需給契約の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
7　需給契約の成立および契約期間・・・・・・・・・・・・・・・・~~5~~	7　需給契約の成立および契約期間・・・・・・・・・・・・・・・・6
8　需 要 場 所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	8　需 要 場 所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
9　需給契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~7~~	9　需給契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
10　供 給 の 開 始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~8~~	10　供 給 の 開 始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
11　供 給 の 単 位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~8~~	11　供 給 の 単 位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
12　承 諾 の 限 界・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~8~~	12　承 諾 の 限 界・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
13　需給契約書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~9~~	13　需給契約書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
Ⅲ　契約種別および料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~10~~	**Ⅲ　契約種別および料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8**
14　契　約　種　別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~10~~	14　契　約　種　別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
15　特別高圧電力Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~10~~	15　特別高圧電力Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
16　特別高圧電力Ｂ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1~~3~~	16　特別高圧電力Ｂ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
17　特別高圧臨時電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1~~5~~	17　特別高圧臨時電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
18　特別高圧自家発補給電力・・・・・・・・・・・・・・・・・1~~7~~	18　特別高圧自家発補給電力・・・・・・・・・・・・・・・・・16
19　特別高圧予備電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2~~7~~	19　特別高圧予備電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
20　特別高圧季節別時間帯別電力・・・・・・・・・・・・・・・・・2~~9~~	20　特別高圧季節別時間帯別電力・・・・・・・・・・・・・・・・・28
Ⅳ　料金の算定および支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36	**Ⅳ　料金の算定および支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36**
21　料金の適用開始の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36	21　料金の適用開始の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
22　検　　針　　日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36	22　検　　針　　日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
23　料金の算定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36	23　料金の算定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
24　使用電力量等の計量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37	24　使用電力量等の計量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
25　料 金 の 算 定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38	25　料 金 の 算 定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
26　日　割　計　算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39	26　日　割　計　算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
27　料金の支払義務および支払期日・・・・・・・・・・・・・・・・・39	27　料金の支払義務および支払期日・・・・・・・・・・・・・・・・・39

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
28　料金その他の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40 29　延　滞　利　息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41 30　保　　証　　金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42 **Ⅴ　使用および供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44** 31　適正契約の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44 32　契約超過金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44 33　力率の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44 34　需要場所への立入りによる業務の実施・・・・・・・・・・・・・・・45 35　電気の使用にともなうお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・45 36　供給の停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46 37　供給停止の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48 38　供給停止期間中の料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48 39　違　　約　　金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48 40　供給の中止または使用の制限もしくは中止・・・・・・・・・・・・・48 41　制限または中止の料金割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49 42　損害賠償の免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50 43　設備の賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51 **Ⅵ　契約の変更および終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52** 44　需給契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52 45　名義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52 46　需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52 47　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金の精算・・・53 48　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費の精算・・54 49　解　　約　　等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56 50　需給契約消滅後の債権債務関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・57 **Ⅶ　供給方法および工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58** 51　需給地点および施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58 52　架空引込線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59 53　地中引込線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59 54　連接引込線等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60 55　引込線の接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61 56　計量器等の取付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61 57　専用供給設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61 **Ⅷ　工事費の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63** 58　一般供給設備の工事費負担金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63	28　料金その他の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40 29　延　滞　利　息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41 30　保　　証　　金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42 **Ⅴ　使用および供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43** 31　適正契約の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43 32　契約超過金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43 33　力率の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43 34　需要場所への立入りによる業務の実施・・・・・・・・・・・・・・・44 35　電気の使用にともなうお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・45 36　供給の停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45 37　供給停止の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47 38　供給停止期間中の料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47 39　違　　約　　金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47 40　供給の中止または使用の制限もしくは中止・・・・・・・・・・・・・48 41　制限または中止の料金割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48 42　損害賠償の免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49 43　設備の賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50 **Ⅵ　契約の変更および終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51** 44　需給契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51 45　名義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51 46　需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51 47　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金の精算・・・52 48　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費の精算・・53 49　解　　約　　等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56 50　需給契約消滅後の債権債務関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・56 **Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担・・・・・・・・・・・・・・・・57** 51　供給方法，工事および施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~59　特別供給設備の工事費負担金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64~~ ~~60　供給設備を変更する場合の工事費負担金・・・・・・・・・・・・・・・66~~ ~~61　特別供給設備等の工事費の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66~~ ~~62~~　工事費負担金の申受けおよび精算・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~68~~ ~~63　臨時工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69~~ ~~64　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け・70~~ ~~65~~　工事費等に関する契約書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~70~~ ~~Ⅸ~~　保　　安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~71~~ ~~66~~　保安の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~71~~ ~~67~~　保安等に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~71~~ 附　　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~72~~ 別　　表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・~~74~~	52　工事費負担金等の申受けおよび精算・・・・・・・・・・・・・・・・・・57 53　工事費等に関する契約書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58 Ⅷ　保　　安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59 54　保安の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59 55　保安等に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・59 附　　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61 別　　表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
Ⅰ　総　　則	Ⅰ　総　　則
１　適　　用 (1) 当社が，特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要~~または当社と交渉により合意した料金その他の供給条件により電気の供給を受けている需要~~を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款[特別高圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。 (2) この離島約款は，次の離島に適用いたします。 沖縄県：粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，多良間島，水納島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地），波照間島，与那国島	**１　適　　用** (1) 当社が，特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款[特別高圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。 (2) この離島約款は，次の離島に適用いたします。 沖縄県：粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，多良間島，水納島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地），波照間島，与那国島
２　離島等供給約款の届出および変更 (1) この離島約款は，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款[特別高圧用]によります。	**２　離島等供給約款の届出および変更** (1) この離島約款は，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款[特別高圧用]によります。
３　定　　義 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 特　別　高　圧 標準電圧20,000ボルト~~または60,000ボルト~~をいいます。 (2) 電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小　型　機　器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100	**３　定　　義** 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 特　別　高　圧 標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。 (2) 電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小　型　機　器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯 (6) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (7) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。 (8) 最大需要電力 需要電力の最大値であって，30分最大需要電力計により計量される値をいいます。 (9) 夏　　季 毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。 (10) そ の 他 季 毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。 (11) ピ ー ク 時 間 夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，別表２（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。 (12) 昼 間 時 間 毎日午前９時から午後11時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表２（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。 (13) 夜 間 時 間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。 (14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。 (15) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (16) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日	ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯 (6) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (7) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。 (8) 最大需要電力 需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける30分最大需要電力計により計量される値をいいます。 (9) 夏　　季 毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。 (10) そ の 他 季 毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。 (11) ピ ー ク 時 間 夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，別表２（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。 (12) 昼 間 時 間 毎日午前９時から午後11時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表２（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。 (13) 夜 間 時 間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。 (14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。 (15) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (16) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
までの期間といたします。）をいいます。	場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。
４　単位および端数処理 この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1)　契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2)　使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (3)　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (4)　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	**４　単位および端数処理** この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1)　契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2)　使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (3)　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (4)　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。
５　そ　の　他 この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	**５　そ　の　他** この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
Ⅱ　契約の申込み **６　需給契約の申込み** (1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，負荷設備，受電設備，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 ~~(2)~~　契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するために，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 ~~(3)~~　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備について照会していただき，申込みをしていただきます。 ~~(4)~~　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，特別高圧予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 ~~(5)~~　お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，特別高圧自家発補給電力の申込みをしていただきます。	**Ⅱ　契約の申込み** **６　需給契約の申込み** (1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，負荷設備，受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 (2)　(1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。 ロ　当社が，需給契約の締結に必要な事項のうち，当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項について，当該配電事業者に提供すること。 ハ　当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。 (3)　契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するために，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4)　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備について照会していただき，申込みをしていただきます。 (5)　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，特別高圧予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 (6)　お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，特別高圧自家発補給電力の申込みをしていただきます。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
７　需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，特別高圧臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　特別高圧臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。	**７　需給契約の成立および契約期間** (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，特別高圧臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　特別高圧臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。
８　需　要　場　所 ~~(1) 当社は，１構内をなすものは１構内を，１建物をなすものは１建物を１需要場所といたします。ただし，集合住宅等の１建物内において，共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は，その部分を１需要場所とすることがあります。~~ ~~なお，この場合において，構内とは，さく，へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された区域をいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。また，建物とは，独立した建物をいいます。~~ ~~(2) 隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，１需要場所は，(1)にかかわらず，その隣接する複数の構内とすることがあります。~~ ~~(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１需要場所といたします。~~ ~~(4) (1)に定める１構内，１建物，(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を１需要場所といたします。~~ ~~イ　次の事項について，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。~~ ~~(イ) 非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。~~ ~~(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため，34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~ ~~ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。~~ ~~ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。~~ ~~ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~ ~~ホ　特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。~~	**８　需　要　場　所** 需要場所は，託送約款等に定めるところによります。
９　需給契約の単位	**９　需給契約の単位**

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
当社は，~~次の~~場合を除き，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 ~~(1)　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別とをあわせて契約する場合~~ 特別高圧臨時電力，特別高圧自家発補給電力のうちの１契約種別，特別高圧予備電力 ~~(2)　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。~~ ~~(3)電気鉄道の場合で，負荷が移動するために複数の需給地点から電気の供給を受け，１需給契約を結ぶとき。~~	当社は，１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別とをあわせて契約する場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 特別高圧臨時電力，特別高圧自家発補給電力のうちの１契約種別，特別高圧予備電力
10　供 給 の 開 始 (1)　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2)　~~当社は，~~天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。	**10　供 給 の 開 始** (1)　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2)　天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。
11　供 給 の 単 位 当社は，~~次の場合を除き，~~１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。 ~~(1)　９（需給契約の単位）(3)の場合~~ ~~(2)　18（特別高圧予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合~~ ~~(3)　53（連接引込線等）の共同引込線による引込みで電気を供給する場合~~ ~~(4)　その他技術上，経済上やむをえない場合~~	**11　供 給 の 単 位** 当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。
12　承 諾 の 限 界 当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。	**12　承 諾 の 限 界** 当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。
13　需給契約書の作成 当社は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。	**13　需給契約書の作成** 当社は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。
Ⅲ　契約種別および料金 **14　契　約　種　別** 契約種別は，次のとおりといたします。	**Ⅲ　契約種別および料金** **14　契　約　種　別** 契約種別は，次のとおりといたします。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

旧

契約種別	特別高圧電力A	
	特別高圧電力B	
	特別高圧臨時電力	
	特別高圧自家発補給電力	A
		B
	特別高圧予備電力	
	特別高圧季節別時間帯別電力	A
		B

新

契約種別	特別高圧電力A	
	特別高圧電力B	
	特別高圧臨時電力	
	特別高圧自家発補給電力	A
		B
	特別高圧予備電力	
	特別高圧季節別時間帯別電力	A
		B

15　特別高圧電力Ａ

(1) 適　用　範　囲

特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，特別高圧自家発補給電力Ａの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

なお，供給電圧は，お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Ａとあわせて電気の供給を受ける場合は，特別高圧自家発補給電力Ａの契約電力との合計といたします。）および当社の供給設備の状況等により決定いたします。

(3) 契　約　電　力

イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ　特別高圧自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

~~ハ　当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された

15　特別高圧電力Ａ

(1) 適　用　範　囲

特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，特別高圧自家発補給電力Ａの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

なお，供給電圧は，お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Ａとあわせて電気の供給を受ける場合は，特別高圧自家発補給電力Ａの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。

(3) 契　約　電　力

イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ　特別高圧自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~1,732~~円~~50~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~1,721~~円~~50~~銭

契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,866円70銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,855円70銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~16~~円~~30~~銭	~~14~~円~~89~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~16~~円~~06~~銭	~~14~~円~~67~~銭

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円09銭	30円68銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	31円85銭	30円46銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間における~~ける~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表４（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
16　特別高圧電力Ｂ (1) 適　用　範　囲 特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，特別高圧自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。 なお，供給電圧は，お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Ｂとあわせて電気の供給を受ける場合は，特別高圧自家発補給電力Ｂの契約電力との合計といたします。）および当社の供給設備の状況等により決定いたします。 (3) 契　約　電　力 イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。 ロ　特別高圧自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。 ~~ハ　当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~ (4) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。	**16　特別高圧電力Ｂ** (1) 適　用　範　囲 特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，特別高圧自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。 なお，供給電圧は，お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Ｂとあわせて電気の供給を受ける場合は，特別高圧自家発補給電力Ｂの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。 (3) 契　約　電　力 イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。 ロ　特別高圧自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。 (4) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

旧

契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~1,903~~円~~00~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~1,837~~円~~00~~銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~13~~円~~70~~銭	~~12~~円~~51~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~13~~円~~45~~銭	~~12~~円~~29~~銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間におけ~~る~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表４（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(5) そ　の　他

発電設備等を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

新

契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,037円20銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,971円20銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	29円49銭	28円30銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	29円24銭	28円08銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(5) そ　の　他

発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

17　特別高圧臨時電力

(1) 適　用　範　囲

契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

イ　特別高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が原則として2,000キロワット以上であるもの。

ロ　特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約電力が原則として2,000キロワット以上であるもの。

(2) 契　約　電　力

契約電力は，特別高圧電力Ａまたは特別高圧電力Ｂの場合に準じて定めます。

(3) 料　　金

イ　料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，

旧（令和４年９月１日実施）

ロによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

特別高圧電力Ａまたは特別高圧電力Ｂの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，特別高圧電力Ａまたは特別高圧電力Ｂの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a　(1)イに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~16~~円~~04~~銭	~~14~~円~~76~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~15~~円~~74~~銭	~~14~~円~~50~~銭

b　(1)ロに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~19~~円~~18~~銭	~~17~~円~~61~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~18~~円~~89~~銭	~~17~~円~~34~~銭

ロ　力率割引および割増しは，特別高圧電力Ａまたは特別高圧電力Ｂに準じて適用いたします。

(4) そ　の　他

イ　当社は，供給設備を常置いたしません。

新（令和５年６月１日実施）

ロによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

特別高圧電力Ａまたは特別高圧電力Ｂの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，特別高圧電力Ａまたは特別高圧電力Ｂの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a　(1)イに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	35円39銭	33円96銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	35円09銭	33円70銭

b　(1)ロに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	38円50銭	36円81銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	38円21銭	36円55銭

ロ　力率割引および割増しは，特別高圧電力Ａまたは特別高圧電力Ｂに準じて適用いたします。

(4) そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者は，供給設備を常置いたしません。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，特別高圧臨時電力を適用いたします。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａまたは特別高圧電力Ｂに準ずるものといたします。	ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，特別高圧臨時電力を適用いたします。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａまたは特別高圧電力Ｂに準ずるものといたします。
18　特別高圧自家発補給電力 (1) 特別高圧自家発補給電力Ａ イ　適　用　範　囲 特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。 ロ　契　約　電　力 (ｲ) 契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。 (ﾛ) (ｲ)によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 a　予備発電設備が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値 なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。 b　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100円~~ を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~25,100円~~ を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	**18　特別高圧自家発補給電力** (1) 特別高圧自家発補給電力Ａ イ　適　用　範　囲 特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。 ロ　契　約　電　力 (ｲ) 契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。 (ﾛ) (ｲ)によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 a　予備発電設備が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値 なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。 b　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサ

旧（令和４年９月１日実施）

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，特別高圧電力Ａの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

ａ　定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~17~~円~~74~~銭	~~16~~円~~30~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~17~~円~~47~~銭	~~16~~円~~06~~銭

ｂ　ａ以外の場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~21~~円~~68~~銭	~~19~~円~~88~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~21~~円~~36~~銭	~~19~~円~~59~~銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，特別高圧電力Ａに準ずるものといたします。

ニ　特別高圧自家発補給電力Ａの使用

お客さまが特別高圧自家発補給電力Ａを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ホ　特別高圧電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ａと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ａと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ａを使用されたときは，その１月の30分最大需要電力計の値が特別高圧電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ａの契約電力と特別高圧自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

新（令和５年６月１日実施）

ービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，特別高圧電力Ａの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

ａ　定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	35円30銭	33円75銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	35円03銭	33円50銭

ｂ　ａ以外の場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	44円12銭	42円18銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	43円79銭	41円88銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，特別高圧電力Ａに準ずるものといたします。

ニ　特別高圧自家発補給電力Ａの使用

お客さまが特別高圧自家発補給電力Ａを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ホ　特別高圧電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ａと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ａと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ａを使用されたときは，その１月の30分最大需要電力計の値が特別高圧電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ａの契約電力と特別高圧自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(ｲ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Ａの超過であることが明らかな場合は，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。	(ｲ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Ａの超過であることが明らかな場合は，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。
(ﾛ) 超過の原因が明らかでない場合は，特別高圧電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ａと特別高圧自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 超過の原因が明らかでない場合は，特別高圧電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ａと特別高圧自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。
ヘ　特別高圧電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ａと同一計量される場合の使用電力量	ヘ　特別高圧電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ａと同一計量される場合の使用電力量
(ｲ) 使用電力量は，特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間中に計量された使用電力量から，次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。	(ｲ) 使用電力量は，特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間中に計量された使用電力量から，次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
a　特別高圧電力Ａのお客さまの場合	a　特別高圧電力Ａのお客さまの場合
基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，特別高圧自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。	基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，特別高圧自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。
(a) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Ａの平均電力	(a) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Ａの平均電力
(b) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前３月間における特別高圧電力Ａの平均電力	(b) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前３月間における特別高圧電力Ａの平均電力
(c) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前３日間における特別高圧電力Ａの平均電力	(c) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前３日間における特別高圧電力Ａの平均電力
b　特別高圧季節別時間帯別電力Ａのお客さまの場合	b　特別高圧季節別時間帯別電力Ａのお客さまの場合
基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，特別高圧自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。	基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，特別高圧自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。
(a) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Ａの各時間帯別の平均電力	(a) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Ａの各時間帯別の平均電力
(b) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前３月間における特別高圧季節別時間帯別電力Ａの各時間帯別の平均電力	(b) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前３月間における特別高圧季節別時間帯別電力Ａの各時間帯別の平均電力
(c) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前３日間における特別高圧季節別時間帯別電力Ａの各時間帯別の平均電力	(c) 特別高圧自家発補給電力Ａの使用の前３日間における特別高圧季節別時間帯別電力Ａの各時間帯別の平均電力
(ﾛ) 特別高圧自家発補給電力Ａの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Ａの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Ａの使用電力量といたします。	(ﾛ) 特別高圧自家発補給電力Ａの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Ａの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Ａの使用電力量といたします。
(ﾊ) 使用電力量の区分	(ﾊ) 使用電力量の区分
特別高圧自家発補給電力Ａの使用電力量は，原則として特別高圧自家発補給電力Ａの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。	特別高圧自家発補給電力Ａの使用電力量は，原則として特別高圧自家発補給電力Ａの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。
ト　そ　の　他	ト　そ　の　他
(ｲ) 定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施時期を定めて，当社へ文書により通知していただきます。	(ｲ) 定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施時期を定めて，当社へ文書により通知していただきます。
なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。	なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。
(ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。	(ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａに準ずるも	(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａに準ずるも

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
のといたします。 (2) 特別高圧自家発補給電力Ｂ イ 適 用 範 囲 特別高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。 ロ 契 約 電 力 契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。 ハ 料 金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (ｲ) 基 本 料 金 基本料金は，特別高圧電力Ｂの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。 (ﾛ) 電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 ａ 定期検査または定期補修による場合	のといたします。 (2) 特別高圧自家発補給電力Ｂ イ 適 用 範 囲 特別高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。 ロ 契 約 電 力 契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。 ハ 料 金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (ｲ) 基 本 料 金 基本料金は，特別高圧電力Ｂの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。 (ﾛ) 電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 ａ 定期検査または定期補修による場合

旧（令和４年９月１日実施）

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~14~~円~~86~~銭	~~13~~円~~70~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~14~~円~~60~~銭	~~13~~円~~45~~銭

b　a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~18~~円~~10~~銭	~~16~~円~~63~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~17~~円~~75~~銭	~~16~~円~~34~~銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，特別高圧電力Ｂに準ずるものといたします。

ニ　特別高圧自家発補給電力Ｂの使用

お客さまが特別高圧自家発補給電力Ｂを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ホ　特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ｂを使用されたときは，その１月の30分最大需要電力計の値が特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの契約電力と特別高圧自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

(ｲ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかな場合は，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

(ﾛ) 超過の原因が明らかでない場合は，特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂと特別高圧自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

ヘ　特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂと同一計量される場合の使用電力量

(ｲ) 使用電力量は，特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間中に計量された使用電力量から，次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

a　特別高圧電力Ｂのお客さまの場合

基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，特別高圧自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。

(a) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Ｂの平均電力

(b) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における特別高圧電力Ｂの平均電力

新（令和５年６月１日実施）

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円44銭	31円13銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	32円16銭	30円89銭

b　a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	40円55銭	38円92銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	40円20銭	38円61銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，特別高圧電力Ｂに準ずるものといたします。

ニ　特別高圧自家発補給電力Ｂの使用

お客さまが特別高圧自家発補給電力Ｂを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ホ　特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ｂを使用されたときは，その１月の30分最大需要電力計の値が特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの契約電力と特別高圧自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

(ｲ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかな場合は，その需需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

(ﾛ) 超過の原因が明らかでない場合は，特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂと特別高圧自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

ヘ　特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂと同一計量される場合の使用電力量

(ｲ) 使用電力量は，特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間中に計量された使用電力量から，次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

a　特別高圧電力Ｂのお客さまの場合

基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，特別高圧自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。

(a) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Ｂの平均電力

(b) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における特別高圧電力Ｂの平均電力

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(c) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における特別高圧電力Ｂの平均電力 b　特別高圧季節別時間帯別電力Ｂのお客さまの場合 基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，特別高圧自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。 (a) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの各時間帯別の平均電力 (b) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの各時間帯別の平均電力 (c) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの各時間帯別の平均電力 (ﾛ) 特別高圧自家発補給電力Ｂの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Ｂの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Ｂの使用電力量といたします。 (ﾊ) 使用電力量の区分 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用電力量は，原則として特別高圧自家発補給電力Ｂの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 ト　そ　の　他 (ｲ) 定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期を確認いたします。 なお，実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。 (ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ｂに準ずるものといたします。	(c) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における特別高圧電力Ｂの平均電力 b　特別高圧季節別時間帯別電力Ｂのお客さまの場合 基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，特別高圧自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。 (a) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの各時間帯別の平均電力 (b) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの各時間帯別の平均電力 (c) 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの各時間帯別の平均電力 (ﾛ) 特別高圧自家発補給電力Ｂの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Ｂの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Ｂの使用電力量といたします。 (ﾊ) 使用電力量の区分 特別高圧自家発補給電力Ｂの使用電力量は，原則として特別高圧自家発補給電力Ｂの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 ト　そ　の　他 (ｲ) 定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期を確認いたします。 なお，実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。 (ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ｂに準ずるものといたします。
19　特別高圧予備電力 (1) 適　用　範　囲 特別高圧電力Ａ，特別高圧電力Ｂ，特別高圧季節別時間帯別電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂのお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ　予　備　線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 ロ　予　備　電　源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合 (2) 契　約　電　力 契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，特別高圧予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または	**19　特別高圧予備電力** (1) 適　用　範　囲 特別高圧電力Ａ，特別高圧電力Ｂ，特別高圧季節別時間帯別電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂのお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ　予　備　線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 ロ　予　備　電　源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合 (2) 契　約　電　力 契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，特別高圧予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 (3) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，契約電力は，基本料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は，３パーセントといたします。 ロ　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，使用電力量は，電力量料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は，３パーセントといたします。 なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。 ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，特別高圧予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。 (4) そ　の　他 イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａ，特別高圧電力Ｂ，特別高圧季節別時間帯別電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂに準ずるものといたします。	予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 (3) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，契約電力は，基本料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は，３パーセントといたします。 ロ　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，使用電力量は，電力量料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は，３パーセントといたします。 なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。 ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，特別高圧予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。 (4) そ　の　他 イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａ，特別高圧電力Ｂ，特別高圧季節別時間帯別電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂに準ずるものといたします。
20　特別高圧季節別時間帯別電力 (1) 特別高圧季節別時間帯別電力Ａ イ　適　用　範　囲 15（特別高圧電力Ａ）(1)に該当する需要で，お客さまがこの契約種別の適用を希望され，かつ，当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし，特別高圧季節別時	**20　特別高圧季節別時間帯別電力** (1) 特別高圧季節別時間帯別電力Ａ イ　適　用　範　囲 15（特別高圧電力Ａ）(1)に該当する需要で，お客さまがこの契約種別の適用を希望され，かつ，当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし，特別高圧季節別時

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
間帯別電力Ａから特別高圧電力Ａに変更された後１年に満たないお客さまについては，特別高圧季節別時間帯別電力Ａを適用いたしません。	間帯別電力Ａから特別高圧電力Ａに変更された後１年に満たないお客さまについては，特別高圧季節別時間帯別電力Ａを適用いたしません。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数	ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。	供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。
なお，供給電圧は，お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Ａとあわせて電気の供給を受ける場合は，特別高圧自家発補給電力Ａの契約電力との合計といたします。）および当社の供給設備の状況等により決定いたします。	なお，供給電圧は，お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Ａとあわせて電気の供給を受ける場合は，特別高圧自家発補給電力Ａの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。
ハ　契　約　電　力	ハ　契　約　電　力
(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。	(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。
なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。	なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。
(ﾛ) 特別高圧自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 特別高圧自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の特別高圧自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ニ　料　　金	ニ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基　本　料　金	(ｲ) 基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~1,732~~円~~50~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~1,721~~円~~50~~銭

契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,866円70銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,855円70銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~22~~円~~02~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~21~~円~~69~~銭

１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	37円81銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	37円48銭

b　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~18~~円~~37~~銭	~~17~~円~~22~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~18~~円~~10~~銭	~~16~~円~~96~~銭

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	34円16銭	33円01銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	33円89銭	32円75銭

c　夜間時間

１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~11~~円~~90~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~11~~円~~69~~銭

１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	27円74銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	27円53銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間にお~~ける~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表４（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ホ　その他

(ｲ) 契約期間満了に先だって，原則として特別高圧電力Ａに需給契約を変更することはできません。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(ﾛ) その他の事項については，特別高圧電力Ａにかかわる規定を準用するものといたします。	(ﾛ) その他の事項については，特別高圧電力Ａにかかわる規定を準用するものといたします。
(2) 特別高圧季節別時間帯別電力Ｂ	(2) 特別高圧季節別時間帯別電力Ｂ
イ 適 用 範 囲	イ 適 用 範 囲
16（特別高圧電力Ｂ）(1)に該当する需要で，お客さまがこの契約種別の適用を希望され，かつ，当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし，特別高圧季節別時間帯別電力Ｂから特別高圧電力Ｂに変更された後１年に満たないお客さまについては，特別高圧季節別時間帯別電力Ｂを適用いたしません。	16（特別高圧電力Ｂ）(1)に該当する需要で，お客さまがこの契約種別の適用を希望され，かつ，当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし，特別高圧季節別時間帯別電力Ｂから特別高圧電力Ｂに変更された後１年に満たないお客さまについては，特別高圧季節別時間帯別電力Ｂを適用いたしません。
ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数	ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。	供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。
なお，供給電圧は，お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Ｂとあわせて電気の供給を受ける場合は，特別高圧自家発補給電力Ｂの契約電力との合計といたします。）および当社の供給設備の状況等により決定いたします。	なお，供給電圧は，お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Ｂとあわせて電気の供給を受ける場合は，特別高圧自家発補給電力Ｂの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。
ハ 契 約 電 力	ハ 契 約 電 力
(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。	(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。
なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。	なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。
(ﾛ) 特別高圧自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 特別高圧自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ニ 料 金	ニ 料 金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基 本 料 金	(ｲ) 基 本 料 金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合

旧（令和４年９月１日実施）

（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~1,903~~円~~00~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~1,837~~円~~00~~銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~16~~円~~91~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~16~~円~~60~~銭

b　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~14~~円~~10~~銭	~~12~~円~~97~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~13~~円~~85~~銭	~~12~~円~~74~~銭

c　夜間時間

１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~11~~円~~90~~銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~11~~円~~69~~銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間におい~~ける~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表４（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ホ　その他

新（令和５年６月１日実施）

（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,037円20銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,971円20銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円70銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	32円39銭

b　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	29円89銭	28円76銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	29円64銭	28円53銭

c　夜間時間

１キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	27円74銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	27円53銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前９時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ホ　その他

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(ｲ) 発電設備等を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 (ﾛ) 契約期間満了に先だって，原則として特別高圧電力Ｂに需給契約を変更することはできません。 (ﾊ) その他の事項については，特別高圧電力Ｂにかかわる規定を準用するものといたします。	(ｲ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 (ﾛ) 契約期間満了に先だって，原則として特別高圧電力Ｂに需給契約を変更することはできません。 (ﾊ) その他の事項については，特別高圧電力Ｂにかかわる規定を準用するものといたします。
Ⅳ　料金の算定および支払い	Ⅳ　料金の算定および支払い
21　料金の適用開始の時期 料金は，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	**21　料金の適用開始の時期** 料金は，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。
22　検　針　日 検針日は，実際に検針を行なった日といたします。 なお，検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が毎月一定の日を基準として定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。	**22　検　針　日** 検針日は，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日といたします。 なお，検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者が毎月一定の日を基準として定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
23　料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，料金の算定期間は，(1)にかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。	**23　料金の算定期間** (1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，料金の算定期間は，(1)にかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。
24　使用電力量等の計量 (1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，(7)および(8)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 (2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は，(7)および(8)の場合を除き，検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における30分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。 (3) 計量器の読みは，次によります。 イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，	**24　使用電力量等の計量** (1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，(7)および(8)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 (2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は，(7)および(8)の場合を除き，検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における30分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。 (3) 計量器の読みは，次によります。 イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。 ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の２分の１の値を単位といたします。 (4)　特別高圧季節別時間帯別電力Ａおよび特別高圧季節別時間帯別電力Ｂについては，使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。 (5)　使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (6)　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (7)　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，(8)の場合を除き，次によります。 イ　料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ロ　料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (8)　計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，~~別表５（使用電力量等の協定）を基準として~~，お客さまと当社との協議によって定めます。	その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。 ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の２分の１の値を単位といたします。 (4)　特別高圧季節別時間帯別電力Ａおよび特別高圧季節別時間帯別電力Ｂについては，使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。 (5)　使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (6)　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (7)　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，(8)の場合を除き，次によります。 イ　料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ロ　料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (8)　計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。
25　料 金 の 算 定 (1)　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ　電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ　契約種別，契約電力，供給電圧等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ　23（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。 ニ　23（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。 (2)　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	**25　料 金 の 算 定** (1)　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ　電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ　契約種別，契約電力，供給電圧等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ　23（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。 ニ　23（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。 (2)　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
26　日　割　計　算 (1)　当社は，25（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，次により料金を算定いたします。 イ　基本料金は，別表~~6~~（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~6~~（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。 ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~6~~（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。 ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 (2)　25（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。 また，25（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。 (3)　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	**26　日　割　計　算** (1)　当社は，25（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，次により料金を算定いたします。 イ　基本料金は，別表５（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表５（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。 ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表５（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。 ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 (2)　25（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。 また，25（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。 (3)　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
27　料金の支払義務および支払期日 (1)　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ　検針日といたします。ただし，24（使用電力量等の計量）(8)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。	**27　料金の支払義務および支払期日** (1)　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ　検針日といたします。ただし，24（使用電力量等の計量）(8)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 (2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。	ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 (2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。
28　料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，(1)ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。 (3) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 特別高圧臨時電力については，当社は，予納金を申し受けることがあります。この場合には，予納金は使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金は，特別の理由がない限り，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金について利息を付しません。	**28　料金その他の支払方法** (1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，(1)ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。 (3) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 特別高圧臨時電力については，当社は，予納金を申し受けることがあります。この場合には，予納金は使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金は，特別の理由がない限り，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金について利息を付しません。
29　延　滞　利　息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。 (2) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (3) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払	**29　延　滞　利　息** (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。 (2) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (3) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
30　保　　証　　金 (1)　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2)　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3)　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。 なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。 (4)　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期~~限~~を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金~~およびその利息~~をお客さまの支払額に充当することがあります。~~この場合，保証金の利息をもって充当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当し，その残額をお返しいたします。~~また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5)　当社は，~~次により，~~保証金に利息を付しま~~す~~。 ~~イ　利息は，年0.2パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。~~ ~~ロ　利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。~~ (6)　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金~~に利息を付して~~お返しいたします。	**30　保　　証　　金** (1)　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2)　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3)　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。 なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。 (4)　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5)　当社は，保証金について利息を付しません。 (6)　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは，その残額をお返しいたします。
Ⅴ　使用および供給 **31　適正契約の保持** 当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。	**Ⅴ　使用および供給** **31　適正契約の保持** 当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
32　契 約 超 過 金 (1)　お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。 (2)　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。 なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたしま	**32　契 約 超 過 金** (1)　お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。 (2)　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。 なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたしま

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
す。）を申し受けます。	す。）を申し受けます。
33　力 率 の 保 持 (1)　需要場所の負荷の力率は，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。 (2)　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。また，お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。 (3)　当社は，~~当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等~~技術上必要がある場合は，進相用コンデンサの開閉を~~お客さまに~~お願いすることがあります。 なお，この場合~~で進相用コンデンサを開閉していただいたとき~~の１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。	**33　力 率 の 保 持** (1)　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。 (2)　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。また，お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。 (3)　当社または当該配電事業者は，技術上必要がある場合には，お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお，この場合の当該需給地点の１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。
34　需要場所への立入りによる業務の実施 当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1)　需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査 (2)　~~67~~（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3)　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，負荷設備，受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4)　計量器の検針または計量値の確認 (5)　36（供給の停止），46（需給契約の廃止）(1)または49（解約等）により必要な処置 (6)　その他この~~供給条件~~によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	**34　需要場所への立入りによる業務の実施** 当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1)　需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 (2)　55（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3)　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，負荷設備，受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4)　計量器の検針または計量値の確認 (5)　36（供給の停止），46（需給契約の廃止）(1)または49（解約等）により必要な処置 (6)　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
35　電気の使用にともなうお客さまの協力 (1)　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただく~~ものとし~~，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設~~して，これにより電気を使用していただきます~~。 イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合	**35　電気の使用にともなうお客さまの協力** (1)　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。 イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
(2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令に定める技術基準，その他の法令等にしたがい，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。 なお，~~当社は，別に定める発電設備系統連系サービス要綱により，当該発電設備について，アンシラリーサービス料を申し受けます。~~	(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令に定める技術基準，その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。 なお，この場合の料金その他の連系条件は，当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。
36 供給の停止 (1) お客さまが~~次のいずれか~~に該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 ~~イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合~~ ~~ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合~~ ~~ハ 55（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合~~ (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合 ハ ~~この離島約款によって支払いを要することとなった~~料金以外の債務~~（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務をいいます。）~~を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ 特別高圧電力Ｂもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの場合，特別高圧臨時電力もしくは特別高圧自家発補給電力Ｂで特別高圧電力Ｂに準ずる場合または特別高圧予備電力で特別高圧電力Ｂもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂに準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。 ニ 3~~3~~（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ホ 3~~4~~（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合 (~~4~~) お客さまがその他この~~供給条件~~に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (~~5~~) (1)から(~~4~~)によって電気の供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。	**36 供給の停止** (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合 ハ 料金以外の債務を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ 特別高圧電力Ｂもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの場合，特別高圧臨時電力もしくは特別高圧自家発補給電力Ｂで特別高圧電力Ｂに準ずる場合または特別高圧予備電力で特別高圧電力Ｂもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂに準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。 ニ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ホ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合 (4) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で，当社がその改善を求めても，31（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (6) (1)から(5)によって電気の供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
37 供給停止の解除 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実	**37 供給停止の解除** 36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに電気の供給を再開いたします。	さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。
38　供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を26（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。	**38　供給停止期間中の料金** 36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を26（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。
39　違　　約　　金 (1)　お客さまが36（供給の停止）(3)ロ~~または~~ハに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2)　(1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。	**39　違　　約　　金** (1)　お客さまが36（供給の停止）(3)ロもしくはハまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2)　(1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。
40　供給の中止または使用の制限もしくは中止 ~~(1)~~　当社は，~~次の場合には~~，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。 ~~イ　発電用燃料の異常需給等により電気の需給上やむをえない場合~~ ~~ロ　当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合~~ ~~ハ　当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合~~ ~~ニ　非常変災の場合~~ ~~ホ　その他保安上必要がある場合~~ ~~(2)　(1)の場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。~~	**40　供給の中止または使用の制限もしくは中止** 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。
41　制限または中止の料金割引 (1)　特別高圧電力Ａ，特別高圧電力Ｂ，特別高圧季節別時間帯別電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂについては，当社~~は~~，40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）~~(1)~~によって，電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合~~には~~，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。 イ　割 引 の 対 象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，25（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割　　引　　率 １月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。 ハ　制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次により修正したうえで合計いたします。 (ｲ)　需要電力を制限した場合	**41　制限または中止の料金割引** (1)　特別高圧電力Ａ，特別高圧電力Ｂ，特別高圧季節別時間帯別電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂについては，当社または当該配電事業者が，40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，当社は，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。 イ　割 引 の 対 象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，25（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割　　引　　率 １月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。 ハ　制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次により修正したうえで合計いたします。 (ｲ)　需要電力を制限した場合

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
$H' = H \times \frac{D-d}{D}$ H′ ＝ 修　正　時　間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。） H ＝ 制　限　時　間 D ＝ 契　約　電　力 d ＝ 制限時間中の需要電力の最大値 (ﾛ) 使用電力量を制限した場合 $H' = H \times \frac{A-B}{A}$ H′ ＝ 修　正　時　間 H ＝ 制　限　時　間 A ＝ 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。） B ＝ 制限時間中の使用電力量 (ﾊ) 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については，(ｲ)による修正時間または(ﾛ)による修正時間のいずれか大きいものによります。 (2) (1)による延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，料金の算定期間の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 特別高圧臨時電力，特別高圧自家発補給電力および特別高圧予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。	$H' = H \times \frac{D-d}{D}$ H′ ＝ 修　正　時　間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。） H ＝ 制　限　時　間 D ＝ 契　約　電　力 d ＝ 制限時間中の需要電力の最大値 (ﾛ) 使用電力量を制限した場合 $H' = H \times \frac{A-B}{A}$ H′ ＝ 修　正　時　間 H ＝ 制　限　時　間 A ＝ 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。） B ＝ 制限時間中の使用電力量 (ﾊ) 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については，(ｲ)による修正時間または(ﾛ)による修正時間のいずれか大きいものによります。 (2) (1)による延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，料金の算定期間の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 特別高圧臨時電力，特別高圧自家発補給電力および特別高圧予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。
42　損害賠償の免責 (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）~~(1)~~によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または49（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	**42　損害賠償の免責** (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または49（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
43　設 備 の 賠 償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 ~~(1)~~ 修理可能の場合 修　理　費 ~~(2)~~ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額	**43　設 備 の 賠 償** (1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ 修理可能の場合 修　理　費 ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
44　需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	**44　需給契約の変更** お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
45　名 義 の 変 更 合併その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。	**45　名 義 の 変 更** 合併その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。
46　需給契約の廃止 (1)　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 当社は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。 (2)　需給契約は，49（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	**46　需給契約の廃止** (1)　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。 (2)　需給契約は，49（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
47　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金の精算 お客さま（特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が，新たに当社との需給契約を開始され，または契約電力を増加された後１年に満たないで，需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1)　需給開始日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合には，需給開始日から需給契約の消滅日の前日までの期間について，さかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合，当初から特別高圧臨時電力として算定した料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 (2)　契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合（(1)の場合を除きます。）には，契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合，当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Ａおよび特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの場合は，各時間帯別の使用電力量といたします。）について，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 (3)　需給開始日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合には，需給開始日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約	**47　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金の精算** お客さま（特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が，新たに当社との需給契約を開始され，または契約電力を増加された後１年に満たないで，需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1)　需給開始日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合には，需給開始日から需給契約の消滅日の前日までの期間について，さかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合，当初から特別高圧臨時電力として算定した料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 (2)　契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合（(1)の場合を除きます。）には，契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合，当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Ａおよび特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの場合は，各時間帯別の使用電力量といたします。）について，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 (3)　需給開始日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合には，需給開始日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
電力を上回る契約電力分につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合，当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Ａおよび特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの場合は，各時間帯別の使用電力量といたします。）について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 (4) 契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合（(3)の場合を除きます。）には，契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合，当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Ａおよび特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの場合は，各時間帯別の使用電力量といたします。）について，減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。	電力を上回る契約電力分につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合，当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Ａおよび特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの場合は，各時間帯別の使用電力量といたします。）について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 (4) 契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合（(3)の場合を除きます。）には，契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合，当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Ａおよび特別高圧季節別時間帯別電力Ｂの場合は，各時間帯別の使用電力量といたします。）について，減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。
48　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費の精算 (1) お客さま（特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が，新たに当社との需給契約を開始され，または契約電力を増加された後１年に満たないで，需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。また，需給開始または契約電力の増加にともない当社が新たに供給設備を施設しなかった場合は，工事費を精算いたしません。 イ　需給開始にともない新たに施設した供給設備の利用開始後，１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合には，新たに施設した供給設備について，~~63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。 ロ　契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後，１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合（イの場合を除きます。）には，新たに施設した供給設備について，~~63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。 ハ　需給開始にともない新たに施設した供給設備の利用開始後，１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合には，新たに施設した供給設備について，~~58（一般供給設備の工事費負担金）(1)イの工事費として算定される金額から減少後の契約電力を新たに設定された契約電力とみなして58（一般供給設備の工事費負担金）(1)ロの当社負担額として算定される金額を差し引いた金~~	**48　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費の精算** (1) お客さま（特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が，新たに当社との需給契約を開始され，または契約電力を増加された後１年に満たないで，需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。また，需給開始または契約電力の増加にともない当社または当該配電事業者が新たに供給設備を施設しなかった場合は，工事費を精算いたしません。 イ　需給開始にともない新たに施設した供給設備の利用開始後，１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合には，新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。 (ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額 ロ　契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後，１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合（イの場合を除きます。）には，新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。 (ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額 ハ　需給開始にともない新たに施設した供給設備の利用開始後，１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合には，新たに施設した供給設備について，(ｲ)および(ﾛ)の金額を申し受けます。ただし，減少にともない供給電圧を変更する場合は，(ﾛ)および(ﾊ)の金額を申し受けます。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。 ~~なお~~，減少にともない供給電圧を変更する場合は，~~需給開始にともない新たに施設した供給設備について，63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と需給開始にともない既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。	
	(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより工事費として算定される金額から減少後の契約電力を新たに設定された契約電力とみなして当社負担額として算定される金額を差し引いた金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額 (ﾊ) 需給開始にともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と需給開始にともない既に申し受けた工事費負担金との差額
ニ　契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後，１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合（ハの場合を除きます。）には，~~次により算定した差額~~を申し受けます。	ニ　契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後，１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合（ハの場合を除きます。）には，次の金額を申し受けます。
(ｲ) 減少後の契約電力が増加前の契約電力を上回る場合 新たに施設した供給設備について，~~58（一般供給設備の工事費負担金）(1)イの~~工事費として算定される金額から減少後において増加前の契約電力を上回る契約電力分を増加された契約電力とみなして~~58（一般供給設備の工事費負担金）(1)ロ~~の当社負担額として算定される金額を差し引いた金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~といたします。~~	(ｲ) 減少後の契約電力が増加前の契約電力を上回る場合 a　新たに施設した供給設備について，当社の託送約款等に定めるところにより工事費として算定される金額から減少後において増加前の契約電力を上回る契約電力分を増加された契約電力とみなして当社負担額として算定される金額を差し引いた金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額
(ﾛ) 減少後の契約電力が増加前の契約電力を上回らない場合 新たに施設した供給設備について，~~58（一般供給設備の工事費負担金）(1)イの~~工事費として算定される金額から既に申し受けた工事費負担金との差額~~といたします。~~	(ﾛ) 減少後の契約電力が増加前の契約電力を上回らない場合 ａおよびｂの金額といたします。ただし，減少にともない供給電圧を変更する場合は，ｂおよびｃの金額といたします。 a　新たに施設した供給設備について，当社の託送約款等に定めるところにより工事費として算定される金額から既に申し受けた工事費負担金との差額 b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額 c　契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額
~~なお，減少にともない供給電圧を変更する場合は，~~契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備について~~，63（臨時工事費）の~~臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。~~	
ホ　需給開始または契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後，１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合で，需給契約の消滅後も引き続き当該供給設備を利用され，工事費負担金について契約電力の減少と同じような結果とみなされるときは，ハまたはニに準じて算定した差額を申し受けます。	ホ　需給開始または契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後，１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合で，需給契約の消滅後も引き続き当該供給設備を利用され，工事費負担金について契約電力の減少と同じような結果とみなされるときは，ハまたはニに準じて算定した差額を申し受けます。
(2) (1)イまたはロのお客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，工事費を精算いたしません。ただし，当社との需給契約の消滅日以降に，利用されてからの期間が１年以上とならないことが明らかになった場合には，それが明らかになった日に，(1)イまたはロに準じて算定した差額を申し受けます。	(2) (1)イまたはロのお客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，工事費を精算いたしません。ただし，当社との需給契約の消滅日以降に，利用されてからの期間が１年以上とならないことが明らかになった場合には，それが明らかになった日に，(1)イまたはロに準じて算定した差額を申し受けます。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
49　解　　約　　等 (1)　36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2)　お客さまが，46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	**49　解　　約　　等** (1)　36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2)　お客さまが，46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
50　需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	**50　需給契約消滅後の債権債務関係** 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
Ⅶ　供給方法~~および~~工事 **51　需給地点および施設** (1)　電気の需給地点~~（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）~~は，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 ~~(2)　需給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，お客さまと当社との協議により，需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。~~ ~~イ　山間地にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合~~ ~~ロ　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合~~ ~~ハ　53（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合~~ ~~ニ　技術上，経済上やむをえない場合で，お客さまが受電設備等を共用して電気の供給を受けるとき。~~ ~~ホ　その他特別な事情がある場合~~ ~~(3)　需給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。~~ ~~なお，当社は，お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線，接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。~~ ~~(4)　付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。~~	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担** **51　供給方法，工事および施設** (1)　電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2)　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。 (3)　当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (4)　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
~~**52　架空引込線**~~ ~~(1)　当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点まで~~	

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~は，当社が施設いたします。この場合には，引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~(2) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。~~	
~~53 地中引込線~~ ~~(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上不適当と認められる場合で，当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。~~ ~~イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点~~ ~~ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点~~ ~~なお，当社は，お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。~~ ~~(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所~~ ~~ロ 建物の３階以下にある場所~~ ~~ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所~~ ~~(3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は，次のものをいいます。~~ ~~イ 鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込み引出しのために施設されるものを含みます。）~~ ~~ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール~~ ~~ハ その他イまたはロに準ずる設備~~ ~~(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，59（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~	
~~54 連接引込線等~~ ~~当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点にいたる引込線をいいます。）または共同引込線（２以上の需給契約に対して１引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。~~ ~~なお，お客さまの電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。~~	
~~55 引込線の接続~~ ~~当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は，当社が行ないます。~~ ~~なお，お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には，当社は，実費を申し受けます。~~	

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~56　計量器等の取付け~~ ~~(1)　料金の算定上必要な計量器（電力量計，30分最大需要電力計，無効電力量計等をいいます。），その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の２次配線，通信装置，通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は，契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，次の場合には，お客さまの所有とし，お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。~~ ~~イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合~~ ~~ロ　変成器の２次配線等で，当社規格以外のケーブルを必要とし，またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合~~ ~~(2)　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~(3)　計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，(1)によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。~~ ~~(4)　お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。~~	
~~57　専用供給設備~~ ~~(1)　当社は，次の場合には，59（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。~~ ~~イ　お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合~~ ~~ロ　35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合~~ ~~ハ　お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合~~ ~~(2)　(1)の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（その変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。~~ ~~(3)　当社は，供給設備を２以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。~~ ~~イ　２以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。~~ ~~ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合~~	
~~Ⅷ　工事費の負担~~ ~~58　一般供給設備の工事費負担金~~ ~~(1)　お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてイにより算定される工事費がロの当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として申し受けます。~~	

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~イ　工　事　費~~ ~~(イ) 架空配電設備の場合~~ ~~（工事こう長100メートル当たり）~~ ~~新増加契約電力1キロワットにつき~~ ~~標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合~~ ~~605円00銭~~ ~~標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合~~ ~~176円00銭~~ ~~なお，標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。~~ ~~(ロ) 地中配電設備の場合~~ ~~（工事こう長100メートル当たり）~~ ~~新増加契約電力1キロワットにつき~~ ~~標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合~~ ~~880円00銭~~ ~~標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合~~ ~~572円00銭~~ ~~なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。~~ ~~ロ　当社負担額~~ ~~新増加契約電力１キロワットにつき~~ ~~5,500円00銭~~ ~~(2) 工事費負担金の対象となる供給設備は，需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に設置する断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。ただし，送電線路から配電設備を分岐する場合は，需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点までの配電設備といたします。~~ ~~(3) お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは，新たな利用部分を新たに施設される配電設備とみなします。~~ ~~(4) 次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。~~ ~~イ　配　電　設　備~~ ~~発電所，変電所または送電線路（発電所相互間，変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい，電線，引込線，保安装置およびこれらを支持し，または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）および保安通信設備を含みます。~~ ~~ロ　工　事　こ　う　長~~ ~~別表７（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。~~ ~~なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。~~	

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~59　特別供給設備の工事費負担金~~ ~~(1)　お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~イ　お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額~~ ~~なお，標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。~~ ~~(イ)　お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合~~ ~~(ロ)　標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合~~ ~~(ハ)　その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合~~ ~~また，この場合も58（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~ ~~ロ　架空配電設備で供給できるにもかかわらず，お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は，(イ)または(ロ)の金額~~ ~~(イ)　標準設計工事費をこえる金額~~ ~~なお，この場合も，58（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~ ~~(ロ)　需給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，(イ)にかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額~~ ~~ハ　57（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額~~ ~~なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，57（専用供給設備）(2)によるものといたします。~~ ~~(2)　お客さまが18（特別高圧自家発補給電力）または19（特別高圧予備電力）によって新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，これにともない新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，58（一般供給設備の工事費負担金）(2)に準ずるものといたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，57（専用供給設備）(2)によるものといたします。~~	
~~60　供給設備を変更する場合の工事費負担金~~ ~~(1)　新たな電気の使用または契約電力の増加にともなわないで，お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また，お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は，55（引込線の接続）または56（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~(2)　35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~	
~~61　特別供給設備等の工事費の算定~~ ~~59（特別供給設備の工事費負担金）および60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。~~ ~~(1)　工事費は，お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。~~ ~~イ　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸~~	

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~掛りの合計額といたします。~~ ~~ロ　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。~~ ~~ハ　諸掛りには，次により算定した測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。~~ ~~(ｲ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に含みません。ただし，架空配電線路の経過地に地役権を設定する場合には，その対価の50パーセントに相当する金額は工事費に含みます。この場合，登録免許税，印紙税，登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に含みません。~~ ~~(ﾛ) 架空配電線路の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。~~ ~~(ﾊ) 補償費のうち残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に含みます。~~ ~~(ﾆ) 建設分担関連費は，工事期間が12月以上を要し，かつ，工事費が50億円以上の場合に限り工事費に含みます。~~ ~~ニ　撤去工事がある場合は，イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。~~ ~~(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，(1)に準じて算定いたします。~~ ~~(3) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して電気を供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。~~ ~~イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合~~ $\text{工事費} \times \dfrac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ ~~ロ　管路等を利用して電気を供給する場合~~ $\text{工事費} \times \dfrac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$ ~~(4) 使用開始後３年以内の配電設備を利用する場合は，新たな利用部分を新たに施設される配電設備とみなします。~~ ~~なお，この場合の工事費は，57（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに準じて算定いたします。~~ ~~(5) 59（特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合の工事費は，お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，(1)にかかわらず，58（一般供給設備の工事費負担金）(1)イおよび(3)によって算定いたします。~~ ~~なお，19（特別高圧予備電力）によって電気の供給を受ける場合で，一般供給設備と予備供給設備とを同一の支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は，58（一般供給設備の工事費負担金）(1)イの該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。~~ ~~(6) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには，当社は，58（一般供給設備の工事費負担金）または59（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として~~	

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~申し受けます。~~ ~~なお，この場合の工事費負担金は，59（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。~~	
~~62~~　工事費負担金の申受けおよび精算 (1) 当社は，~~工事費負担金~~を原則として工事着手前に申し受けます。 (2) ~~工事費負担金は，次の場合には，~~工事完成後すみやかに精算するものといたします。 ~~イ　58（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。~~ ~~(ｲ) 設計変更等により，架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合~~ ~~(ﾛ) その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合~~ ~~ロ　59（特別供給設備の工事費負担金）（58〔一般供給設備の工事費負担金〕に準じて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，原則として，すべてのとき。~~ ~~(3) 当社は，お客さまの承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。~~ ~~なお，その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。~~	52　工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。 (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。
~~63　臨時工事費~~ ~~(1) 17（特別高圧臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，原則として工事着手前に申し受けます。~~ ~~なお，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器については，配電設備に属するものはその価額の95パーセント，変電設備に属するものは１月（１月未満は１月とします。）につきその価額の１パーセントを差し引いた値とし，特別高圧配電設備，送電設備および変電設備については撤去材料倉入額といたします。~~ ~~(2) 臨時工事費を申し受ける場合は，58（一般供給設備の工事費負担金），59（特別供給設備の工事費負担金）および60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申~~	

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~し受けません。~~ ~~(3)　当社は，設計の変更，材料単価の変動その他特別の事情によって臨時工事費に著しい差異が生じた場合は，工事完了後すみやかに精算するものといたします。~~	
~~64　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け~~ ~~供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で，その供給設備を利用して電気を使用されないときは，当社は，要した費用の実費を申し受けます。~~ ~~なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を申し受けます。~~	
~~65~~　**工事費等に関する契約書の作成** 当社は，工事費等に関する必要な事項について，工事着手前に，契約書を作成いたします。	53　**工事費等に関する契約書の作成** 当社は，お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。
~~Ⅸ~~　保　　安	Ⅷ　保　　安
~~66~~　**保 安 の 責 任** 当社は，需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。	54　**保 安 の 責 任** 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。
~~67~~　**保安等に対するお客さまの協力** (1)　次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2)　お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。 (3)　当社は，必要に応じて，供給開始に先立ち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。	55　**保安等に対するお客さまの協力** (1)　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2)　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。 (3)　当社または当該配電事業者は，必要に応じて，供給開始に先立ち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。
附　　則	附　　則
１　この離島約款の実施期日 この離島約款は，令和~~４~~年~~９~~月１日から実施いたします。	**１　この離島約款の実施期日** この離島約款は，令和５年６月１日から実施いたします。
２　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 使用電力量~~または~~最大需要電力は，24（使用電力量等の計量）(5)の規定にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量~~または~~最大需要電力は，計量された使用電力量~~または~~最大需要電力を，供給電圧と同位	**２　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い** 使用電力量および最大需要電力は，24（使用電力量等の計量）(5)の規定にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量および最大需要電力は，計量された使用電力量および最大需要電力を，供給電圧と同位

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。	にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。
~~**３　アンシラリーサービス料についての特別措置**~~ ~~お客さまが平成17年３月31日までに当社の供給設備に電気的に接続して使用された発電設備については，当該発電設備を更新されない限り，本則の規定にかかわらずアンシラリーサービス料を申し受けません。~~	
~~**４　燃料費調整についての特別措置**~~ ~~この離島約款実施の際現に離島等供給約款［特別高圧用］（令和４年４月12日実施）の適用を受けている場合の燃料費調整単価は，当分の間，別表３（燃料費調整）(1)ロにかかわらず，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。~~ ~~なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。~~ ~~(1)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を下回る場合~~ ~~燃料費調整単価＝(25,100円－平均燃料価格)×別表３（燃料費調整）(2)の基準単価／1,000~~ ~~(2)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を上回り，かつ，37,700円以下の場合~~ ~~燃料費調整単価＝(平均燃料価格－25,100円)×別表３（燃料費調整）(2)の基準単価／1,000~~ ~~(3)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が37,700円を上回る場合~~ ~~平均燃料価格は，37,700円といたします。~~ ~~燃料費調整単価＝(37,700円－25,100円)×別表３（燃料費調整）(2)の基準単価／1,000~~	
	３　この離島約款の実施にともなう切替措置 この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，25（料金の算定）および26（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。
別　　表 **１　再生可能エネルギー発電促進賦課金** (1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を~~あらかじめ当社の事務所に掲示~~いたします。 (2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。 (3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定	別　　表 **１　再生可能エネルギー発電促進賦課金** (1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を<u>インターネットを利用する方法等によりお知らせ</u>いたします。 (2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。 (3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，特別高圧予備電力の場合，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには，使用電力量は，再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。 また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ) (ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。	イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，特別高圧予備電力の場合，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには，使用電力量は，再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。 また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ) (ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。
２　特　　定　　日 この離島約款において，特定日とは，次の日をいいます。 (1) 日曜日 (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 (3) １月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日	**２　特　　定　　日** この離島約款において，特定日とは，次の日をいいます。 (1) 日曜日 (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 (3) １月２日，１月３日，１月４日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日
３　燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 ~~Ｂ~~＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝~~0.2410~~ β＝~~1.1282~~ なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	**３　燃 料 費 調 整** (1) 燃料費調整額の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝0.0065 β＝0.1632 γ＝1.1152 なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~ロ~~　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，~~各契約種別ごとに~~次の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 （ｲ）１キロリットル当たりの平均燃料価格が~~25,100円~~を下回る場合 燃料費調整単価＝（~~25,100円~~－平均燃料価格）×$\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ （ﾛ）１キロリットル当たりの平均燃料価格が~~25,100円~~を上回る場合 燃料費調整単価＝（平均燃料価格－~~25,100円~~）×$\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ ~~ハ~~　燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 （ｲ）各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，（ﾛ）の場合を除き，次のとおりといたします。	ロ　基準燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，81,500円といたします。 ハ　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 （ｲ）１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 燃料費調整単価＝（基準燃料価格－平均燃料価格）×$\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ （ﾛ）１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合 燃料費調整単価＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×$\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ ニ　燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 （ｲ）各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，（ﾛ）の場合を除き，次のとおりといたします。

旧（令和４年９月１日実施）

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

~~ﾆ~~ 燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に~~ﾛ~~によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	~~29~~銭~~9~~厘

(3) 燃料費調整単価等の~~掲示~~

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)~~ﾛ~~によって算定された燃料費調整単価を~~当社の事務所に掲示~~いたします。

新（令和５年６月１日実施）

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	25銭7厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
	４　離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ　離島平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格＝Ａ×α Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 α＝1.0000 なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ　離島基準燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。 ハ　離島調整上限燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000 円といたします。 ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ｲ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合 $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ (ﾛ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合 $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ (ﾊ) １キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合 離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。 $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたと

<table>
<tr><th>旧（令和４年９月１日実施）</th><th>新（令和５年６月１日実施）</th></tr>
<tr><td></td><td>きは，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。
へ　離島ユニバーサルサービス調整額
離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。
(2) 離島基準単価
離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。
<table><tr><td>１キロワット時につき</td><td>2銭6厘</td></tr></table>
(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ
当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</td></tr>
<tr><td>４ ~~平均力率の算定~~
~~(1) 平均力率は，無効電力量を有効電力量で除してえた値（端数は，小数点以下第５位で四捨五入いたします。）に応じて，次のとおりといたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。~~</td><td></td></tr>
</table>

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

無効電力量／有効電力量の値		平均力率（パーセント）	無効電力量／有効電力量の値		平均力率（パーセント）
0.0000 から	0.1004 まで	100	1.7555 から	1.8031 まで	49
0.1005	0.1752	99	1.8032	1.8526	48
0.1753	0.2279	98	1.8527	1.9039	47
0.2280	0.2718	97	1.9040	1.9571	46
0.2719	0.3106	96	1.9572	2.0124	45
0.3107	0.3461	95	2.0125	2.0700	44
0.3462	0.3793	94	2.0701	2.1299	43
0.3794	0.4108	93	2.1300	2.1923	42
0.4109	0.4409	92	2.1924	2.2576	41
0.4410	0.4701	91	2.2577	2.3258	40
0.4702	0.4984	90	2.3259	2.3972	39
0.4985	0.5261	89	2.3973	2.4721	38
0.5262	0.5533	88	2.4722	2.5507	37
0.5534	0.5801	87	2.5508	2.6334	36
0.5802	0.6066	86	2.6335	2.7206	35
0.6067	0.6329	85	2.7207	2.8126	34
0.6330	0.6590	84	2.8127	2.9099	33
0.6591	0.6850	83	2.9100	3.0130	32
0.6851	0.7110	82	3.0131	3.1225	31
0.7111	0.7370	81	3.1226	3.2390	30
0.7371	0.7630	80	3.2391	3.3633	29
0.7631	0.7892	79	3.3634	3.4962	28
0.7893	0.8154	78	3.4963	3.6389	27
0.8155	0.8419	77	3.6390	3.7919	26
0.8420	0.8685	76	3.7920	3.9572	25
0.8686	0.8954	75	3.9573	4.1362	24
0.8955	0.9225	74	4.1363	4.3305	23
0.9226	0.9500	73	4.3306	4.5424	22
0.9501	0.9778	72	4.5425	4.7744	21
0.9779	1.0060	71	4.7745	5.0298	20
1.0061	1.0345	70	5.0299	5.3121	19
1.0346	1.0636	69	5.3122	5.6261	18
1.0637	1.0931	68	5.6262	5.9775	17
1.0932	1.1231	67	5.9776	6.3736	16
1.1232	1.1536	66	6.3737	6.8237	15
1.1537	1.1848	65	6.8238	7.3396	14
1.1849	1.2166	64	7.3397	7.9373	13
1.2167	1.2490	63	7.9374	8.6380	12
1.2491	1.2822	62	8.6381	9.4712	11
1.2823	1.3161	61	9.4713	10.4787	10
1.3162	1.3508	60	10.4788	11.7221	9
1.3509	1.3864	59	11.7222	13.2958	8
1.3865	1.4229	58	13.2959	15.3521	7
1.4230	1.4603	57	15.3522	18.1543	6
1.4604	1.4988	56	18.1544	22.1997	5
1.4989	1.5384	55	22.1998	28.5539	4
1.5385	1.5792	54	28.5540	39.9875	3
1.5793	1.6211	53	39.9876	66.6667	2
1.6212	1.6644	52	66.6668	199.9975	1
1.6645	1.7091	51	199.9976	∞	
1.7092	1.7554	50			

なお，平均力率は，次の算式によって算定された値によるものといたします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(2) 有効電力量および無効電力量の計量については，24（使用電力量等の計量）(1)，(3)，(5)，(7)イおよび(8)に準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，24（使用電力量等の計量）(5)の規定にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
~~有効電力量または無効電力量を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。~~	
~~5　使用電力量等の協定~~ ~~使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は，次によります。~~ ~~(1)　使用電力量の協定~~ ~~原則として次のいずれかの値といたします。~~ ~~イ　過去の使用電力量による場合~~ ~~次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。~~ ~~(ｲ)　前月または前年同月の使用電力量による場合~~ $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ~~(ﾛ)　前３月間の使用電力量による場合~~ $\frac{\text{前３月間の使用電力量}}{\text{前３月間の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ~~ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合~~ ~~使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。~~ ~~ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。~~ $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ~~ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合~~ ~~参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。~~ ~~なお，この場合の計量器の取付けは，56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。~~ ~~ホ　公差をこえる誤差により修正する場合~~ $\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋（±誤差率）}}$ ~~なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。~~ ~~(ｲ)　お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月~~ ~~(ﾛ)　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月~~ ~~(2)　最大需要電力の協定~~ ~~(1)に準ずるものといたします。~~	
~~6~~　日割計算の基本算式 (1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金を日割りする場合	5　日割計算の基本算式 (1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金を日割りする場合

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
$$1月の該当料金 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$ ただし，25（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は， $$\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}は，\frac{日割計算対象日数}{暦　日　数}$$ といたします。 ロ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (ｲ) 25（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 25（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，特別高圧電力Ａおよび特別高圧電力Ｂのお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ハ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合 (ｲ) 25（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 25（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。 (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 23（料金の算定期間）(2)の場合は，(1)イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，計量日といたします。 (4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，	$$1月の該当料金 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$ ただし，25（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は， $$\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}は，\frac{日割計算対象日数}{暦　日　数}$$ といたします。 ロ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (ｲ) 25（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 25（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，特別高圧電力Ａおよび特別高圧電力Ｂのお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ハ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合 (ｲ) 25（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 25（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。 (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 23（料金の算定期間）(2)の場合は，(1)イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，計量日といたします。 (4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
その日は停止期間中の日数には含みません。	その日は停止期間中の日数には含みません。

~~７　標準設計基準~~

~~(1)　適　　用~~

~~イ　この基準は，Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。~~

~~ロ　この基準に明記していない場合は，電気設備に関する技術基準その他関係法令，当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。~~

~~ハ　地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は，技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。~~

~~(2)　特別高圧電線路~~

~~イ　通　　則~~

~~(ｲ)　電圧降下の許容限度~~

~~特別高圧電線路の電圧降下の許容限度は，次の値を標準といたします。この場合，電線路は需給地点から当該需要に供給する発変電所の引出口に設置する断路器の負荷側接続点までといたします。~~

~~公称電圧（キロボルト）~~	~~22~~	~~66~~
~~電圧降下の許容限度（キロボルト）~~	~~2~~	~~6~~

~~(ﾛ)　経　過　地　等~~

~~特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は，地形その他用地の事情を考慮して，保守，保安等に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。~~

~~(ﾊ)　電線路の種類および回線数~~

~~特別高圧電線路は，架空電線路を標準とし，回線数は原則として１回線といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上認められない場合または技術上，経済上不適当と認められる場合もしくは用地の確保が著しく困難な場合は，その他の方法によります。~~

~~ロ　架　空　電　線　路~~

~~(ｲ)　電線路の施設~~

~~a　特別高圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の電線路との併架，電線張替等のうち，技術的に支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。~~

~~b　他の架空電線路と併架の場合の電線架線順位は，電圧の高いものを上部，低いものを下部といたします。~~

~~(ﾛ)　支持物の施設~~

~~特別高圧架空電線路の支持物は，原則として鉄塔を使用いたします。ただし，22キロボルト以下の架空電線路で支持物に電柱を使用する場合（以下「22キロボルト電柱方式」といいます。）は，原則として工場打鉄筋コンクリート柱を使用いたします。~~

~~(ﾊ)　標　準　径　間~~

~~標準径間は，次の値を標準といたします。~~

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

支持物種類	標準径間(メートル)
鉄　塔	150以上　300以下
その他	30以上　150以下

(ニ) が　い　し

a　がいしは，250ミリメートル懸垂がいしを標準といたしますが，状況によりラインポストがいしまたは長幹がいしを使用することがあります。ただし，22キロボルト電柱方式のがいしは，ラインポストがいしまたは長幹がいしを標準として使用いたします。

b　懸垂がいしの連結個数は，次の値を標準といたします。その他のがいしを使用する場合は，懸垂がいしに準じて施設いたします。

公称電圧(キロボルト)	22	66
標準がいし個数	1	7
標準絶縁間隔(ミリメートル)	350	950
最小絶縁間隔(ミリメートル)	300	350
ジャンパーと腕金との間隔(ミリメートル)	400	1,060

c　塩じん害等により汚損する箇所には次の標準がいし連結個数を採用いたします。

なお，等価付着塩分量は，屋外に施設されるすべての箇所で0.35ミリグラム／平方センチメートル以上といたします。

付着塩分量 (ミリグラム/平方センチメートル)	0.35	0.5	0.5以上
公称電圧66キロボルト 標準がいし連結個数	7	7	8

(ホ) 装柱，その他

a　支持物の装柱は，電圧，電線の種類および太さ，気象条件，地形的条件，用地事情等を考慮して決定いたします。

b　絶縁間隔は，(ニ) bの値を標準といたします。

(ヘ) 電線の種類および太さ

a　電線は機械的強度上とくに必要のある場合，腐食のおそれがある場合等特別な場合を除き，裸硬銅より線または鋼心アルミより線を使用いたします。ただし，22キロボルト電柱方式の場合は絶縁電線を使用いたします。

b　電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，電力損失，機械的強度等を考慮して，次の中から技術上，経済上必要最小のものを使用いたします。

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

裸硬銅より線		鋼心アルミより線		水密型屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線（OCW）	
公称断面積（平方ミリメートル）	許容電流（アンペア）	公称断面積（平方ミリメートル）	許容電流（アンペア）	公称断面積（平方ミリメートル）	許容電流（アンペア）
125	485	410	846	150	505
100	420	240	608	100	390
55	290	160	467		
		120	399		

(ト) 架空地線の施設

a　電線路には，雷害を防止するため架空地線を施設いたします。

b　架空地線は，アルミ覆鋼より線１条を標準とし，太さは55平方ミリメートル相当以上といたします。ただし，電磁誘導障害または腐食のおそれがある場合には，特殊電線を使用することがあります。

c　22キロボルト以下の架空地線は，１条を標準とし，次のものを使用いたします。ただし，長径間箇所，機械的強度上とくに必要がある箇所等には，特殊電線を使用することがあります。

電線の種類	公称断面積（平方ミリメートル）
亜鉛メッキ鋼より線	22
裸硬銅線	38

(チ) 架空電線の地表上の高さ

電線の最低地上高は，次の値を標準といたします。ただし，電線路付近に建造物がある場合またはその建設が予定される地域，道路や河川の横断箇所，植林地通過箇所ならびにその他保安および保守上問題がある場合は，標準値に必要な高さを加算した値といたします。

支持物の種類	最低地上高（メートル）	
	市街地	その他
鉄塔	11	7
電柱	8	6

(リ) アークホーンおよびアーマーロッドの施設

がいし装置には，必要に応じアークホーン，アーマーロッドを施設いたします。

(ヌ) その他

搬送波の重畳されている電線路から分岐して電線路を施設する場合は，原則として搬送波を阻止するブロッキングコイルを施設いたします。

ハ　地中電線路

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

~~(ｲ) 施　設　方　法~~

~~特別高圧地中電線路の施設方法は，管路式を標準といたします。ただし，当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合は，暗きょ式とすることがあります。~~

~~(ﾛ) ケーブルの種類および太さ~~

~~ケーブルの種類は，電圧，経過地，施設方法その他の条件を考慮して決定いたします。また，ケーブルの太さは，許容電流，電圧降下，事故電流，施設方法等を考慮して，原則として次の中から選定いたします。~~

~~なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。~~

~~公称電圧（キロボルト）~~	~~22~~	~~66~~
~~公称断面積（平方ミリメートル）~~	~~22~~	~~80~~
	~~38~~	~~100~~
	~~60~~	~~150~~
	~~100~~	~~200~~
	~~150~~	~~250~~
	~~200~~	~~325~~
	~~325~~	~~400~~
	~~500~~	~~600~~

~~(ﾊ) 避雷器の施設~~

~~特別高圧架空電線路に接続される地中電線路には，ケーブルの保護のため，原則として接続部に避雷器を取り付けます。~~

~~(3) 変　電　設　備~~

~~イ 通　　則~~

~~電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。~~

~~ロ 結　線　法~~

~~結線および主要機器取付数量の標準は，次のとおりといたします。~~

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）

公称電圧 (キロボルト)		結線法	機器名	数量	備考
66	単母線	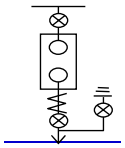	しゃ断器 断路器 変流器 配電盤	1台 2台 12個 1式	しゃ断器が自動連結構造の場合には，断路器を省略いたします。 変流器は，しゃ断器に内蔵されたものを標準といたします。
	複母線	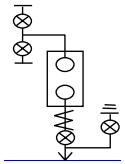	しゃ断器 断路器 変流器 配電盤	1台 3台 18個 1式	
22	単母線	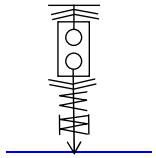	しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 6個 1個 1式	

凡　例

しゃ断器	断路器	接地装置	変流器	零相変流器	引出型しゃ断器

ハ　しゃ断器

(イ) しゃ断器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した事故電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 系統構成は，10年程度先を目標といたします。

ニ　断路器

(イ) 断路器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流およびその系統の事故電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 系統構成は，10年程度先を目標といたします。

ホ　計器用変流器

(イ) 計器用変流器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流およびその系統の事故電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 系統構成は，10年程度先を目標といたします。

ヘ　配電盤

旧（令和４年９月１日実施）	新（令和５年６月１日実施）
配電盤には，原則として電流計，電力量計およびしゃ断器操作用開閉器ならびに運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ無効電力量計，電圧計等を取り付けます。 なお，無人変電所の場合には，当該設備の遠隔監視制御装置（通信伝送路を含みます。）を取り付けます。 ト　保　護　装　置 電線路には短絡または地絡故障を生じた場合に，自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。 なお，原則として各線路には自動再閉路継電器を施設いたします。 (4) 保安通信設備 イ　通　　則 (イ) 施　設　基　準 保安通信用電話設備は，原則として特別高圧で供給する場合に法令の定めるところにより施設いたします。 なお，回線数は，原則として１回線といたします。 (ロ) 通　信　方　式 保安通信用電話設備は，架空通信線，地中通信線または無線等による電話設備のうち，当該供給設備の保安上の重要度ならびに経済性を考慮して最も妥当な方式により施設いたします。 (ハ) 経　　過　　地 通信線路の経過地は，地形その他を考慮して，保守および保安に支障のない範囲において，最も経済的に施設できるよう選定いたします。 ロ　架空通信線路 (イ) 通信線路の施設方法 架空通信線路は，35キロボルト以下の架空電線路への添架または他の架空通信線路への共架により施設いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合は，通信線を単独に施設することがあります。 (ロ) 通信線の種類 架空通信線には，原則として光ファイバーケーブルを使用いたします。 ハ　地中通信線路 (イ) 通信線路の施設方法 地中通信線路の施設方法は，(2)ハ(イ)地中電線路の施設方法に準じます。 (ロ) 通信線の種類 地中通信線には，原則として光ファイバーケーブルを使用いたします。 ニ　無線電話装置 (イ) 無線電話装置は，原則として１チャンネル単信通信方式を使用するものとし，呼出方式はスピーカー呼出方式といたします。 (ロ) 装置電源は，原則として常時交流受電で，停電時には外部蓄電池より供給可能な浮動充電方式といたします。 ホ　電話設備以外の保安通信設備 電力系統の保護および運用上必要な場合は，スーパービジョン，テレメータ，系統保護用設備等を施設するものとし，イからニまでの基準を準用いたします。 ヘ　保　安　装　置 保安装置は，保安上必要に応じて施設いたします。	

以　上

３　料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

料金率は，当社の供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者により行なわれると見込まれる小売供給に係る料金の水準と同程度となるよう，当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者たる当社の小売部門が特定小売供給約款等に定める料金率と同様といたしました。